

令和7年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月

山口学芸大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的	6
基準 2. 内部質保証	12
基準 3. 学生	20
基準 4. 教育課程	33
基準 5. 教員・職員	47
基準 6. 経営・管理と財務	55
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	64
基準 A. 建学の精神「至誠」が貫く地域の未来創造	64
V. 特記事項	69
VI. 法令等の遵守状況一覧	70
VII. エビデンス集一覧	88
エビデンス集（データ編）一覧	88
エビデンス集（資料編）一覧	89

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神と学園の使命

山口学芸大学（以下「本学」という。）及び山口学芸大学大学院（以下「本大学院」という。）の母体である学校法人宇部学園（以下「学園」という。）は、昭和 20（1945）年、郷土の先覚者である吉田松陰の至誠に徹した生涯に感銘を受けた二木謙吾初代理事長が、その精神「至誠」を建学の精神と定め、財団法人宇部女子商業学校を設立したことから始まる。

法人設立にあたり二木は、吉田松陰が、時代の大転換期たる幕末期にあって日本の将来を真摯に考え、まごころの限りを尽くして学問を探求し、自ら行動するとともに、門下生の教育に当たっても「至誠」を貫き、自らの身をなげうって豊かな愛情を注ぎ、次の世代の礎を築こうとする精神によって多くの門下生を育成したこと、その教えを引き継いだ門下生の深い学びと気概ある行動が近代日本の扉を開き、さらに次の世代を育成したことを範とした。昭和 26（1951）年には財団法人の寄附行為により学校法人宇部学園を設立し、本学園は学校法人として、宇部女子高等学校、宇部女子中学校への改称、宇部女子高等学校美祢分校の開校、宇部中央自動車学校の設置、山口芸術短期大学の開学など、幾多の変遷を経ながらも「至誠」を建学の精神として掲げ続けてきた。

平成 19（2007）年には、既設の山口芸術短期大学（昭和 43（1968）年、明治維新百年を記念し、地域における教育の振興に寄与するとして開学）で培ってきた教育研究を基盤に、より高度化・多様化する保育、教育の課題に適切に対応できる保育士、幼稚園・小学校教諭の養成を目指し、本学を開学した。

令和 3（2021）年には、10年後の社会変化を見据えて、創立者の志と向き合い、学園教育の礎である建学の精神「至誠」と学園の使命（ミッション）の再定義を行い、併せて『至誠』の心の継承と、社会変化や多様性への対応」をテーマとして、本学園における 10年間の中長期計画である「宇部学園ビジョン 2030」（以下「学園ビジョン」という。）を策定した。

■建学の精神 ～至誠～

「至誠」とは「真心（まごころ）を尽くす」ということである。

「自らが授かったかけがえのない天分を、渾身の努力を尽くして最大限に伸ばし高め、社会に貢献しようとする、人としてのあり方」をいう。

■宇部学園の使命

建学の精神「至誠」を具現化した教育を基盤として、多様な価値観に触れる教育活動の実践を積み重ね、時代の変革に対応し、地域社会に貢献できる人材を育成する。

■宇部学園ビジョン

学園は、地域社会と連携・協働しながら、「至誠」の心を軸としたこれまでの学園教育のよさを継承、発展させるとともに、Society5.0の時代に求められる新たな資質・能力を兼ね備えた人材の確実な育成に努め、広く社会に貢献し、地域社会の発展に不可欠な存在として躍進することをめざします。〔パンフレットより〕

2. 大学の基本理念(教育理念とビジョン)

本学は、令和3(2021)年に再定義された本学園の建学の精神及び使命をもとに、学園内の各学校や地域社会との協働・共創をさらに進め、地域社会に貢献し、その信頼を獲得するため、本学の教育理念を定め、以下のとおり明文化し、併せて大学のビジョンを策定して本学ホームページに公表している。[<https://www.y-gakugei.ac.jp/about/spirit/>]

■教育理念

建学の精神「至誠」にもとづき、芸術を基盤とする教育を発展させ、時代の変革に対応できる多様性・柔軟性を備え、地域社会の発展に貢献できる人材を育成します。

■ビジョン

建学の精神「至誠」の心の継承と、芸術を基盤とする教育から時代の求めるSTEAM教育を展望し、リベラルアーツ教育を充実することで、豊かな人間性とグローバルな視野を持つ教育者・保育者を養成する大学の実現をめざします。

山口学芸大学は、平成19(2007)年の創設以来、建学の精神「至誠」にもとづく「芸術を基盤とする教育」の実践を通して、豊かな感性と創造力、高度な専門性と実践力を併せ持つ教育者・保育者を多数輩出し、地域社会の発展に寄与してきました。

超スマート社会(Society 5.0)の到来に備え、グローバル化の進行、高度情報化社会の進展など社会は加速度的に変化を続けています。このような時代において、山口学芸大学は、教育者・保育者を養成する大学として、地域社会の発展にさらに寄与できるよう、「宇部学園ビジョン 2030」に基づき将来像を示すこととしました。

1)大学がめざす将来像

山口学芸大学は、本学の不変の使命である建学の精神に込められた「志(こころざし)」を継承し、学生一人ひとりの天賦の才を可能な限り伸ばすとともに、他者に対する深い愛情と社会の一員としての使命感・責任感を醸成することをめざします。

同時に、これまでの「芸術を基盤とする教育」を大きく発展させて、時代が求める新たなSTEAM教育を展望し、本学のリベラルアーツ教育を充実します。この中で、教育・保育の根幹である豊かな感性や表現への意欲、創造力の育成に加えて、複合的な問題への対処や、未知の課題への対応、多角的な判断等を可能にする課題解決能力、情報技術活用能力、コミュニケーション能力を育成します。

さらに、学習指導要領の理念である「社会に開かれた教育課程」の実践者となる学生を社会に輩出できるよう、社会的汎用性と豊かな人間性、グローバルな視野を備えた人材を育成し、地域社会の発展に貢献し続けます。

また、これらを確実に実現するために大学運営のより一層のガバナンス強化を図り、財政基盤の維持・強化にも積極的に関わります。

2) 学生がめざす将来像

山口学芸大学で学ぶ学生は、他者に対する深い愛情とあらゆるものへの感謝の心を培います。そして、持続可能な社会を構築するために、変わりゆく社会のなかで子どもたちが「生きる力」を持って Society 5.0 を牽引する存在になることをめざします。そのために、多様な感性や創造性を捉え、伸ばす力、情報通信技術（ICT）や数理データ科学等を活用する力、地域コミュニティをつなぎながら教育・保育・子育てに関わる力を獲得できるよう、たゆまぬ努力を続けます。

3. 大学の目的

建学の精神及び教育の理念に基づき、山口学芸大学学則（以下「学則」という。）及び山口学芸大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）に、次のとおり目的を定めている。

■学則 第1条

本学は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、本学の建学理念「至誠」の精神に基づき、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、もって豊かな教養と人間性を備えた教育者の育成並びに社会の発展に寄与することを目的とする。

■大学院学則 第2条

本大学院は、建学の精神に則り、芸術を基盤とする教育の実践と学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる教育者としての深い学識及び卓越した能力を培い、子ども学の発展並びに文化の進展に寄与する人物を育成することを目的とする。

4. 大学の個性・特色等

本学は、1学部1学科の小規模単科大学である。規模の特性を活かした教職員と学生との物理的・心理的距離感の近さが醸成されており、「至誠」の芽を抱いている学生を受け入れ、学生の主体性を尊重しつつきめ細やかな指導・支援を伴う教育研究活動を行っている。

教育課程では、校種間の接続に関する指導の充実等、教員養成の質保証の観点から、幼児期から小学校・中学校・高等学校までの成長過程を一貫して学ぶことを可能にする課程を編成しており、卒業時に保育士資格及び幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）から複数の免許・資格の取得が可能である。昨今は全国的に教員不足が深刻化しており、小中免許併有など、複数校種の取得推進に向けた免許制度改革も進む中、質保証を図りながら教員を確保するという地域の要請に応えるべく、教職課程や教育課程改善の検討を続けている。

また、キャリア支援センターと教育学部が連携し、教育職・保育職支援を中核として、センターの就職支援室、教職支援室、保育職支援室の各室長がリーダーとなり、教育者、保育者等の専門職養成に実績を上げている。

本学は、開学以来、地域社会と連携・協働しながら「至誠」の心を軸としたこれまでの

大学教育のよさを継承、発展させるとともに、Society5.0の時代に求められる新たな資質・能力を備えた人材の確実な育成に向けて、広く社会に貢献し、これからの地域社会の発展に不可欠な存在となるべく尽力してきた。令和4(2022)年12月には、本学と山口大学、山口県立大学の連携により「一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアム」を設立し、令和5(2023)年3月、全国初となる国公立3大学による大学等連携推進法人として認定された。

大学等連携推進法人では、それぞれの大学の特色を活かし、人的・物的リソースを相互に補完することにより、教育研究機能の強化のための事業を連携して実施し、地域との共創によって、地域が求める人材育成や地域社会の振興と発展に寄与することを目的として、「地域活性化人材育成事業(SPARC)」を進めている。本学では、「ひとや地域(まち・文化・教育)のwell-beingに貢献する文系DX人材の育成」を推進し、地域社会と大学間の連携を通じて既存の学位プログラムを再構築し、地域社会を牽引する人材を育成する教員を養成する方途を開発中である。

山口学芸大学

Ⅱ. 沿革

昭和20(1945)年	財団法人宇部女子商業学校を設立し、宇部女子商業学校を運営
昭和23(1948)年	学制改革により宇部女子商業学校を宇部学園女子高等学校と改称、宇部学園女子中学校を併置
昭和26(1951)年	寄附行為により財団法人宇部女子商業学校から学校法人宇部学園に改組
昭和40(1965)年	宇部学園女子高等学校を宇部女子高等学校に、宇部学園女子中学校を宇部女子中学校に名称変更
昭和41(1966)年	宇部女子高等学校美祢分校開校、宇部中央自動車学校開校
昭和43(1968)年	山口芸術短期大学を開学（音楽科、生活芸術科開設）
昭和49(1974)年	山口芸術短期大学に幼児教育科開設
昭和51(1976)年	宇部女子高等学校美祢分校を廃止し、美祢中央高等学校開校
昭和53(1978)年	山口芸術短期大学専攻科音楽専攻を設置
昭和63(1988)年	山口芸術短期大学専攻科生活芸術専攻を設置
平成11(1997)年	山口芸術短期大学の幼児教育科を保育学科、音楽科を音楽学科、生活芸術科を芸術文化学科と科名変更
平成14(2002)年	宇部女子高等学校を慶進高等学校と改称
平成14(2002)年	山口芸術短期大学音楽学科の音楽指導コースを廃止し音楽療法コース、保育学科に幼児教育コース及び介護福祉コースを開設
平成15(2003)年	山口芸術短期大学専攻科幼児教育専攻を設置
平成16(2004)年	慶進中学校を中高一貫校として再開
平成18(2005)年	山口芸術短期大学芸術文化学科をデザインアート学科と名称変更
平成19(2007)年	山口学芸大学教育学部子ども教育学科（定員50名）開学 美祢中央高等学校を成進高等学校と改称
平成21(2009)年	山口学芸大学教育学部子ども教育学科に編入制度の導入
平成22(2010)年	山口芸術短期大学音楽学科・デザインアート学科を廃止、芸術表現学科開設
平成23(2011)年	山口学芸大学大学院教育学研究科子ども教育専攻（定員5名）を開設
平成24(2012)年	山口学芸大学教育学部子ども教育学科の入学定員を60名に変更
平成26(2014)年	山口学芸大学教育学部子ども教育学科に特別支援学校教諭養成課程を開設
平成28(2016)年	山口学芸大学教育学部子ども教育学科学科名称を教育学科に変更 ・中学校・高等学校教諭養成課程（英語）を開設 ・専攻制度（初等幼児教育、中等教育）を導入 ・学部入学定員を70名に変更
平成30(2018)年	日本高等教育評価機構(JIHEE)が定める大学評価基準に適合していると認定
令和3(2021)年	山口学芸大学教育学部教育学科中等教育専攻を英語教育専攻に変更
令和4(2022)年	山口芸術短期大学保育学科介護福祉コースを廃止 一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアム設立(山口大学・山口県立大学・宇部学園(山口学芸大学))
令和5(2023)年	一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアムが大学等連携推進法人に認定(山口大学・山口県立大学・宇部学園(山口学芸大学)) 山口芸術短期大学専攻科芸術表現専攻を専攻科デザイン専攻に改称
令和6(2024)年	学校法人宇部学園 理事長 二木寛夫が学園長を兼務 山口学芸大学学長、山口芸術短期大学学長に岡村康夫就任

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

①学内外への周知

②中期的な計画への反映

③三つのポリシーへの反映

④教育研究組織の構成との整合性

⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 学内外への周知

本学は、建学の精神及び学園の使命をもとに、本学の教育理念・目的及び教育研究上の目的を定め、学園ビジョンとの関係を示しながら、以下のようにステークホルダー（教職員、学生、保護者、高校生、役員、学外関係者、地域等）に周知している。

1. 学生、教職員、役員等への周知

本学の建学の精神・教育理念、教育目的は、地域の多様なステークホルダーに広く理解を促すため、平易な表現を用いて文章化している。【1-1-1】

学生及び教職員には、Microsoft Teams にて提供する「Campus Guide—学生ハンドブック 2025—」（令和 7（2025）年 4 月最新版）に掲載し周知を図っている。このハンドブックは、学生の保護者も閲覧可能としている。【1-1-a】

学生に対しては、入学式や式後の学園長・学長・学部長の挨拶等において繰り返し周知するとともに、オリエンテーションや初年次教育では、スライドショー等の視覚的資料を用いるなどして、浸透を図っている。

本学の使命・目的及び教育研究上の目的について学生にどの程度周知したかに関して、「学生生活に関するアンケート調査結果」によれば、「本学の建学の精神、教育の理念を理解していますか」の設問に対し、「理解している、または、聞いたことがある」と回答した学生の割合は、令和 5（2023）年度は、令和 4（2022）年度の 85%から 89.6%、令和 6（2024）年度は 92.1%に増加しており、学生への周知や浸透は年を追うごとに進んでいるといえる。【1-1-b】

本学の教育理念や教育目的に関連する方針の改正等については、毎月 1 回定例的に開催される「運営委員会」や「教授会」、不定期に開催される「研究科委員会」において協議事項と教育目的等の整合性を確認したうえで決定されている。【1-1-2】【1-1-3】【1-1-4】

また、建学の精神を中心とした周知は、学園長や学長から、新任者研修や前期末・年末・新年互礼会・辞令交付式など、節目節目の挨拶の際に、常に確認・共有されている。非常勤講師についても「非常勤講師の先生方との研修会・意見交換会」において、学長や担当課長、学部から説明している。

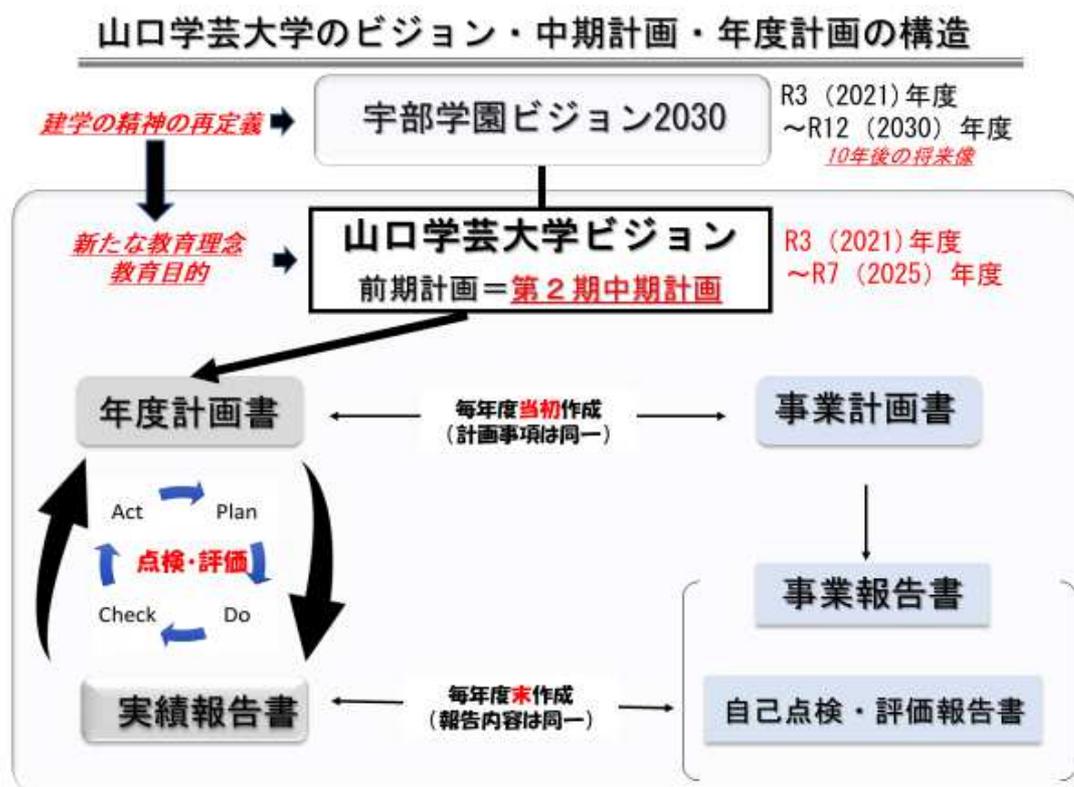
理事・監事・評議員等に対しては、理事会や評議員会において、理事である学長が、ビジョンの実現に向けた大学の教育研究活動の報告と併せて、定期的に説明をしている。

2. 学外関係者への周知

学外関係者への周知は、本学のホームページ・デジタルパンフレット等で広く浸透を図っている。特に高校生やその保護者、教職員 に対してオープンキャンパスや進路説明会、学外で行われる高校生を対象とした進路ガイダンス、高校への出張講義等、様々な機会を活用し、参加者に口頭説明により周知している。

地域社会や産業界へは、本学ホームページでの情報公表の他、令和元（2019）年度から毎年度、外部評価として実施している「教育活動に関する協議会」において、委員である山口市教育委員会や保育行政の担当者、教育現場の高校教員、地元企業の人事担当責任者等に向けて、三つのポリシーを含む大学の教育方針等について学長から説明を行い、提言や意見を集約して教育活動の改善に活かしている。

1-1-② 中期的な計画への反映



本学の中期計画は、自己点検・評価委員会を中心に令和3（2021）年度から10年間の中長期計画として策定された「山口学芸大学ビジョン」（以下「ビジョン」と表記）の前期5か年計画として位置づけられ、再定義された建学の精神や学園の使命に基づく新たな教育理念や教育目的を踏まえた本学の将来像やアクションプランとしてまとめられており、大学の使命・目的及び教育研究上の目的を反映している。【1-1-5】【1-1-c】【1-1-d】

1-1-③ 三つのポリシーへの反映

本学では、学校教育法施行規則第 165 条の 2 に基づき、建学の精神、教育理念及び教育目的を踏まえて大学及び大学院の三つのポリシーを定めている。また、大学の三つのポリシーは、大学の使命・目的及び教育目的との一貫性に重点を置き、継続的に見直しを行っている。【1-1-e】【1-1-f】

令和 2(2020)年度には、「ビジョン」策定の検討に合わせた本学の教育理念の見直しや、中等教育専攻から英語教育専攻への名称変更の検討、教育目的改正の検討を行い、併せて三つのポリシーの見直しを行った。

翌令和 3(2021)年度には、教育職員免許法施行規則の改正や、義務教育特例等、教職課程認定基準の改正等を受け、教職課程や教育課程の大幅な見直しを行う必要ができたことから、教育理念や教育目的、「ビジョン」の方向性との整合性を図りながら、令和 4(2022)年 4 月からの三つのポリシーの見直しを行った。

令和 5(2023)年度は、新たに導入した「SPARC 教育プログラム」との関連を踏まえた見直しの検討、確認を行った。

令和 6(2024)年度には、授業担当教員に対して、全ての授業の初回で、担当授業が本学の三つのポリシーや学修成果とどのように結びついているか周知するよう求めた。具体的には、カリキュラム・マップに基づく各授業の目標達成が、ディプロマ・ポリシーの実現、ひいては本学の教育目的、教育理念の実現につながることを学生に周知した。この取り組みは、全開設科目の 9 割を超え実施されている。【1-1-g】

1-1-④ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、その使命・目的を達成するため、学則第 4 条に基づき、教育学部教育学科を置いている。教育学科には初等幼児教育専攻・英語教育専攻を置き、1 学部 1 学科 2 専攻で編成している。

大学院は、大学院学則第 4 条に基づき、教育学研究科子ども教育専攻(修士課程)の 1 研究科 1 専攻で編成している。

これらの組織に、学校法人宇部学園組織規程第 8 条、学則第 6 条第 1 項・第 2 項、大学院学則第 8 条第 1 項・第 2 項に基づき、専任教員を配置している。

附属組織として、図書館及び教育・保育支援センターを置くとともに、山口学芸大学及び山口芸術短期大学事務組織規則に基づき事務組織として学生部と総務部を設け、教育・研究活動支援を担っている。【1-1-h】

また、小規模大学として常設組織に専従者を配置することには限界があることから、時限的なタスクに係るプロジェクト型の組織(SPARC 推進室)や、委員会内に常設の専門性の高い作業部会やタスクフォース(情報教育支援専門部会、情報基盤専門部会、IR 部会等)を置くことで教育研究の推進に必要な組織機能を整備する工夫を行っている。

本学の教育研究の基盤に対する社会の期待に応え、新しい時代に相応しい教育を推進していくためには、研究成果の公表も重視している。平成 22(2010)年度に刊行した本学研究紀要『山口学芸研究』は令和 7(2025)年 3 月に通巻 16 号を発行した。既刊の論文について全て山口県大学共同リポジトリ(<https://ypir.lib.yamaguchi-u.ac.jp/vg/>)にて公表(オープンアクセス)している。当該紀要の発行に関する事項は、図書館委員会規程第 2 条により、図書館が担当してい

る。【1-1-i】

学園に設置されている亀山幼稚園は、幼児教育を学ぶ実習の場としての役割を備えており、また、本学教員の調査・研究・研修の場としての機能も有している。【1-1-j】

1-1-⑤ 変化への対応

本学は、開学以来、保育者・教育者を養成する高等教育機関として、社会環境の変化や組織の改編などに対応し、使命・目的及び教育目的の見直しを行っている。

令和3（2021）年度には、建学の精神の再定義・「ビジョン」策定に並行し、教育理念を見直し、中等教育専攻を英語教育専攻へ名称変更して以降、全学的な教学マネジメントの観点から教育目的と社会情勢の変化の整合性について検証を行い、教育目的を改正した。

【1-1-k】

令和4（2022）年度以降も、「ビジョン」の実現に向けて、中期計画の点検・評価を踏まえながら、使命・目的・教育目的と時代の変化への対応について確認を重ねている。

また、大学の個性・特色等で述べたように、令和5（2023）年度には、「文系DX人材」の養成を目的として、「SPARC教育プログラム」を導入するなど、教育現場の最新の課題にも対応できる教育体制を整備した。ステークホルダーへの周知を図りながら、教育成果等を検証しつつ、本学の教育目的との整合性を点検・確認し改善点を抽出している。

【基準1の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、1-1-⑤に記載したように、建学の精神の再定義を行い、教育の理念及び教育目的を見直し、中期計画のもとに年度ごとに課題抽出し目的の改善に向けてPDCAサイクルを回しながら社会変化に対応し、教育目的の達成に向けて努力している。

その中で、学生や保護者、非常勤講師も含め全ての教職員に対して、機会をとらえて見直した教育の理念や教育目的、「ビジョン」、三つのポリシーの関係について広く理解を促しており、学生アンケート結果が示すように、本学の教育の理念等の認知度は高い。

また、本学は、教育者・保育者養成校として、その使命・目的は明確であり、学生も、教職員も、「チーム学芸」を掛け声に、一丸となって学修活動、教育活動を進めている。教員養成に特化した山口県内唯一の大学として全国有数の教員採用実績をあげており、外部評価の際に教育委員会の職員などから、「教員になるなら山口学芸大学へ」との評価を得ると同時に地元の期待も大きい。

令和7（2025）年3月、教育職52名、保育職18名、公務員3名、一般企業1名の卒業生74名が地域に巣立っていった。卒業生の90.5%が山口県内就職である。本学の使命・目的及び教育目的を強く反映した結果といえる。

このように、全学が同じベクトルで日々の活動を行っており、9割以上の卒業生が獲得した学びを地域に還元していることから、地域にとってかけがえのない教員養成機関であり、未来の人材育成機関であるとの認識と期待を得ていることは疑いがない。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

現時点で明らかになった課題は、地域社会の発展に貢献する教育者・保育者の養成を使命・目的とする本学の、志願者数・入学者数の確保と地元への教育者・保育者の確実な輩出、並びにその質保証の強化である。この課題は、本学の掲げる教育の使命・目的、教育研究上の目的が地域社会に認知されているか否かに関連している。

上述のように、本学は、再定義した建学の精神、教育理念に基づき、加速度的に変化を続ける地域社会に対応し、教育目的や三つのポリシーの見直し、新たな SPARC 教育プログラムの導入、教育課程の変更など、教育改革にも柔軟に取り組むとともに、入学者選抜の妥当性の検証・改善も行いながら、使命、目的の実現に向けて入学者数を確保し、アセスメントプランにもとづく点検・評価結果を活かして、ディプロマ・ポリシーに適う教育者・保育者の養成を行い、地域に輩出してきた。

特に、文部科学省「SPARC～地域活性化人材育成事業～」への参画を契機として、SPARC 教育プログラムを導入し、令和 6（2024）年 4 月入学生から 10 人定員の「文系 DX 教員養成プログラム」の試行を開始したところである。変化し続ける地域社会に必要とされる教員養成像を確立し、新たな学位プログラムを再構築することが求められていることを念頭に置き、学部・学科レベルでの教育目的・教育課程に関して検討している。

しかし、18 歳人口の減少や教員の多忙化等に起因する教員志願者の全国的な減少傾向は続いており、令和 4（2022）年度、本学は入学者数で初めて定員を満たせなかった。令和 6（2024）年度には収容定員充足率が初めて 100%を下回った（97.7%）が、教育目的や三つのポリシーの見直し、新たなプログラムの導入、教育課程の変更など、教育改革に柔軟に対応する中で、令和 7（2025）年度には入学者の増加により、充足率は再び 100%を超えた（104%）。ただし、令和 7（2025）年度入学者数の増加についての分析は、今後行う予定であるが現時点では不十分である。

教育学部のみの本学にとって、その使命・目的の実現に向けた出発点となる入学者数の確保及び時代のニーズに対応できる資質・能力を充足する教育者・保育者の地元への輩出は、今後もますます重要となる課題である。その際、本学が掲げる使命・目的、教育研究上の目的についてステークホルダーに（本学の教育研究の成果も含め）十分に届いているのか、届いていないとすればその要因は何かを検証することが肝要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学の使命・目的を達成するため、本学の教育研究組織の構成と未来志向の人間中心社会ビジョン Society 5.0 との親和性を高めること、多様性と well-being の実現に資する人材育成像を継続的かつ適応的に見極めることが重要である。現在、国公私立大学を通じた大学教育再生の戦略的推進（文部科学省）という方針を受け、「地域活性化人材育成事業～SPARC～」に取り組んでいるところであり、引き続き参画する予定である。

また、地域の未来を創造する人材を養成する機関としての責務を果たし続けるため、志願者数、入学者数の確保及び教育者・保育者の地元への輩出に対しては、今後も、変容する教育環境、大学教育への社会的期待の変化などに留意しながら、中期計画の点検・評価を行い、その結果を活用した教育の質確保と向上の取組を着実に履行する。併せて、本学

の使命や目的に対する地域社会の理解と支持がこれまで以上に得られるよう、地域の未来に必要とされる人材像を検討し、高校生や保護者、地域の方々へ周知を図っていく。

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証に関する全学的な方針は、学則第 2 条第 1 項及び大学院学則第 3 条において、「本学は、教育研究水準の維持向上に資するため、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と規定し、大学の使命・目的の達成と教育研究水準の向上のために自主的に点検・評価を行うと明示し、点検・評価の結果を本学ホームページも公表している。【2-1-1】【2-1-2】

具体的には、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学における自己点検・評価活動に関する基本的方針」を定め、本学における自己点検・評価活動を、①本学が独自に設定する項目による自己点検・評価活動(以下、「本学独自の自己点検・評価」)、②「認証評価」、本学が主体的に行う「外部評価」に対応する活動、と位置づけ、教育、研究、管理運営、社会貢献、地域連携等の諸活動全般を恒常的に記録・収集・自己点検して、それらの評価結果を活用して、その業務全般、特に、教育研究水準の向上、その公表を通じた社会からの信頼獲得及び本学の教育理念及び教育目的の達成をめざすとしている。

また、教育の内部質保証については、「山口学芸大学 学修成果の評価に関する実施方針（アセスメントプラン）」(以下、「アセスメントプラン」)に「カリキュラムを中核として本学が提供する学修機会を通じた学修成果・教育成果の達成状況を可視化し、総合的な点検・評価を継続的に行うことで教育の内部質保証を実現する」と規定し、本学ホームページに公表している。【2-1-a】【2-1-b】

本学は、内部質保証のための自己点検・評価を継続的に実施し、社会からの信頼を得るための組織体制を整備している。学則第 2 条第 3 項に「自己点検及び評価に関して必要な事項は、別に定める」として、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学自己点検・評価規程」(以下、「自己点検・評価規程」)を制定し、内部質保証のための実施体制等について明確化している。【2-1-4】

この規程に基づき、全般的な内部質保証の機能を備え、推進に責任を負う恒常的な組織として、「自己点検・評価委員会」を設置し、毎年度自己点検・評価を実施しており、その結果をもとに教育研究の改革・改善に努め、内部質保証を実現している。

特に、三つのポリシーを起点とする教育の内部質保証については、前述の「アセスメントプラン」及び「山口学芸大学アセスメントプランの具体的な実施における申合せ」(以下、「申合せ」)を定め、常設委員会である「教育課程委員会」を中心に、データの収集部署、収集期限及び一次分析(点検・評価)の担当委員会を設け、基本的な取り組みと検証を定期的に進める組織体制を構築している。【2-1-5】

具体的には、「授業科目レベル」「学部・学科(教育課程)レベル」「大学(機関)レベル」の 3 段階で学修成果や教育成果の達成状況の測定・評価・分析を行い、その結果を教育課

程委員会で総合的に検証し、自己点検・評価委員会へ報告するシステムとしており、点検結果をホームページ上に公表している。自己点検・評価委員会からは、課題・改善を促すフィードバックを教育課程委員会に行い、教育改善・向上に向けて教授会や学内会議に方針を提示し、改善が行われるという体制である。

学生支援、キャリア支援、管理運営、財務に係る内部質保証の自己点検・評価の結果に関し改善策を検討することが適当と認められるものについては、自己点検・評価委員会から学内の常設委員会または各部署にフィードバックを行い、相互に連携した体制の下、内部質保証を推進している。

本学の内部質保証推進体制の要となる自己点検・評価委員会及び教育課程委員会の委員長はいずれも学長である。

学長は、教育研究に関する改革・改善の総括責任者を務め、副学長及び総務部企画課長を副委員長として、教学全般と管理運営両面において自己点検・評価活動を確認し、改善案等を取りまとめる。

そのもとに、常設の各委員会の委員長や恒常的に活動を検証する IR 部会の部会長及び学部長、図書館長等が、活動・検証・改善の実施責任者を務めている。

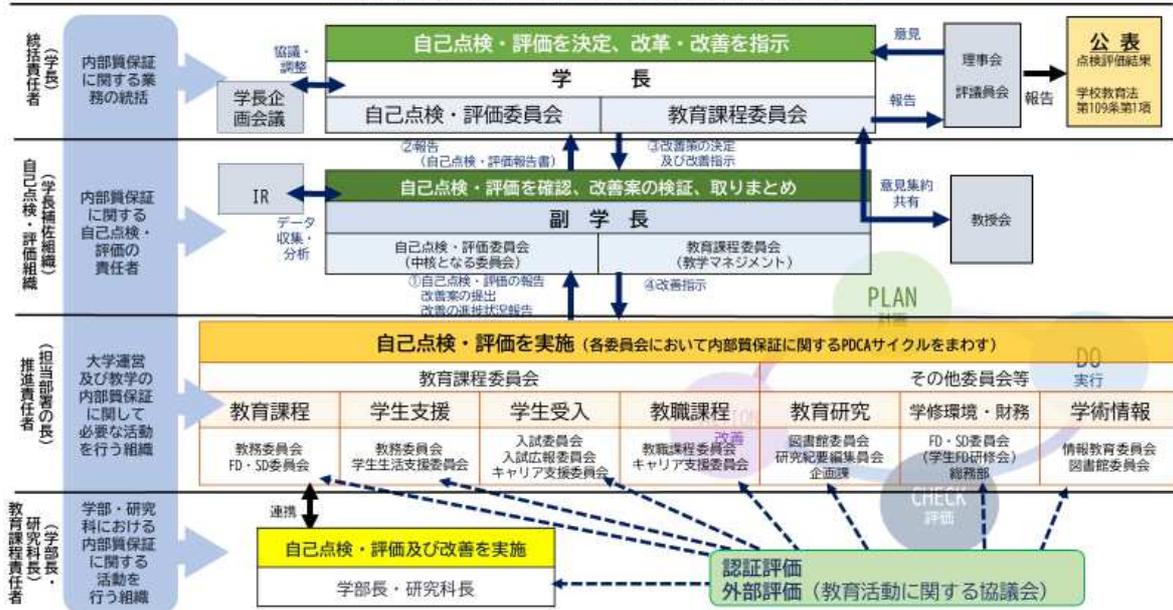
これらの実施責任者のもとに、各委員会や学部内会議等においては、中期計画における年度ごとの実施報告、課題の分析、改善案を提出し、学長の意思決定を得て、次年度の計画・財務計画に反映させ、学部や担当部署での教学・管理運営について改善・改革の実施に結びつくようにしており、責任体制は明確である。

中期計画を踏まえたこれらの自己点検・評価の結果は、学長が教授会の意見を踏まえながら「自己点検・評価報告書」として決定し、学園長が招集する運営委員会において報告・改善案が諮られ、理事会において報告される責任体制となっている。この報告書は、本学の中期計画達成に向けて可視化が可能な達成度評価も示しており、学内外に広く周知することによって、地域社会への説明責任も果たしている。

学則第 2 条第 2 項においては、「教育研究等の総合的な状況について認証評価機関による評価を受ける」旨も明記しており、これまでの認証評価における本学の課題等を確認し、改善を進めている。

以下に「自己点検・評価活動に関する基本方針」、並びに自己点検・評価の必要性や中期計画との関係性などを整理した「自己点検・評価活動の基本的な考え方」、「アセスメントプラン」を含めた本学における内部質保証体系図を示す。**【2-1-3】【2-1-c】【2-1-d】**

山口学芸大学における内部質保証体系図



2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、内部質保証のための自主的・自律的で定期的な自己点検・評価を、次のように実施し、その結果を学内で共有している。

「ビジョン」において毎年度の計画毎に、当該年度と中期計画満了年度までの目標とその進捗度を測定する指標を設定し、学内の全教職員が計画の進捗度を可視化できるよう示している。

また、それぞれの計画には、計画を実施する担当部署（主に学部・学科）とその進捗と検証を行う教職協働の担当委員会等を置き、「アセスメントプラン」及び「申合わせ」に基づく学修成果・教育成果の達成状況のデータやその評価結果等も活用しながら、取り組み状況やエビデンスを基に全学的な観点から検証・分析を行っている。

検証の過程において、より詳細な分析にもとづく改善が必要となった場合は、持続可能な教学マネジメントに資するよう、IR 部会が大学のデータや情報を抽出し、共有している。

これらの情報は、年度末に、中期計画に沿った全ての年度（事業）計画を通して、活動内容とその達成度及び課題等として取りまとめ、翌年度の年度（事業）計画に反映し、全学的に継続的な改善に活かしている。

このように本学は、「中期計画」及び「自己点検・評価規程」に基づき、自主・自律的な

自己点検・評価を実施している。【2-2-1】【2-2-2】【2-2-3】

また、「アセスメントプラン」に基づく自己点検・評価の実施については、中期計画に組み込んで実施し、全学的に評価結果や改善結果を共有する場合もあれば、「申合せ」に沿って実施し、各委員会や学部学科で評価結果の検証や改善策の検討を行い、実行に移す場合もある。いずれにしても、各委員会から教授会に報告され、全学的に共有している。【2-2-4】

2-2-② IR (Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価委員会の下に IR 部会を設置し、アセスメントに係る情報・データの収集や分析ができる体制を置いている。収集されたデータ等は、全学共有のサーバ上に情報を蓄積し、全教職員が活用できる機能を有しており、学部や各委員会が一次分析に用いている。より高次の分析については、IR 部会が直接担当し、ホームページ上に公表している。

【2-2-a】【2-2-5】

具体的な情報等は、学生の入学から卒業までの動態、学生の学修活動、就職・進路、入試、外部資金、各種アンケート調査及び施設の利用状況等データのほかに、本学の教育研究活動を把握し、分析・改善をするうえで必要なものとしている。

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学では、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるために、学修支援、学生生活支援、キャリア支援、障害のある学生の支援の 4 項目からなる「学生の支援に関する方針」を策定し、次のような取り組みを行っており、学生の意見・要望を把握するシステムを整備している。【2-3-1】

1. 授業に関するアンケート

授業に関する意見・要望の把握に向けて、開設全科目を対象に「授業に関するアンケート」を実施している。年 2 回、教育内容・方法、学修指導の視点から授業改善・教育改善に反映できる調査となることを目的に、開設科目履修生に行っており、学生がより率直な意見が記入できるよう、無記名の実施とし、回収も学生が行うこととしている。【2-3-a】

2. 学生 FD

FD・SD 委員会主催で、例年 1～2 月に、「学生 FD」（学生と考える大学授業のあり方の研修）を実施し、授業のあり方や、学修を支える学生支援、学修環境等について、教職員と学生が直接意見交換をする機会を設けている。そこで得られた学生の意見や要望を整理し、学部内会議で課題の明確化や改善策の検討を行っている。検討結果は FD・SD 委員会が集約し、教授会で共通理解の上、実行に移している。【2-3-4】

3. 学生生活に関するアンケート

学生生活支援委員会が、毎年全学生に「学生生活に関するアンケート」を実施し、学生生活全般に関する学生の意見の汲み上げを行っている。後期オリエンテーション時に調査をしており、直近の令和 6（2024）年度の回答率は 95%を越えている。

多様化する学生の生活実態について正しく把握し、教育活動の改善や学生サービスの向上に役立てるために、調査項目の見直しを継続的に行っている。【2-3-5】 【2-3-b】

4. チューター面談による意見・要望の聴取

開学以来チューター制を導入し、1 人の教員が 1 学年 10 名程度の学生を担当し、修学上の問題、交友関係、職業選択など、学生生活全般にわたって個別の指導・助言を行っている。障害のある学生や配慮の必要な学生の合理的配慮の申し出、授業や大学生活上の要望、学生相談室との連携などについても、必要に応じてチューターが窓口となって対応する。チューターの情報は、毎月行われる学部内会議でその適切な支援方法等も含めて学部全教員で共有される。学期 GPA が 2 学期連続一定基準未満の学生について、退学防止も含めて面談もすることとなっている。このような一人ひとりの学生への丁寧な対応もあり、本学の退学率は全国平均と比べて低い。【2-3-6】

以上のように、アンケート調査や学生 FD で把握した学生の意見・要望を、教授会や運営委員会で報告することで全学に周知し、教育研究や大学運営の改善・向上に反映するシステムとしている。

また、学生の意見・要望を教育研究や大学の改善・向上に反映するために、本学は以下 3 点に取り組んでいる。

1. 授業アンケート結果の反映

授業に関するアンケートの結果は、アセスメントプランの重要な指標として位置付け、授業科目ごとの結果は自由記述も含め、授業科目担当者にフィードバックされる。授業担当者は、アンケート結果を踏まえて授業改善報告書を提出し、次の授業改善に活かす。個々の評価及び授業改善報告書は、学長の確認後、図書館で閲覧可能にしておき、全教員が、他の教員の改善方法等を活用できるようになっている。【2-3-c】 【2-3-d】

全授業科目の集計結果については、教務委員会で一次分析した全学的な傾向を教授会で報告し、学部の学修指導や学生指導に生かしている。加えて、教務課と FD・SD 委員会とで協働し、学内で学生の評価の高かった評価項目のある授業を相互授業参観の科目として推奨するなど、学生の意見を取り入れた授業改善、学修環境づくりに反映している。【2-3-2】

2. 学生 FD の反映

学生 FD で得られた学生の意見や要望は、次のような経過を経て、授業改善・教育改善に反映されている。

学生 FD 後、ファシリテーター役の FD・SD 委員が意見や要望を整理し、FD・SD 委員会で検証し、課題を明確化するなどの一次分析を行う。その分析結果を学部内会議で共有し、授業改善に向けた具体的な改善策の検討を行う。それらの協議結果や改善案を教授会（教員等会議）において全教職員で共有し、実行に移す。学修環境の改善要望等については、施設設備担当部署の事務職員である委員が各部署に報告し、学修環境改善の判断材料としており、これまでの学生 FD での意見が、学生生活に関するアンケートで寄せられた意見と併せて、教室棟の LED 照明への交換や、音楽練習棟の改装における空調の改善などにも反映されている。【2-3-e】

また、令和 7（2025）年度から始まる「母校訪問大使制度」（母校を訪問しての本学の情報発信と、学生自身の社会性の育成を目的として、本学が学生を母校訪問大使に任命する制度）も、学生 FD での学生の意見から生まれた制度である。

3. 学生生活に関するアンケート結果の反映

学生生活に関するアンケート調査の集計結果は、教授会、運営委員会で報告することで全学に周知し、各委員会や担当部署で検証し、その対応・改善に生かしている。【2-3-b】特に、「学生の支援に関する方針」の【学生生活支援】の項目を踏まえ、学生の意見や要望等に対応している。

2-3-② 学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

本学は、2-1-①の「自己点検・評価活動に関する基本方針」に記載しているように、毎年度の外部評価を「教育活動に関する協議会」として行っている。第三者による幅広い視点での点検・評価を踏まえて改革・改善に取り組むことが目的である。

外部評価で得られた指摘事項や改善案等は、学長企画会議において意見を整理し、運営委員会及び教授会で報告した後、各常設委員会や学部会議で共有し、必要に応じて教育活動や大学運営の改善に活かしている。【2-3-7】【2-3-8】【2-3-9】【2-3-10】

本協議会にて提示された学外からの要望に応えた事例としては、「学力不振、不登校傾向の児童生徒に対する学習支援活動（ステップアップルーム事業）」があり、基準 4 に示す通り今後の取組みの予定を示している。

2-3-③ 内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、令和元（2019）年に「山口学芸大学アセスメント・ポリシー」（以下、「アセスメント・ポリシー」という）を定め、三つのポリシーを起点とした内部質保証を規定し、その細則にアセスメントの具体的方策を定めて点検・評価を行い、その結果を教育研究の改善に活かしてきた。また、三つのポリシー及びアセスメント・ポリシーは教育環境の変化に対応して毎年度見直しを行いながら、内部質保証の充実を図ってきた。【2-3-f】

このような中で、アセスメント・ポリシー及びその細則の実施について、運用上の負担

や、自律的継続性に課題が見えてきたことから、令和 6（2024）年の教学マネジメントにかかる全学共通 SD 研修（同年 8 月実施）を契機に検討を行い、三つのポリシーの一体性の検証を軸とする、学位プログラム（カリキュラム）レベルを重視した「山口学芸大学アセスメントプラン」（以下「アセスメントプラン」という。）として再構築した。【2-3-g】

2-1-①で述べたように、アセスメントプランは、アセスメントの対象及びその指標（何を、どの指標によってアセスメントするのか）を示し、三つのポリシーに基づく実行の適切性、機能性について多面的・総合的に点検・評価し、必要な改善に繋げるためのものである。授業科目レベル、学部・学科(教育課程)レベル、大学(機関)レベルについて、評価指標を関係部署が定期的かつ継続的に測定し、解釈・分析することで、自己点検・評価活動の一環としている。

例えば、ディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに即して、教育課程の編成及び授業科目の内容が相応しい水準か、適切な指導方法か、履修指導等は適切か、などを検証するが、特に、学生が卒業時にディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの検証（人材養成の機能性）に重点を置いており、学部や各部署は、その評価結果を活かして教育の質の向上に取り組んでいる。【2-3-c】【2-3-d】

本学の大学運営の改善・向上のための内部質保証は、中期計画における毎年度の自己点検・評価と「認証評価」による自己点検・評価を基に行っている。学部・研究科、委員会、各部署は、教育研究活動や大学運営に対して PDCA サイクルを常に意識しながら、改善・向上方策を組織的に実行している。【2-3-16】【2-3-11】【2-3-12】【2-3-13】【2-3-14】

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学は、学生の意見・要望について、必要に応じて中期計画の中に取り込み、「授業に関するアンケート」、「学生生活に関するアンケート」などのアンケートや学生 FD により把握し、教務委員会や学生生活支援委員会等の委員会や関係部署において自己点検・評価を行って、その結果を、教育改善や学修環境、学生支援の質の向上に生かしている。

加えて、学生・教員間の顔の見える関係づくりや、個別の指導を大切にする小規模の大学の良さを生かして、学期末のチューター面談、進路相談会等での三者面談、オフィスアワー、学生部の学部・学科支援員への相談、さらには、学生相談室や保健室等での個別面談など、あらゆる機会を活用して学生の意見を汲み上げ、学部会議や各委員会で情報共有した上で、必要に応じて、それらの意見等の中から、教育改善や大学運営改善について組織的に検討し、実行する体制を備えている。

また、毎年度自主的に行う自己点検・評価活動や外部評価並びに機関別認証評価による点検・評価活動を実施し、これを基にした「中期計画」、「年度計画」、「自己点検・評価」の作成が定着している。

自己点検・評価は、根拠となる指標を示し、それぞれの評価指標に対して評価・判定を行うことにより、客観性・透明性を担保している。

以上、自己点検・評価活動を適切に行うために、「自己点検・評価委員会」と学内各部署

及び各委員会、IR 部会が連携して PDCA サイクルを確実に回し、課題改善に取り組み実効性の高い仕組みを構築している。【2-3-15】【2-3-16】

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

本学では、三つのポリシーの一体性の検証を軸とする、プログラムレベルを重視した「アセスメントプラン」を策定し、その体制を再構築してきたことは前述のとおりであるが、この変更が令和 6（2024）年度途中であったこと、また、例えば、教育課程レベルの評価指標のように、データの収集期限が 5 月末など年度をまたいで翌年度に収集・分析を行う指標も多い。このため、本プランの点検・評価及び評価結果の活用の時期の適切性を確認し、十分に活用できるようにする必要がある。

また、令和 5（2023）年度・令和 6（2024）年度にあつては、本学独自の「自己点検・評価報告書」と、認証評価の「自己点検・評価書」との二つの報告を作成する一方、教員採用試験の早期化への対応にも追われて、教員との兼務者の多い本学職員にとっては、多忙を極める状況となった。このような中で、今後も、限られた教職員が、いわゆる「評価疲れ」と言われる状況や、「評価のための評価」といった状況に陥らず、自己点検・評価や認証評価の結果を、「教育研究の質向上」に真につなげることができるような評価システムにする必要がある。

加えて、点検評価で見えてきた、本学学生の学修成果・教育成果の達成状況について、一つ一つ丁寧に分析して、大学の効果的な教学マネジメントや実効性の向上を図るとともに、本学教育の強みと弱みを見極めながら、教育課程の改善を検討していく必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取り組み予定

本学の自己点検・評価は、PDCA サイクルに基づき適切に実施し、業務に反映している。

今後は、アセスメントプランの運用上の負担軽減をさらに進め、自律性や継続性を高める。そのため、アセスメントのスケジュールを全学で常に確認しつつ、令和 6（2024）年 8 月の教学マネジメント研修において指摘された「IR の浸透」、すなわち「データをみる文化」を学内に広げることが当面の目標とする。併せて、令和 7（2025）年度は第三期中期計画を策定する年度でもあることから、アセスメントプランの指標や自己点検・評価報告の項目・基準・収集する情報などの見直し並びに評価項目の大幅な精選を行うとともに、大学の実態に即した新たな評価制度への留意と教育の質保証を生かせる自己点検・評価システムに改善していく。また、自己点検・評価の報告やアセスメントプランの実施による評価結果を十分に生かして、新たな学位プログラムの検討に入る予定である。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① アドミッション・ポリシーの策定と周知

学部のアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）を策定し、本学ホームページにおいて公開し、①求める学生像、②入学者選抜の基本方針、③入学前に身につけておくことが望ましい内容、として募集要項に明記し、周知している。大学院のアドミッション・ポリシーは本学ホームページにおいて公開し、募集要項に明記し、周知している。【3-1-1】

【3-1-2】【3-1-3】

アドミッション・ポリシーは本学の強みの源泉であり、オープンキャンパス、大学見学会、入試説明会、高校訪問、受験情報誌への資料提供、各種進学相談会への参加等、あらゆる機会を活用し、入学者選抜制度を含めて周知している。志願者を含む高校生、保護者、高校教員等の関係者の関心を呼び、心をつかむことは大学の入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持に不可欠である。オープンキャンパスでは、学生と大学教職員の多くが協働している姿によって、視覚や聴覚が心地よく刺激される「いい雰囲気」が醸し出されており、複数回参加したり高校1年生の時から何度も参加したりする高校生もいる。【3-1-b】

3-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

「山口学芸大学入学者選抜に関する規程」に基づく適切な体制を整備し、入学者選抜を実施している。入学者選抜は、アドミッション・ポリシーに則り設定した6つの入学者選抜区分、即ち「一般選抜」「共通テスト利用選抜」「総合型選抜」「学校推薦型選抜」「社会人選抜」「編入学選抜」を設けている。入学者選抜の各区分と学校教育法第30条第2項が定める各区分と学力の3要素、①知識・技能、②思考力・判断力・表現力等、③主体的に学習に取り組む態度からみた視点との対応関係を募集要項に明示している。特に③主体的に学習に取り組む態度からみた視点において、本学では「主体性」に加えて「多様性」「協調性」を設定している。とりわけ「協調性」は山口県教育委員会が示す「山口県が求める教職員像」と整合する。【3-1-2】【3-1-a】【3-1-c】

大学院では、「大学院選抜」「社会人選抜」の2つの区分を設けている。【3-1-d】

入学者選抜は「山口学芸大学学則」第19条（入学者選抜）第1項に「選考の上、学長が合格者を決定する」と定め、学長を委員長とする教育課程委員会を「山口学芸大学及び山口芸術短期大学教育課程委員会規程」第2条において「入学者受入れの方針の策定に関することを行う」としている。また「山口学芸大学入学者選抜に関する規程」第8条に定める入試委員会を置き、入学者受入れの方針、募集要項、個別学力検査等の実施計画に関する事項等を審議している。同第15条に則り入試委員会に教科専門部会及び面接・小論文・

実技部会の2つの部会を置き、教科専門部会では試験問題作成や採点等、また面接・小論文・実技部会ではアドミッション・ポリシーに則り面接・小論文・実技等の実施及び評価方法等の業務を行う。個別学力検査等の作成、点検、採点に関し、それぞれ出題委員、点検委員、採点委員を定め、厳正かつ公正に実施している。【3-1-4】【3-1-5】【3-1-6】【3-1-7】

入学者選抜の方法は「山口学芸大学入学者選抜に関する規程」第7条において、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性をもって多様な人々と協働して学ぶ態度」を多面的・総合的に審査・評価すると定めている。入学者選抜区分ごとに定めた出願要件を満たした志願者に対し、受験を認めている。教授会は「山口学芸大学教授会規程」第3条に従い、学生の入学に関する事項として、出願時に提出された資料及び試験結果をもとに、総合成績の上位者から降順に順位を付し、可否の判定を審議し、学長が決定を行うにあたって意見を述べる。学長は教授会の意見を聴いて合格者を決定する。【3-1-6】【3-1-8】

なお、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学障害学生支援規程」第4条及び第5条において（合理的な配慮及び支援の申し出）を定めている。志願者は入学前に就学及び学生生活に際し必要な合理的配慮及び支援を申し出ることができる。【3-1-e】

総合型選抜が学力の3要素を多面的・総合的に評価する新たな入学者選抜方式として位置づけられる社会情勢の変化の中で、AO入試が未導入であった本学も、令和4（2022）年度から英語教育専攻のみに総合型選抜を導入した。導入した年度の志願者は無かったものの、主たる志願者である18歳人口の動態予測と早めに決めたいという受験生のニーズ等とを踏まえ、令和5（2023）年度から総合型選抜を初等幼児教育専攻にも拡大し、令和6（2024）年度から定員を10名から20名に増加させる等、迅速に検証結果を改善に活かした。また令和7（2025）年度入試から、アドミッション・ポリシーの「芸術に関心を持ち、感動する心や表現する意欲がある」という文言を、多様性を包摂しながらも受験生に分かり易い「豊かな感性や感動する心を持ち、それを表現する意欲がある」に変更した。

【3-1-1】

3-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

入学定員充足率と収容定員充足率を各々【表3-1-1】と【表3-1-2】に示す。

令和4(2022)年4月県内私立大学が公立化した年に一時的な落ち込みはあったものの、本学は入学定員及び収容定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。【3-1-f】

令和6（2024）年度卒業生は、各人が希望する小中学校教員、保育者、公務員、一般企業へ巣立っていった。大学院については、在籍者はいない。

教育学科	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
入学者数	78人	64人	80人	76人	97人
入学定員	70人	70人	70人	70人	70人
定員充足率	111.4%	91.4%	114.3%	108.6%	138.6%

【表3-1-2】 収容定員充足率						
収容定員	学生数					収容定員充足率
	1年	2年	3年	4年	計	
300人	97人	73人	79人	64人	313人	104.3%

なお、令和7（2025）年度より、学生が母校を訪問し学生生活の実態や大学の特色等を伝える「母校訪問大使」を任命する予定である。この新たな取り組みは、学生FDで提案された学生のアイデアを元に、FD・SD委員会での検証を経て、学内諸会議での情報共有と共通理解を深めながら実現した。この取り組みでは、学生自身の言葉で本学が適切な学生受入れを継続していること、またどのように教育の質保証に努めているかをステークホルダーに伝えることを目指している。この取り組みは、学生の創造的思考力と主体性の賜物である。【3-1-g】

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① 教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

伸び盛りの学生が「自らが授かったかけがえない天分を、渾身の努力を尽くして最大限に伸ばし高め」られるよう、「学生の支援に関する方針」を定め、教育学部教員と学生部教務課職員を中心とした教職協働体制で支援している。学生に対する学部、学生部等による学修支援体制の全容は、入学時に「Campus Guideー学生ハンドブックー」で学生に周知し、学生が「いつでも、どこでも」閲覧できるモバイル環境を構築し、併せて履修や出欠の登録、成績登録や閲覧をウェブで行う学修支援システムを導入し、学生及び教職員の利便性を向上した。【3-2-1】【3-2-2】【3-2-3】【3-2-4】【3-2-5】

学修支援は入学前から始まる。総合型選抜、学校推薦型選抜及び社会人選抜を経て入学する学生は他の選抜より早く入学が決定する。入学から卒業まで、学修を円滑に進められるよう、暦年内に入学者セミナーを開催し、入学までの過ごし方や入学前課題について説明し、ワークショップ「教育学部での学びを深める考え方講座」を開き、入学後の学びにつなげている。

入学後は、事務局担当教職員と学部担当教員で構成する教務委員会を毎月開催し、必要に応じて、審議内容を学部会議、教授会、運営委員会等にも諮るなど、教務委員会を中心とした全学的な支援体制の下で支援している。より丁寧な支援のため、専攻ごとに教務担当教員及び学生生活支援担当教員を置き、「学生の支援に関する方針」を貫徹し、学生の入学から卒業にいたる学修を支援するための規程等を整備し、学年進行と整合的に運用している。

学生にとって入学後の学修支援はオリエンテーションに始まる。学生が免許や資格の取得等を計画的かつ着実に進められるよう、開学と同時にチューター制を導入し、実績を積み重ねてきた。学生一人ひとりに学部教員をチューターとして配置し、就学上の問題、交友関係、職業選択など、学生生活全般にわたって助言や指導を行っている。

年々充実する教育課程の一方で、学生が把握しなければならない情報量の増加、制限事項の複雑化、時間的な制約、LMSの活用など、多くの課題に悩む学生が増加している。このため、教務課内に学部・学科支援室を設け、2人の学部・学科支援員を配置して、日常的に学部・学科教務担当教員と連携し、教務課長や他の教務課員とともに個別の学修相談に丁寧に応じ、履修指導や教育実習、採用試験等、ワンストップ体制で学修支援を行っている。

学生にとって、学部・学科支援員は頼りになる存在である。全ての学生の顔と名前を覚え、学生を大勢の中の一人ではなく、強みも弱みも抱える一個人として向き合い、丁寧に相談に応じている。その点からも、学部・学科支援員は在学中だけでなく、卒業後も頼りになる存在である。

3-2-② TA (Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

TA や SA としての経験から得る学びは、学生自身の学修に大きな価値をもたらすものであり、本学でもその制度を整えてきた。令和4(2022)年9月の大学設置基準の一部改正に伴い、TA や SA の活用を含む「指導補助者に関する規程」の策定及び「指導補助者の資質向上を図るための研修実施要項」を作成した。【3-2-6】【3-2-7】

令和6(2024)年度、本大学院にTAとして雇用する大学院生の在籍はなかった。2年次開設科目「地域課題解決演習(PBL)Ⅱ」において、研修を実施しSAを雇用した。

本学では学修支援の一環として、オフィスアワー制度を全学的に実施している。「Campus Guide ー学生ハンドブッカー」に制度の意図と概略を記載し、学生が“いつでも、どこでも”閲覧できるよう、モバイル環境で利用できるよう利便性を向上した。オフィスアワーの実施曜日及び時間等詳細の周知については、各教員の研究室入口に掲示し、学生に能動的主体的な行動と対面での対話を促すとともに、掲示板で周知した。【3-2-8】

障がいのある学生への配慮については「山口学芸大学及び山口芸術短期大学障害学生支援規程」に基づき、学生部学生課を窓口とし、「学生生活支援委員会」を置き関係部局と連携して支援している。【3-2-9】【3-2-10】

入学前に申し出のあった合理的配慮や支援の要請については、志願者、保護者、学校等の関係者と面談を行い、入試広報課、学生課、教務課及び学部・学科等が情報共有し対応を検討している。

入学後、支援内容を策定した合意書を交わし、在学中は関係部局が連携して支援を行っている。学生課が主管する学生相談室の支援に加えて、本人や保護者から申し出のあった点を中心に、その対応を学生部内で共通理解し、学部会議にも学部・学科支援員等が参加して情報共有し、日常的な支援に努めている。令和6(2024)年度の実施は1件であった。

令和3(2021)年度には、近隣の国公立大5大学が形成している「やまぐち高等教育障害学生修学支援ネットワーク」に加入した。このネットワークは、県内高等教育機関の障害学生の修学支援担当者間及び関連機関との情報共有や支援ノウハウの共有、そして連携

体制を構築すべく設立された。県内の私立大学としては、初の参加である。本ネットワークで共有されたリソースや得られた知見を本学の学修支援に生かしている。【3-2-a】

中途退学、休学や留年に関する相談・助言等、チューターが面談する。内容に応じて教務担当教員、学科主任、学部長が情報共有し、対応を協議する。事由により、学生相談室の臨床心理士の資格を有するカウンセラーを交えて、対策を講じる。【3-2-11】【3-2-12】
【3-2-13】【3-2-14】

また、毎月1回の学部会議では、成績不振や欠席が多い学生について、それぞれの欠席状況等の共有や、チューターによる学修状況の報告をするなど、学部全体で早めで丁寧な対応を実施している。学部会議には、学生部長等も出席し、学生部との協働指導体制を敷いている。さらに、「GPA 制度運用規程」第4条に基づき、学期 GPA が2 学期連続一定基準未満の者は、次学期の履修登録までにチューターが面接を行い、その報告も学生部と共有して、学修不振による退学の未然防止に努めている。このため、退学率が2%を超える全国平均に対して、1%前後を維持している。【3-2-b】

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 教育課程におけるキャリア教育の実施

教育課程におけるキャリア教育の実施にあたり、学生の主体的な進路選択を可能とするキャリア支援の方針を定め、学生ハンドブックで周知している。【3-3-1】【3-3-2】

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）別表第1備考第5号イに定める免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受け教育職員を養成している。また、児童福祉法第18条の6第1項に定める指定保育士養成施設の認定を受け保育士を養成している。教職や保育職に関するキャリア教育は教育課程と密接不可分であり、カリキュラムより明らかである。実際、令和7（2025）年3月に送り出した卒業生計74名は、教職52名、保育職18名、公務員3名、一般企業1名であり、94.6%が教職又は保育職として地域に巣立っていった。【3-3-3】

本学のカリキュラムの中でも、多様な学生の主体的なキャリア選択を促す教育課程内の機会が設けられている。1年次前期配当の「大学教育基礎演習」では、キャリア支援センター長によるキャリア形成の考え方や外部講師による社会人に向けて1年次から身につけておきたいことが紹介される。同時期配当「教育原論」、1年後期配当「保育者論」、2年前期の「教職概論」では地域社会における教育職・保育職の重要性を考察する機会を設けている。そして、同じく2年前期配当「道徳教育の指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」等、学年の進行に応じ指導法や教育法、実践にかかわる科目等を配置し、教職課程・保育士養成課程におけるキャリア観の深化を促すよう配慮している。

本学が定める8つの学修成果のうち、「使命感・教育的愛情」との関係性が強いものとして54科目、「地域社会の一員としての自覚」との関係性が強いものとして10科目を設置している。また、県内就職を希望する学生が多く、令和6(2024)年度卒業生の90.5%が山口県内就職である。【3-3-4】【3-3-5】【3-3-a】【3-3-b】【3-3-c】

3-3-② キャリア支援体制の整備

学生部にキャリア支援センターを置き、学生の多様なキャリア形成を図り就職活動を支援する拠点としている。その下に、一般就職を含む全般的な就職に関する職業指導、就職斡旋及び就職先の開拓などの支援・指導を担当する「就職支援室」、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職支援・指導を担当する「教職支援室」、幼稚園、保育所、認定こども園、福祉施設などの保育職支援・指導を担当する「保育職支援室」を設置し、就職及び進学に関する相談・助言体制を整えている。

キャリア支援センターにはキャリアコンサルタントの資格を持つ常勤事務職員を配置し、キャリア支援センター長とともに3つの支援室の業務を総括している。【3-3-6】【3-3-7】
【3-3-8】

キャリア支援センターは、就職に関する資料室としての機能も併せ有し、職業に関する各種参考図書、就職試験問題集、ビジネスマナーや文書作成等の参考書、職業観や勤労観の育成に繋がる参考図書などの、各種書籍を配架し貸し出しも行っている。また、求人票や企業案内パンフレットの他、過年度卒業生の「受験報告書」も自由に閲覧できるようにしている。

就職支援室は、職業指導、就職斡旋及び就職先の開拓などの就職支援を行っている。教職支援室は、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教職支援を行っている。保育職支援室は、幼稚園、保育所、認定こども園、福祉施設などへの就職を支援している。本大学院あるいは他大学院（山口大学教職大学院等）への進学を希望する者については、各学科長と連携しながら各室が専門性に応じた助言を行っている。

また、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学キャリア支援センター規則」第9条第1項の規定に基づきキャリア支援委員会を置き、学生の就職やセンター業務の企画及び立案等、キャリア支援に関わる必要な事項を審議している。キャリア支援委員会では、4年生までの各オリエンテーションで、就職におけるガイダンスを行い就職への意識付けを行っている。学生の身近な手引きとしてオリジナルな内容で構成する「就職ガイドブック」を毎年度作成し、早い段階からの就職への動機付けを図っている。なお、「就職ガイドブック」は、試験対策だけでなく、自己分析、就職活動でのマナーから、礼状の書き方や電話・メールでの対応の仕方に至るまで、学生の不安を和らげることができるよう、一般企業を含めた内容とし、丁寧に説明している。【3-3-9】【3-3-10】

次に、教育課程外の取り組みとして、就職支援室においては、特に教職や保育職以外を希望する学生ごとに「個人カルテ」を作成し、情報の一元管理を図るとともに継続的な支援を行っている。段階を追った計画的で細やかな支援を行うため、自己分析や職業適性検査などを基に丁寧なカウンセリングを行うことで希望する職種を絞り込み、その希望職種についての説明会や企業訪問等を通じてマッチングを重視した支援に努めている。

また、教職支援室においては学部と連携して、教育職（小学校、中学校・高校〔英語〕、特別支援学校の教員）を目指す学生を対象に、3年次後期と4年次前期に「教職演習」を各15回開講している。教職支援室長をリーダーとする、学部の教職支援担当教員によるオムニバス方式での演習であり、教員採用試験で課される教職教養や教科専門はもとより、小論文や個人面接等の対策を指導している。学生が志願する自治体の出題傾向や必要とされる学力等を見極め、一次試験の筆記試験から二次試験対策に至るまで、一人ひとりの習熟度等に応じて、教員等による個別指導、グループ指導等を丁寧にきめ細かく行っている。併せて、業者模試を定期的実施し、弱点補強対策の一環としている。大学3年生を対象とする山口県教育委員会主催「山口県教師力向上プログラム」において、令和6（2024）年度も前年度に引き続き、多くの学生（小学校教員を希望する学生が11人合格〔定員24人〕）が選抜された。全7回の講座と5日間の実習を終え、全員が修了を果たしている。学校体験制度や採用前教職インターンシップの活用により、教員採用試験の現役合格率は高い水準を維持し、今後、本県教育を牽引する立場の教員になることが期待される。【3-3-11】

【3-3-12】

保育職支援室においても学部と連携して、保育職（幼稚園教諭、保育士等）を目指す学生に対して、学生の主体的な取り組みを促し、高い見識と専門的知識を身につけるための支援を行っている。保育職への意識付けや心構えなどについて、2年次後期から学科のオリエンテーションにおいて説明し、3年次後期に「就職指導（保育）」を開講している。就職ガイダンスをはじめ、保育に関する課題についてのレポート執筆や発表を通して自己理解を図り、就職活動に確固とした目的意識を持って臨めるよう指導している。また、学生は基礎学力アップのために基本的な練習問題にも取り組んでいる。4年次前期に、公立・私立保育職など志望別に試験対策プログラムとして一般教養及び専門教養試験対応の講座を設け、解説並びに模擬テストを実施している。その他、履歴書や願書などの書き方、就職に関わる諸活動への取り組み方なども合わせて指導している。毎年、学内外の模擬試験を4回以上設け、試験後結果を踏まえた個別指導を行っている。また、12月には採用試験合格者による、「先輩の話を聴く会」を3年生を対象に実施し、合格した4年生から試験対策や試験内容、心構えなどの話を聴いた後、自由に先輩からアドバイスを受ける時間を設けている。【3-3-13】

企業・公務員への就職希望の学生はもちろん、教育職を希望する学生にとっても、県内企業について情報を得ておくことは、教員として児童・生徒の指導に有益である。県内の高等教育機関、地方自治体、産業界等で構成する「大学リーグやまぐち 県内就職部会」が主催する「山口きらめき企業の魅力発見フェア（Job フェア）」への参加を呼び掛けている。

【3-3-14】

教育職に就いた卒業生に対しては、大学で指導に当たっていた教員が赴任先の学校を訪問し、管理職から着任後の近況の聴き取りを行っている。卒業生本人とも面談し、仕事のことのみならず生活全般についても聴き取りを行っている。適宜アドバイスを行うことで、初任時の不安を和らげるとともに、フォローアップに努めている。聴き取った内容は学部で共有し、キャリア教育の改善・充実にも生かしている。また、赴任先および卒業生へのアンケート調査を実施している。

保育職に就いた卒業生に対しては、教育実習と保育実習の訪問指導に合わせて、園長や

主任から、新卒や既卒の卒業生の様子を聴き取っている。また、状況に応じて新卒や既卒の卒業生に、激励の言葉を掛けたり、卒業生から情報を聴き取ったりするとともに、卒業生には卒業後も大学に連絡がとれるよう、卒業時に連絡先として同窓会のメールアドレスを提示している。

以上述べた取り組みに加えて、2年生保護者を対象に進路説明・相談会を開催し、保護者とも連携を図りながら就職に対する相談や悩みにも対応している。令和6（2024）年度は教育職、保育職、一般職を含めて保護者27名の参加があった。

3-4. 学生サービス

① 学生生活の安定のための支援

(1) 3-4の自己判定

「基準項目3-4を満たしている。」

(2) 3-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-① 学生生活の安定のための支援

学生サービス、厚生補導のための組織として、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学事務組織規則」に基づき、学生部学生課、保健室、学生相談室を設置し、「学生の支援に関する方針」を策定し、学生が安心して学生生活を送ることができるよう支援している。【3-4-1】

【3-4-2】

学生課は、本学学生生活全般の厚生補導に関する業務を統括する組織として設置している。学生課長は学部・学科の教員、保健室及び学生相談室とも連携して、学生の生活全般について指導・監督を行っている。また、学部・学科の教員、総務部及び学生部の職員等で構成される学生生活支援委員会を設け、学生生活全般の厚生補導に関する事項を審議している。【3-4-3】

学生からの相談や活動の内容に応じて、各担当部署による適切な支援を行っている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談については、保健室及び学生相談室が中心となり、学部・学科のチューター等とも連携して対応している。保健室には、看護師資格を有する職員を2人配置し、体調不良や傷病に対する応急措置、身体的及び精神的健康相談に対する相談・指導、保健衛生に関する知識の普及、定期健康診断などを行っている。【3-4-a】

学生相談室には、臨床心理士資格を有する外部の専門家1名を配置し、学生に対するカウンセリングやチューターをはじめとする教職員への支援等を行っている。利用者数は年度によって異なるが、今後の利用者数増加への対応や相談機会の充実を図るため、令和6（2024）年度から、学生相談室の開室日を隔週1日から毎週1日へ、1日の開室時間を2時間から4時間へと拡大した。【3-4-a】

学生の課外活動について、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学における課外活動に関する規程」に基づき、学生の課外活動に対する指導や支援を行っている。学生会は、学生の自治組織として、学生総会、総務会、学生会役員会、クラブ委員会、クラス委員会、大

学祭実行員会で構成されている。各委員会等には学生課長が、クラブ及び同好会には教職員が顧問として関わり、適切な指導・助言によって学生の主体的な活動を支援している。コロナ禍の期間は学生会活動にも様々な制約が伴い休止状態であったが、令和 5 (2023) 年度からは徐々にコロナ禍前の活動状況への回復をめざして活動を行っている。【3-4-4】

【3-4-5】 【3-4-6】 【3-4-a】

学生のボランティア活動については、近隣の地域や自治体等からの要請を受け、専用掲示板により学生へ周知を図っている。本学が構成員となって組織的に行われているボランティア活動については、学部・学科や学生課が連携して行っている。

多様性への配慮について、「学生の支援に関する方針」、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学障害学生支援規程」及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨等を踏まえ、担当部署による適切な支援を行っている。また、多様性への配慮の一環として学生生活支援委員会と FD・SD 委員会とが連携して合理的配慮に関する研修会を行っている。【3-4-1】 【3-4-c】

入学前に申し出のあった合理的配慮や支援の要請については、前述 (3-2 学修支援) のとおりである。

奨学金など学生に対する経済的支援のため、「山口学芸大学奨学生規程」を定め、本学独自の奨学金や学納金の減免に関する制度を整備している。学内外の奨学金等に関する事務は学生課が担当している。事務局窓口での説明に加え、オリエンテーションの実施や専用掲示板への掲示等を通じて積極的に周知し、必要な手続きを行っている。

現在在籍している学生に対し、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体及び一般財団法人あしなが育成会等の学外奨学金だけでなく、各種の本学独自奨学金については、社会情勢等を踏まえて適応的に制度の見直しを行っている。【3-4-7】 【3-4-8】 【3-4-9】 【3-4-10】

【3-4-11】 【3-4-12】 【3-4-13】 【3-4-b】

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

「基準項目 3-5 を満たしている。」

(2) 3-5 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

3-5-① 校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

A. 教育研究上の目的達成のための施設・設備の整備と管理運用

本学のキャンパスは、交通の要衝となる地にありながら、自然豊かな丘上に設置され、落ち着いて教育・研究に取り組むことができる環境にある。

キャンパス内の設備・施設は、大学設置基準に沿って、校地、校舎、図書館、体育施設等の施設を整備し、有効に活用している。

本学の校地・校舎は、併設の山口芸術短期大学と共有し、使用している。校地面積は、

27,876.55 m²であり、大学設置基準面積を上回っている。

校舎については、校舎面積 16,532.35 m²のうち、本学専用部分は 1,971.47 m²、併設短期大学との共用部分が 12,051.26 m²、併設短期大学の専用部分が 2,509.62 m²となっており、大学設置基準面積を上回っている。

施設・設備の維持管理は、総務課が担当し、各種法令（建築基準法、消防法など）や「環境整備計画・施設管理計画」（令和 3 年度策定）に基づき保守管理を行い、法定点検結果に基づき不備箇所の修繕や設備更新を行い、学修環境の安全と向上に努めている。【3-5-1】

【3-5-a】

B. 学修環境の整備と有効活用

学内施設については、講義・演習の他、学生の課外活動や各種行事等において有効に活用されている。様々な学修方法への対応として、A 棟（学生ホール・学習室 2 室）にホワイトボード・電子黒板を備えたアクティブ・ラーニング用のスペースを設け、A 棟・B 棟・I 棟・F 棟の主要教室には電子黒板、大型モニターを設置し、活用している。

なお、学修環境についての施設設備計画は、「ビジョン 2030」において中長期的な 10 年間のロードマップを策定し、計画的に対策を講じている。また、「山口学芸大学・山口芸術短期大学における教育研究等環境整備に関する方針」を定め、学修環境についても効率的な環境整備を行っている。【3-5-b】【3-5-c】

C. ICT 環境の整備

本学では、情報処理教室として A 棟 3 階に 2 室（学生用コンピュータ 90 台、教員用コンピュータ 2 台）を整備しており、「情報処理」の授業などで活用されている。

その他にも A 棟 2・3 階に合計 18 台のコンピュータを設置して自由な利用に供している。これらのコンピュータを用いて、コンピュータに関する基礎知識、Microsoft 365、Office 系ソフト（Excel・Word・PowerPoint）などの操作方法、コンピュータ使用上のモラルやセキュリティ、Web を使用しての情報検索方法などを修得させている。

さらに、講義室はプロジェクタやスクリーン、電子黒板を設置し、効果的な授業に取り組んでいる。

また、新たな未来社会像である Society5.0 の実現に向けて、社会が求める知識や技術は日々高まっていることから、端末等を持参して学ぶ BYOD（Bring Your Own Device）の推進をしており、ICT を活用した教育研究活動のさらなる活性化を図るため、インターネット回線（ギャランティ型）の高速化や学内 Wi-Fi の整備を行った。

ICT 環境については『Campus Guide-学生ハンドブック-』にて学生に周知している。【3-5-2】

3-5-② 図書館の有効活用

図書館は I 棟 2・3 階にあり、面積は 854 m²である。令和 7（2025）年 5 月 1 日現在、所蔵する図書は、66,332 冊、視聴覚資料は、2,256 点、雑誌は 125 種類である。席数は 108 席であり、学生用のパソコンが 2 台設置され、書籍の検索、データの出力等に利用可能である。開館時間は、平日の朝 8 時 30 分から最終時限（16:20～17:50）終了後の 18 時 30

分までであり、長期休業中も、平日 8 時 30 分～17 時まで開館している。司書資格のある事務職員 1 人が常駐し、学生からの相談に応じている。

館内は 2 階をアクティブラーニング・スペース（発話可）、3 階をサイレント・スペース（発話不可）とし、機能を分化させ多様化する学生ニーズに対応している。2 階には、可動式の机、椅子、ホワイトボード、モニターを配置し、ディスカッションやプレゼンテーションなどができるよう整備している。またグループ学習室を設けており、学生同士での利用のほか、図書館の資料を利用するゼミや少人数の授業にも利用されている。学生が図書館を十分に利用できる環境を整備していると言える。

図書館については、「山口学芸大学・山口芸術短期大学図書館規程」に基づき、学生及び教職員の教育・研究に資するよう運営・管理を行っている。【3-5-3】

図書・雑誌の選定については図書館による選定のほか、図書館委員会が各学科の意見を踏まえ決定している。また教職員や学生による購入希望も受け付けており、図書館委員会で承認され、決定される。授業で使用するテキスト、一般教養、教育学や保育学の専門書など、教育研究に必要な書籍を毎年、1,000 冊以上購入してきており、教育研究に資する十分な学術情報資料を提供していると言える。

図書館利用方法については、本学のホームページでの公表及び学生ハンドブックに記載をしている。入学時にガイダンスを行い、その後の 1 年次の科目「大学教育基礎演習」中でも利用方法についての説明を行っている。【3-5-4】【3-5-5】

学生の図書館利用を促進するため、ニュースレターを発行したり、テーマを決めた特集コーナーや新刊コーナーを設置したりしている。図書館の年間の利用状況は表のとおりである。

【表 過去 5 か年の利用者数の推移】

年度	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)
入館者数（人）	14,475	15,084	16,055	14,740	15,389
貸出冊数（冊）	3,557	4,108	3,909	3,591	3,817
学芸大・学生	1,896	1,857	1,994	1,952	2,051
短大・学生	868	1,456	1,150	961	1,143
教職員	793	795	765	678	623

また、山口市立図書館との相互返却連携事業に参加しており、令和 6（2024）年度 138 冊の利用があった。他の図書館との相互利用活動（文献複写と現物貸借合わせて）は、学外から本学への依頼が 29 件、本学から学外への依頼が 114 件であった。

なお、山口県内の大学図書館が参加する山口県大学 ML 連携事業にも参加し、本事業は平成 25（2013）年度から共通テーマを設定して学術資料の展示イベントを行っている。本学は平成 27（2015）年度から参加している。過去 5 か年の展示内容については表の通りであり、今後も積極的に参加していく予定である。

【表 過去5か年におけるML連携事業における本学の展示内容】

年度	共通テーマ	本学の展示内容	展示場所
R2(2020)	のぞむ	(学内限定展示) 周年記念誌や山口芸術短期大学 50 周年記念事業関連展示	図書館内 I 棟 2F
R3(2021)	あゆむ	不参加	
R4(2022)	追想	学生・教員が制作した知育玩具・保育道具等とソノシートやレコードを展示	図書館内 I 棟 2F
R5(2023)	うみだす	PBL (地域課題解決演習) の成果を展示	図書館内 I 棟 2F
R6(2024)	ふかめる	卒業制作や PBL の成果を展示	A 棟 2F

3-5-③ 施設・設備の安全性・利便性

施設・設備の安全性として、令和2(2020)年度に本学の施設整備計画が完了し、耐震化率100%を達成した。よって、学内全ての施設について耐震性能を有しており、安全性を確保している。【3-5-6】

身障者に対応したバリアフリー化については、建物の1階に入るためにA棟・B棟・I棟・L棟・体育館にスロープを設置している他、A棟・B棟については主要な入口を自動ドアとし、A棟・B棟・I棟についてはエレベーターを設置し、利便性を向上させている。バリアフリースイッチは、A棟1階とI棟1階の2か所に設置している。

さらに、学生及び教職員の心身の健康管理・援助のための保健室と学生相談室が隣り合い、学内の中心に配置し(B棟1階)、緊急時にも対応出来るよう緊急車両の出入りにも配慮した場所に位置している。

快適な学修環境維持のための清掃業務は専門業者に委託し実施している。情報機器設備の運営・整備、電気設備などの修理や保守点検、植木等の維持管理はその都度専門業者と連携を取り合いながら設備の維持・管理に努めている。

施設の火災・地震対策、防犯対策については、「危機管理基本マニュアル」を作成し、学生・教職員に周知している。また、緊急避難経路を各所に掲示及び緊急連絡網も作成し、不慮の事態に備えている。避難訓練や講習会も教職員、学生の参加の下で定期的に行っている。【3-5-d】

消防設備については、「山口学芸大学・山口芸術短期大学消防計画」に基づき消火器の配置表を作成し、使用期限切れを防止するとともに専門業者に委託して、設備等を含め定期的に点検している。

防犯対策については、学内に警備員を配置するとともにI棟図書館に防犯カメラを設置し、不審者の対策を行っている。また、夜間の防犯対策及び傷害防止のために夜間照明を定期点検し、整備している。

【基準3の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本学の建学の精神を踏まえたアドミッション・ポリシーを可能なあらゆる機会を捉えて

周知し、入学者選抜制度を適切に運用している。

縁あって本学に入学した学生が、「自らが授かったかけがえのない天分を、渾身の努力を尽くして最大限に伸ばし高め、社会に貢献しようとする、人としてのあり方」の要諦を掴めるよう、効果的な教職協働体制による学習支援と丁寧なキャリア支援体制とを構築している。また学生が不安なく充実した学生生活を送ることができるよう、適切な学生サービスを行っている。

こうした取り組みの結果、令和 7 (2025) 年 3 月、卒業生 74 名全員が就職した。教職 52 名、保育職 18 名、公務員 3 名、一般企業 1 名であった。また、卒業生の 90.5%が山口県内就職、山口県内就職者のうち 86.5%が県内出身者であり、高い県内就職率を継続的に維持し続けている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

志願者の約 90%が山口県内在住である。県内での地歩をしっかりと固めつつ、今後、予測される県内の 18 歳人口の減少傾向を踏まえ、継続して効果的な学生募集を工夫実施し、適切な入学定員及び収容定員の維持に留意する必要がある。

また、「宇部学園ビジョン 2030」の掲げる「Society5.0 の時代に求められる新たな資質・能力を兼ね備えた人材の確実な育成に努め、広く社会に貢献し、地域社会の発展に不可欠な存在として躍進することをめざす」本学は、Society 5.0 が描く社会実装に対し柔軟に対応できる持続可能な学修環境の維持改善が重要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

学生の受け入れについて、本学では新たな取り組みとして、学生が母校を訪問し学生自身の言葉によって学生生活の実態や大学の特色等を伝える「母校訪問大使」を令和 7(2025)年度より任命する予定である。

また、施設・設備の維持管理は、各種法令や本学が定める計画を踏まえ、学修環境の安全と向上に努めている。しかしながら、前述の SPARC（地域活性化人材育成事業）等、教育現場の最新の課題に挑戦的に取り組むことが学修環境改善の一助となっているのは確かである。諸物価高騰の折柄、一層の工夫が重要である。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① ディプロマ・ポリシーの策定と周知

1. 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と学内外への周知

本学及び本学大学院は、「建学の精神」、「教育理念」及び「教育目的」を踏まえ、教育課程委員会で検討し、ディプロマ・ポリシー（学修成果を含む）を策定している。策定後は本学ホームページに公表して広く学内外に周知している。【4-1-1】【4-1-2】【4-1-3】

また、学外で行われる高校生を対象とした進路ガイダンス、高校への出張講義、オープンキャンパスや進路説明会等、様々な機会を活用して参加者に口頭説明により周知している。地域社会や産業界へは、令和元（2019）年度から毎年度実施している外部評価活動（教育活動に関する協議会）において三つのポリシーを含む大学の教育方針等について学長から説明を行い、提言や意見を集約して教育活動の改善に活かしている。

2. ディプロマ・ポリシーの学生への周知

学生に向けては、「Campus Guide—学生ハンドブック—」（Teams にて閲覧）などの媒体に分かりやすく具体的な言葉で掲載し、周知している。

新入生に対しては、入学式で学長から説明し、在学生に対しても、各オリエンテーションで、学部長や学科主任、教務担当教員等が丁寧に説明している。【4-1-4】

また、各授業の具体的な学修内容や学修成果との繋がり視点から、教員が各授業において達成目標とディプロマ・ポリシーに定めた学修成果との関係について説明することが重要との認識のもと、非常勤講師も含め、全ての指導担当教員が授業の初回に説明している。これらのことにより、令和 5（2023）年度は 89.5%、令和 6（2024）年度は 94.2%の教員の働きかけがみられ、周知の徹底が図られた。

その結果、「学生生活に関するアンケート調査」において、「本学の三つのポリシーを理解していますか」の設問に「理解している、または、聞いたことがある」と回答した学生の割合が、令和 6（2024）年度には 95%を超え、三つのポリシーの学生への周知、認知が進んだ。

本学大学院においても、「Campus Guide—学生ハンドブック—（大学院）」（Teams にて閲覧）に明記し、社会人等への周知も図っている。【4-1-5】

4-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

1. 単位認定基準、成績評価基準の策定と周知

本学では、学則第 10 章（教育課程及び履修方法等）及び大学院学則第 6 章（教育課程）において、単位認定基準及び成績評価基準を明確に規定し、さらに詳細な規定を「山口学芸大学単位認定及び試験に関する規程」に定め、本学ホームページに公表している。またそれらを「Campus Guide—学生ハンドブック—」（Teams にて閲覧）の中にく「教育課程・卒業要件」として示し学生・保護者に周知している。【4-1-9】【4-1-10】【4-1-11】【4-1-12】

各授業科目の評価方法や評価基準については、シラバスに具体的に示している。特に評価方法については、筆記試験、実技試験、レポート、課題作品、グループ活動の貢献度などの多様な方法を示し、各方法の評価割合も示している。全授業科目のシラバスは、「講義概要」としてホームページ上に広く公表し、Teams 上でも閲覧できるようにしており、新入生オリエンテーションや学年ごとのオリエンテーションで詳細な説明を行っている。定期試験の受験上の注意や不正行為についても、学生へ周知している。

2. 進級基準の策定と周知

本学では「山口学芸大学における進級に関する規程」を定め、その概要を「Campus Guide—学生ハンドブック—」（Teams にて閲覧）に掲載している。【4-1-13】

この進級要件については、オリエンテーション等で学生に十分周知しており、下記のとおり、過去 5 年間の進級者の推移をみても進級ができない学生はほとんどいない。【4-1-a】

3. 卒業認定基準、修了認定基準の策定と周知

卒業認定基準については、大学設置基準第 32 条の規定に基づき、「山口学芸大学学則第 11 章卒業及び学位」及び「山口学芸大学学位規程」において、また、修了認定基準については、大学院設置基準第 16 条の規定に基づき、「山口学芸大学大学院学則第 7 章課程修了の要件及び学位」に規定し、「Campus Guide—学生ハンドブック—」（Teams にて閲覧）に「卒業に必要な最低修得単位数」を示し、周知している。【4-1-6】【4-1-7】【4-1-8】

また、本学では、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（英語）、高等学校教諭一種免許状（英語）、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）、保育士資格等、多様な教職課程や資格取得の課程があり、複数免許・資格が取得できることから、学生の過剰な履修登録を防ぎ、各教職課程の学修量を確保し、学びの充実を図る意味で、1 年間での履修登録単位数の上限を規定するとともに、学生部教務課、学部・学科支援員と、学部教務担当教員、チューターが連携・協力して、それぞれの立場で、各課程で修得すべき単位数の学生への周知を徹底することに努めている。また、履修登録の際にも、取得したい免許、資格の確認を徹底している。

4. 単位認定基準、成績評価基準及び進級基準の厳正な適用

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシーに評価の方針を明記するとともに、「山口学芸大学単位認定及び試験に関する規程」に基づき、シラバスに事前に成績評価基準を公表した上で、授業担当者が適切に成績評価を行い、単位の認定を

決定している。【4-1-b】

具体的には、評価については、S（90～100点）、A（80～89点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（60点未満）の100点法・5段階評価とし、Dの場合は単位を認定していない。その科目の出席時数が総授業時数の3分の2に満たない場合も、原則として単位は認定しない。

また、学生自身による学修状況の確認及び大学が行う学修指導・成績評価の妥当性の確認のため、GPA（Grade Point Average）制度を活用し、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学 GPA 制度運用規程」を規定して運用している。【4-1-14】

成績評価の公平性を担保する取り組みとして、授業科目別に履修者全員の GP の平均を算出し、成績評価が著しく易しい（あるいは厳しい）授業科目がないかを確認し、成績評価が適切に実施されるよう努めている。また、学生が成績評価について疑義がある場合申し出ることができるよう、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学における成績評価異議申立てに関する申合せ」を定めて運用している。単位取得率も全科目ホームページ上に公表するとともに、教務委員会等を通して、各授業科目の成績評価の検証などを行い、改善に取り組んでいる。【4-1-15】【4-1-b】

進級の判定については、4-1-②の2で記載の基準に則り、教授会の意見を聴いて学長が決定している。

5. 卒業認定基準、修了認定基準の厳正な適用

卒業・修了判定は、学則第43条及び院学則第23条に則り、学生部教務課が資料を作成し、教授会及び研究科委員会の意見を聴いて学長が決定している。【4-1-16】【4-1-17】

6. 学年暦の作成

学年暦は、各部署からの情報を集約・調整の上、教授会の意見を聴いて学長が決定しており、策定過程・審議手続きは適切である。また、その内容に沿って適正に運用している。各学期の授業週は18週を目途に確保し、授業実施回数（試験を除き15回）は適正に行っている。

以上により、本学、本学大学院ともに、単位認定基準、成績評価基準、卒業認定基準、修了認定基準等は、厳正かつ適正に運用されている。

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2の自己判定

「基準項目4-2を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学は、「建学の精神」、「教育理念」、「教育目的」、「ビジョン」に基づいて定めたディプロマ・ポリシーの達成に向けて、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法で実施し、学修成果をどのように評価するのかといった全学的な基本方針、カリキュラム・ポリシーを策定している。【4-2-1】【4-2-2】

その策定・見直しに関しては、学長を委員長として、ディプロマ・ポリシー、アドミッション・ポリシーと併せて三つのポリシーを一体的に検討する教育課程委員会が中心的な役割を果たしている。具体的には、学部内会議での協議を経た方針案を教育課程委員会において全学的に検討し、運営委員会の審議を経て、教授会での意見を聴くなど、多くの教職員が策定のプロセスに関わっている。【4-2-3】

策定後、また見直し後、教職員に対しては、学内サーバ上やホームページ上でいつでも閲覧できるようにしており、これによって教職員間での周知は徹底されている。

周知については、学生に対しては「Campus Guide—学生ハンドブッカー」（Teamsにて閲覧）に掲載することで周知している。同ハンドブックには「建学の精神」、「教育理念」、「教育目的」「ビジョン」に加えて三つのポリシーを掲載することで、学生への周知を図ってきた。1年次には初年次教育である「大学教育基礎演習」の授業内で、三つのポリシーの位置づけと内容について学長が講義した。さらに、学期末、学期開始時に行われるオリエンテーションにおいても、全学年の学生に対して学科主任や教務主任がカリキュラム・ポリシーについても触れ、「ディプロマ・ポリシーに定めた学修成果」の獲得に向けて、学生への周知の徹底を行っている。ステークホルダーである高校生、地域社会に対してもホームページを通じて「建学の精神・教育目的・教育理念・ビジョン」ならびに「教育方針（三つのポリシー）」を掲載して周知を図っている。【4-2-5】【4-2-6】

大学院教育学研究科においても、大学院専任教員で構成する研究科会議の協議を経て、大学院の教授会にあたる研究科委員会の意見を聴いた上で策定している。【4-2-3】【4-2-4】大学院についても「Campus Guide—学生ハンドブッカー（大学院）」に「建学の精神・教育目的・教育理念」ならびに「教育方針（三つのポリシー）」を明示している。【4-2-7】

4-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーは、4-1-①で述べたディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保するために随時見直しを行っている。とりわけ、令和4（2022）年度からは大学がめざす将来像及び学生がめざす将来像について新たに示された「ビジョン」を踏まえて、また令和6（2024）年度からは「ビジョン」の具現化に向けた「文系 DX 教員養成プログラム」の導入により、それぞれディプロマ・ポリシーを見直し、それに伴ってカリキュラム・ポリシーも見直した。

令和6（2024）年度からのカリキュラム・ポリシーで示した教育課程の編成は以下のとおりである。「教養科目」と「専門科目」で編成したうえで、さらに以下の科目区分（科目群）に細分される。「教養科目」は、分野横断的に幅広い教養を修得する「リベラルアーツ」、DX活用のための基礎的素養を修得する「文系 DX」で構成される。一方、「専門科目」は、教育者・保育者としての専門的知識を修得する「学科目」「子ども学」「グローバル学」「教

育実習・保育実習・実践演習」に加え、DXを用いて課題解決をする力を修得する「DXによる地域課題解決」、論理的思考力と分析力を修得する「ゼミナール」で構成される。これらの科目群は、ディプロマ・ポリシーに示した学修成果の各項目に対応しており、令和7（2025）年度の教育課程表からは、各科目と学修成果の関連性を明記し、シラバスの様式も改善することによって、教員がシラバスを作成する際に意識できるだけでなく、学生が履修計画にも活用できるよう工夫している。

大学院教育学研究科では、ディプロマ・ポリシーの項目に対応して(1)教育基盤・発達に関する研究領域の科目群、(2)教育実践・表現に関する研究領域の科目群、そして(3)それらを統合した自ら進んで研究する資質・能力を修得するための専門研究の科目群の3科目群で教育課程を編成する方針をカリキュラム・ポリシーとして示している。

4-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学は、ディプロマ・ポリシーに掲げる資質・能力を備えるため、カリキュラム・ポリシーに沿って、4-2-②で述べたように、教養科目と専門科目からなる授業科目を体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業科目を実施している。その編成にあたっては、学部内会議での協議を経て、教育課程委員会において全学的な検討を行ない、運営委員会、教授会を経て、学長が決定することとしており、組織的なプロセスを経て行っている。【4-2-8】【4-2-9】【4-2-13】

また、カリキュラム・ポリシーに基づいて、教育課程を専攻ごと、研究領域ごとに体系的に編成するとともに、カリキュラムの体系や授業科目の順次性等をわかりやすく示すため、ナンバリングコードで表示し、シラバス上に掲載している。【4-2-14】

さらに、めざす進路に応じた履修モデルを示すとともに、シラバス上に、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果と各授業科目との関連性を示すことで、教職員も、学生も、卒業までの教育課程を体系的に捉え、履修計画・履修指導を容易に行なえるよう工夫している。【4-2-10】

講義概要（シラバス）は、学生が履修計画を立てる際に活用できるよう、各授業科目の達成目標およびディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果との関連性、ナンバリングコード、免許資格等との関係を明記している。また、授業形態（講義、演習、実技、実習の別）、授業科目の取り扱い（面接授業科目、遠隔授業科目の別）、各回の授業内容と関連する達成目標、アクティブ・ラーニングの内容、授業時間外の学修の内容や時間、成績評価の方法・基準、テキスト・参考書等の教材、担当教員の実務経験の有無等の項目を設け、学生視点で理解しやすいフォーマットに統一し、明確に記載できるように整備している。

シラバスは毎年見直しを行っており、作成時には上記の事項について授業担当者に具体的に説明することで徹底を図っている。

さらにシラバス作成の最終調整では、毎年、授業担当者以外の教員等による「シラバスの第三者によるチェック」を、全ての授業科目で組織的に実施している。まず、「チェックリスト」をもとに、学生部教務課におけるチェックを第1段階として実施する。その後、学部の担当者が、学修成果との関連や学修内容についてのチェックを第2段階として実施し、必要に応じて各授業担当者へ修正を求め、その後シラバスをホームページで公表している。【4-2-15】【4-2-16】

単位制度の実質化については、学則第 33 条第 4 項、第 5 項及び第 6 項並びに履修方法に関する規程第 7 条の 2 において定めている。

複数免許資格の取得を希望する学生が多い本学では、履修モデルは複数の取得パターンを設定して履修計画を示している。その場合に、各教職課程等の学修量を確保し、学びの充実のために単位の実質化を図る目的で、1 年間での履修登録単位数の上限を規定し、過剰な履修登録となることを防いでいる。一方で、年度 GPA3.00 以上の学生への履修登録単位数の上限緩和も規定することで、学生の主体的な学修を保障している。

1 日の授業外学修時間について、「授業時間外の学修時間に関する調査」の令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度の集計結果からみると、学修時間は少しずつ増加しているが、学生の主体的な学修を促すこと、十分な学修時間を確保すること、単位制度の実質を保つことといった観点から、履修登録単位数の上限については、今後も引き続き、検討が必要である。【4-2-11】【4-2-12】

4-2-④ 教養教育の実施

本学では、教養教育を、専門分野の枠を超えて共通に求められる知識や思考などの修得に主体的に取り組む基本的態度を養い、現代の教育が置かれている社会の情報化、国際化、あるいは、生涯学習社会における教育のあり方について多様な側面から深く理解するための知識や技能を修得することを目的として実施している。

教養教育の内容は、学部内会議での検討を重ねたうえで、教育課程委員会、運営委員会、教授会での審議を経て編成している。【4-2-13】【4-2-17】

具体的には、「教養科目」科目区分として、芸術文化や人文科学、自然科学、キャリア教育等、分野横断的に幅広い教養を修得する「リベラルアーツ」科目群 (17 科目 32 単位)、DX 活用の基礎となるデータサイエンスや知的財産に関する基礎的素養を修得する「文系 DX」科目群 (7 科目 11 単位) の合計 24 科目 43 単位を設定している。

そのうち「大学教育基礎演習」(2 単位) を必修科目に、「情報処理」(2 単位) もしくは「データ科学と社会Ⅰ」「データ科学と社会Ⅱ」(各 1 単位) を選択必修科目に設定し、それらを含む 20 単位を卒業要件として課している。

なお、「文系 DX」科目群の「データ科学と社会Ⅰ」及び「データ科学と社会Ⅱ」については、令和 7 年 5 月に、教育プログラム『データ科学と社会』として、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度 (リテラシーレベル)」に申請した。

4-2-⑤ 教授方法の工夫と効果的な実施

1. 教育効果を上げるための教授方法の工夫

本学では、講義概要 (シラバス) において、授業形態 (講義、演習、実技、実習の別) を明示しているが、それに捉われることなく、ほぼ全ての授業で、討論、プレゼンテーション、グループワーク、ロールプレイング等のアクティブ・ラーニングを推奨し、学生の能動的な姿勢を引き出す工夫をしている。本学のアクティブ・ラーニングの実施率は、98.9%である。

また、演習や実技といった授業形態では、1 学年 2 クラス編成や、場合によってはさらに少グループ編成にするなど、少人数でクラスを編成することで、より細やかな指導を可

能にし、学生にとっても、発表や実技の機会が増えるといった効果を挙げている。

これらの工夫により、授業アンケートの満足度において、講義系も演習系もほぼ全ての学年で8割以上の学生が、「満足」「やや満足」を選択しており、満足度は高い。【4-2-a】

2. Microsoft Office 365 Education および Campus Plan Web Service の活用

令和2（2020）年度より Office 365 Education を導入し、全学生にアカウントを付与している。学生は各科目で課される課題や卒業研究等で Office アプリや Microsoft のクラウドサービスを利用できる。また、Teams アプリを、遠隔授業の実施や予習・復習用の教材の提示などの学習支援に活用している。一例としては、「教職実践演習」、「保育実践演習」といった演習科目において、学生が実施した模擬授業を録画して共有することで、諸事情により欠席した学生にも学修の機会を保障している。

また、令和6（2024）年度より学務システム Campus Plan Web Service（株式会社システムディ）を導入した。学生自らが履修登録や出欠席、成績をウェブ上で容易に確認できるようになり、進級・卒業や免許取得のための履修計画の進捗管理に活用している。

3. 学生の発展的な学修を可能にする工夫

小中一貫教育や義務教育学校の設置、インクルーシブ教育の浸透、幼保連携といった社会背景に鑑み、本学では複数校種の教員免許や保育士資格の取得を推奨している。そのために、4-2-③で述べた1年間の取得単位の上限を超えない範囲であれば、初等幼児教育専攻、英語教育専攻、ともに、他専攻履修として他校種の科目、あるいは特別支援学校教諭ならびに保育士資格関連の科目を履修することを可能とし、それが可能になるように時間割を編成している（卒業単位として認められるのは、両専攻とも50単位まで）。

このことにより、複数の免許・資格の取得が可能になるだけでなく、履修者間でのグループワークやディスカッションにおいてより多様な見方、考え方に触れ、保幼小連携・小中連携といった学校間等連携の視座を有する人材育成やインクルーシブ教育に携わるための資質・能力を涵養するに資する効果を生んでいる。

4. 教授方法の改善を進めるためのさらなる取り組みと組織体制

教員の指導力向上にあたっては、FD・SD委員会が、FD・SD委員会規程及びFD・SDに関する方針に基づき、FD研修活動を行っている。

まず、アクティブ・ラーニングや授業改善のための「全学FD研修会」を年に1回以上実施している。令和5（2023）年度は「地域課題解決演習（PBL）のこれまでとこれから」、令和6（2024）年度は「大学の学びにおける課題解決」をテーマとして、事例報告をもとに全専任教員とFD・SD委員を対象に意見交換を行った。事後アンケートでは、学びの理解度4以上（5段階評価の）回答が9割を超えた。

また、例年、専任教員間で「相互授業参観」を行い、教授方法の改善やより効果的なアクティブ・ラーニングの導入を進めており、参観後の有用性の調査では、9割以上の教員（大学・短期大学両大学の合計の割合）が、授業改善に活用できると回答している。また、参観数のさらなる拡大と、授業改善への活用を図るため、学長に提出するティーチング・ポートフォリオに、相互授業参観の活用の記載を求めた。記載者はまだ全教員の35%だが、

その記載内容からは、具体的で確実な授業改善の推進が伺われた。

今後も、有用性のあるこの相互授業参観の取組の促進を図るとともに、参観する授業を、授業者自身が肯定的評価を得られなかった項目の改善に資する授業とするなどに変更して授業改善につながる取り組みを行う。

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

本学では、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を、本学ホームページに公表し、「Campus Guide—学生ハンドブック—」(Teams にて閲覧)にも、「教育者・保育者として身に付けることが求められる資質・能力（学修成果）」として、8項目に分けて端的に示している。【4-3-1】

シラバスには、ディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果のうち、その授業科目が目的とする項目を明示している。授業担当者がシラバス作成時に、自らの授業がディプロマ・ポリシーに掲げた学修成果の獲得にどのようにつながるかを自覚するとともに、当該授業科目を学修することによって、どの様な資質・能力を身につけることができるのか、学生各自が確認できるようにしている。【4-3-2】

ディプロマ・ポリシーに示された学修成果の達成状況の把握・評価については、量的・質的データを用いて測定・検証する方法として定めた「アセスメントプラン」及び「山口学芸大学アセスメントプランの具体的な実施における申合せ」（以下、「申合せ」という。）に基づいて実施している。【4-3-3】

2-3-③で述べたように、「アセスメントプラン」及び「申合せ」は、本学の学位プログラムが三つのポリシーに基づき適切に機能しているか、あるいは、三つのポリシーが適切であるか等について、三つのレベル(授業科目レベル、学部・学科（教育課程）レベル、大学（機関）レベル)で、総合的に把握・評価することとしている。「申合せ」には、測定の項目、意義、測定方法、評価の活用方法、測定の部署・頻度、点検・評価の担当委員会、評価部署、活用方法等、三つのポリシーの適切性等、具体的に定めて、自律的かつ着実な運用を図っている。

アセスメントは、授業アンケートや授業外の学修時間調査、免許資格取得状況、就職状況の調査、学生生活アンケート、卒業生アンケートや就職先アンケートなどの多様な指標を用いて行い、各委員会による解釈や一次分析、IR 部会による多元的な分析・評価、教育課程委員会での総合的な点検・評価を経て、自己点検・評価委員会に報告している。

例えば、次のような評価指標を用いて、把握・評価している。

1. 「授業に関するアンケート」による把握・評価（授業科目レベル）

本学では、毎年、前期・後期の2回、全学的に「授業に関するアンケート」を実施し、当該授業の学修成果・教育成果の確認や、授業担当者の教育活動の妥当性の確認を行っている。実施方法は無記名とし、授業終了時に学生がアンケート用紙を配布回収する。

授業担当者は、学生の達成度感や、授業の理解のしやすさ、工夫の有無、学生とのコミュニケーション、授業外学修の指示の適切性、授業の魅力などについての評価を受けて、改善に活かしている。シラバスには、三つのポリシーを踏まえた授業テーマや学修成果との関係、達成目標等が表記されており、学生は、学修成果の獲得度を確認することができる。

質問項目は毎年教務委員会で検討し、集計結果を継続的に考察しており、経年的変化を見る観点から大幅な変更は行っていなかったが、令和6(2024)年度には、SPARC教育プログラムにおけるアセスメントプランで実施されるアンケート項目を参考に内容を変更した。【4-3-8】

2. 「成績分布」による把握・評価（授業科目レベル）

授業ごとの成績分布は、学生が、当該授業科目の到達目標について、望ましい基準まで到達できる授業であったかを確認する。S・A・B評価の割合が、複数の学期にわたり50%未満の科目については、教務委員会で情報共有し、科目の内容等が相応しい水準であるかなど協議し、必要に応じて、学部の教務主任が授業改善を依頼している。（履修者が5名以下の科目を除く）。【4-3-6】【4-3-7】

3. 「授業時間外の学修に関する調査」による把握・評価（授業科目レベル）

学生の学修に対する態度や目標等に向けた行動を知り、学生の主体的な学修を促したり、授業担当者の学修支援や教育支援の改善を促す参考資料としたりするために、オリエンテーションの場で授業時間外の学修時間等を調査している。【4-3-3】【4-3-9】【4-3-12】

学生の授業時間外学習の時間を明らかにすることで、学生が当該授業科目の到達目標を身に付けられるよう、授業担当者が効果的な課題を適切に提示するなどの一般的な前提条件を満たしているかを確認する。

教員には、個別に当該授業の結果をフィードバックし、改善を促す。教務委員会で調査結果を分析し、教授会、学部内会議で報告し、学修指導への活用に反映させている。結果はホームページ上で公表している。

また、学生に対しても、自らの単位取得状況やGPAの変化を見ながら学習状況を振り返らせ、時間外学修の増加を促している。

4. 卒業生アンケート・就職先アンケート（教育課程レベル）

卒業生へのアンケート調査からは、学位プログラムにおける学修や教育が、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果に定められた資質・能力の修得に資するものであったか、また、学位プログラムを通じて身に付けた資質・能力が、就職先や進学先で役立っているかなどの人材育成の機能性を確認している。また、卒業生の就職先へのアンケート調査から

は、学位プログラムにおける学修や教育が、DP を踏まえた学修成果に定められた資質・能力を身に付けるのに、どの程度効果があったのか、などの人材養成の機能評価を確認し、教育課程の検討に活用している。【4-3-10】

5. 学修ポートフォリオ（教育課程レベル）

令和 4（2022）年度入学生から、「学修成果ルーブリック」を含む「学修ポートフォリオ」による学生の自己評価を実施している。

学生が、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果に定められた資質・能力をどの程度身に付けたか、ルーブリック表によって自己評価を実施し、チューター面談を通じて、自己の成長や課題をチューターと確認する。

併せて、学生が獲得した学修成果の状況の全学的な検証結果については、現在のディプロマ・ポリシー（令和 4（2022）年度入学生以降適用）についてのデータが出揃っていないが、教育課程、学修指導の強みや弱みを把握するデータとして、教育課程委員会において今後の教育課程検討にも活用を始めたところである。【4-3-a】【4-3-4】

6. 入学者選抜区分ごとの成績分布（GPA）（教育課程レベル）

入学者選抜区分毎の GPA 分布により、入試委員会において、アドミッション・ポリシー及び入学者選抜の方法の妥当性を確認するものである。

総合型選抜や学校推薦型入試による年内合格者の入学増加に伴い、入学者選抜の改善や学修指導の検討に活用している。【4-3-5】

4-3-② 教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

アセスメントプランの評価指標の測定は、「申合せ」に定めているデータの関係部署が定期的かつ継続的に測定し、解釈・分析する。卒業アンケートのように、項目によっては、学部が測定・評価を行うこともある。

これらの学修成果や教育成果の測定・評価・分析結果は、教育課程委員会で総合的に検証し、自己点検・評価委員会へ報告している。自己点検・評価委員会からは、課題・改善を促すフィードバックを教育課程委員会に行い、教育課程委員会の委員長でもある学長が、各委員会の委員長や学部長に指示して、教育改善・向上に向けた方針を提示させ、それを受けて学部や各部署が改善に取り組む。その際、複数の情報を組み合わせた多角的な把握・可視化のため、自己点検・評価委員会の IR 部会が分析を行い、その検討結果を自己点検・評価委員会で報告し、改善案検討に活かすことがある。

カリキュラム等の改善については、各委員会や学部内会議での分析・検討を経て、教育課程委員会、運営委員会での審議や教授会の意見交換を行った後に、学長が決定する。

学生支援、キャリア支援、大学管理運営、財務に係る内部質保証の自己点検・評価の結果に関し改善策を検討することが適当と認められるものについては、自己点検・評価委員会から学内の常設委員会または各部署にフィードバックを行い、相互に連携した体制の下、内部質保証を推進している。

評価結果、改善検討、改善結果等は、全教職員が出席する「教員等会議」での学内公表

をもって情報の共有を図っている。

具体的なフィードバックは、以下のように行っている。

1. 資格・免許の取得率、取得者数、進路決定状況等の周知・共有・活用

学生の資格・免許の取得状況は、学生部教務課で一元管理し、運営委員会、教授会で報告しており、学部が教育課程の検討に活用している。【4-3-13】

進路決定状況等は、キャリア支援センター長が教授会で報告し、学部内会議や委員会では、個別の具体的な状況について、就職支援室、教職支援室、保育職支援室の各長が、指導の経過や課題とともに詳細に報告・協議し、学部内会議や委員会での就職指導や教職指導の改善に活かしている。また、ホームページ上で公表している。【表 3-6】【3-3-3】

2. 「授業に関するアンケート」(授業科目レベル) 結果のフィードバックと活用

毎年、前期、後期、年2回、全科目を実施している。集計方法は、大学全体の集計と各授業科目の集計を行い、大学全体の集計結果は継続的に考察し、ホームページ上に公表している。【4-3-8】【4-3-14】

各授業科目の結果は、自由記述も含めて授業担当教員に返却し、その結果を受けて、教員が授業改善を工夫し、「授業改善報告書」を教務課に提出する。授業改善報告書は、①現状の説明(授業を行った際の気づき)、②問題点(アンケート結果と比して見えてきたもの)、③改善の方策(次回以降、授業へ反映させたい点)の3項目で構成している。なお、個々の教員のアンケート結果や授業改善報告書は、図書館で公表し、他の教員も授業改善に活用できるようにしている。

また、FD・SD委員会で推奨している相互授業参観を活かした改善点も含めた内容をティーチング・ポートフォリオに記載し、学長へ提出する。

授業改善に関する教員から学生へのフィードバックは、自由記述の記載事項も含め、次学期に教員から学生に説明し、生かしている。

3. 成績分布(授業科目レベル)のフィードバックと活用

S・A・B評価の割合が、複数の学期にわたり50%未満の科目については、教務委員会で情報共有し、科目の内容等が相応しい水準であるかなど協議し、必要に応じて、学部の教務主任が授業改善を依頼している。一方、S評価の割合が極端に高い科目も、同委員会で達成目標等が相応しい水準かを確認し、到達目標の工夫等を依頼している。(履修者5名以下を除く。)【4-3-6】【4-3-7】

4. 卒業生の就労先へのアンケート結果(教育課程レベル)のフィードバックと活用

本学の卒業生の9割は、教育職、保育職であるが、教員となった卒業生の就労先へのアンケート結果は、学部内会議において、担当教員から報告され、在学生の学修指導や学生指導に活用されるとともに、必要に応じて卒業生のアフターケアにもつなげている。また、ディプロマ・ポリシーや教育課程の見直しの数値としても、活用している。アンケート結果はホームページ上にも公表している。【4-3-10】【4-3-11】

【基準4の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

1. 確実な進路保証と柔軟な教育改革による教育目的の実現

本学及び本学大学院は、教育学部教育学科のみの教員養成大学として、時代の変革に対応できる多様性・柔軟性を備え、地域社会の発展に貢献できる人材(教育者・保育者)を育成するという理念(使命)のもと、学生、教職員ともに同一の目的に向かって一体となって進路実現に全力を尽くしており、例年、山口県内の国公立大学の中で、最も多くの地元教育者・保育者を輩出するという成果を上げてきた。

とりわけ公立小学校教員採用試験現役合格率は、5年連続90%を超え、令和6(2024)年度の県内小学校合格率は97.7%と過去最高となった。朝日新聞出版『大学ランキング』(2019年～2025年版)によれば、小学校教諭実就職率は令和元(2019)年以降7年連続で全国私立大学1位である。『大学ランキング』2025年版によれば、令和6(2024)年度は、全国国公立大学の中でも、上越教育大学、鳴門教育大学、福岡教育大学について全国4位、兵庫教育大学よりも高い実就職率である。

この高い実績は、キャリア支援センターの教職支援室及び保育職支援室の手厚い指導支援はもとより、本学が、教育理念やビジョンとの整合性を図りながら、三つのポリシーを一体的かつ継続的に見直し、目指す姿を明確にしてきたこと、複数免許取得を希望する多くの学生のために、カリキュラム・マップやナンバリング・システムの工夫に努め、わかりやすい履修モデルを複数提示してきたことなど、教職課程や資格取得課程の充実を図り続けてきたことなどによるものと考えられる。

さらには、本学学生は、全授業の9割を超えるアクティブ・ラーニングの実施によって、特に、開学以来の特色である「子ども学」の科目や「地域課題解決演習(PBL)」の科目、多くの教育実習などによって、豊かな表現力やコミュニケーション力、課題解決力などを獲得し、就職先アンケートでも評価されている。これらの能力は、大学リーグやまぐちによる山口県教育委員会へのヒアリング調査結果によれば、山口県教育委員会がこれからの大卒人材に特に求める、課題設定・解決能力や他者と連携・協働する姿勢にも通じていることがわかる。

令和6(2024)年度からは、山口大学・山口県立大学との連携推進事業 SPARC(地域活性化人材育成事業)の本学の取組「文系DX教員養成プログラム」の試行が始まった。卒業生アンケートや就職先アンケートの結果からみれば、情報活用能力はこれまで本学教育の弱みであったが、このプログラムの導入により、今後は、教育現場におけるICT活用に資する人材育成の面において、強みに変えていくことが期待できる。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和6(2024)年8月27日に「令和6年度山口学芸大学・山口芸術短期大学における教育活動に関する協議会」を開催した。外部評価委員として山口市教育委員会、山口市こども未来部、産業界(印刷株式会社)、学校(私立高等学校)から5名の出席があった。委員会からいただいた意見は、次のようなものである。

- ア 本学が進めている複数免許状の取得への肯定的評価
- イ ICT 活用能力についての基本的な知識や実践力がさらにほしいとの助言
- ウ 本学学生の半分以上が特別支援学校の免許状を取得していることについての肯定的評価
- エ 山口市教育委員会からの不登校児童生徒への支援策としての「ステップアップルーム事業」への参画【4-3-15】

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

「令和6年度山口学芸大学・山口芸術短期大学における教育活動に関する協議会」では、本学が進めている複数免許状の取得について、肯定的評価をいただいたことから、今後も社会的ニーズに沿う複数免許状取得に向けた適切な履修指導のあり方を、学部、事務局でこれまで以上に共通理解し、学生に向けて働きかけていく必要があると考える。本学は教員養成大学であり、年々教職課程や資格取得課程が充実してきたが、取得可能な免許・資格の組み合わせが多様化し、学生は、個々のニーズに応じた主体的な学修が必要となる。自らの教育課程・教職課程の学修を自分で正しく把握し、コントロールする必要性がこれまで以上に高まっている。

先述の通り、令和3(2021)年に教育職員免許法施行規則の一部改正及び教職課程認定基準の改正により、義務教育特例の活用や教職科目の共通開設の拡大がなされ、効率的な複数免許状取得への道が開かれた。教職課程認定基準等、教員免許状の在り方は、今後も、様々な改正の動きが予測される。本学でも、令和5(2023)年度から、初等幼児教育専攻と英語教育専攻の「くくり入試」を開始した。今後、免許・資格取得の動きが変化してくることも考えられ、こうした動きに柔軟に対応する必要がある。

また、助言のあった「イ ICT 活用能力についての基本的な知識や実践力」のさらなる育成については、文系DX人材の育成を目的として、令和6(2024)年度から本学が取り組み始めた「SPARC 教育プログラム」の意義を一層学生に周知する必要があると考える。

なお、山口市教育委員会から紹介のあった「ステップアップルーム事業」については、本学学生が参画することへの提案があった。この活動への参画は、本学の8つの学習成果「②人間の成長・発達・学びについての専門的知見と技能をもって子どもを理解できる」や「⑤教育者・保育者としての責任と使命感を自覚して、生涯にわたって自ら学び続ける意志をもつとともに、子どもの人権と個性を尊重し、一人ひとりに寄り添って学びを支援することができる」に大きく関わると考えられ、学生たちの専門性の獲得につながる意義深い教育的活動であると捉える。そこで令和6(2024)年11月より、本学学生が参加することで「フューチャールーム事業」として、新たに開始されたところである。

「卒業生アンケート」では、項目「外国語を通じたコミュニケーション力」の評価点が14項目中低い評価点に留まっている。今後は、小学校での外国語教育の早期化や必修化、英語コミュニケーションの重視に十分対応できる教員となれるよう、教育者に求められる英語力を育成する「資格英語Ⅰ・Ⅱ」や、免許状取得に関わる外国語科目等、多くの外国語科目を導入している本学教育課程を活かして、英語科目の積極的な履修指

導を行うことについて検討している。併せて小中一貫教育の進む地域の教育ニーズに対応できるよう、小中免許併有の意義のさらなる理解促進に取り組みたい。

学生による「授業に関するアンケート」に関しては、授業改善報告書の記載を義務付けたり、FD・SD委員会と連携して、相互授業参観や、学部長との面談に活用するティーチング・ポートフォリオへの記載も推奨したりしているが、今後は、FD・SD委員会とさらに連携し、これらの報告や、大学全体としての集計結果の分析等について、活用を一層図る必要がある。「3-2の改善・向上方策(将来計画)」で記載のとおり、今後、FD研修で、改善点の共有を図ることとしたい。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

学長の職務は、「学校法人宇部学園組織規程」第 8 条第 2 項第 1 号で、「学長は、大学の運営が円滑かつ活発に行われるために業務全般を統括し、所属職員を指導監督し、所属の施設設備を管理する責任を負う。」と規定されており、学長が教学面での最高責任者であることが明記されている。

学長の補佐体制として、所属長の副学長を置き、同規程第 8 条第 2 項第 2 号において、「副学長は、学長を助け、学長の指示を受けて校務を掌理する。学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠けたときはその職務を行う。」としている。【5-1-2】

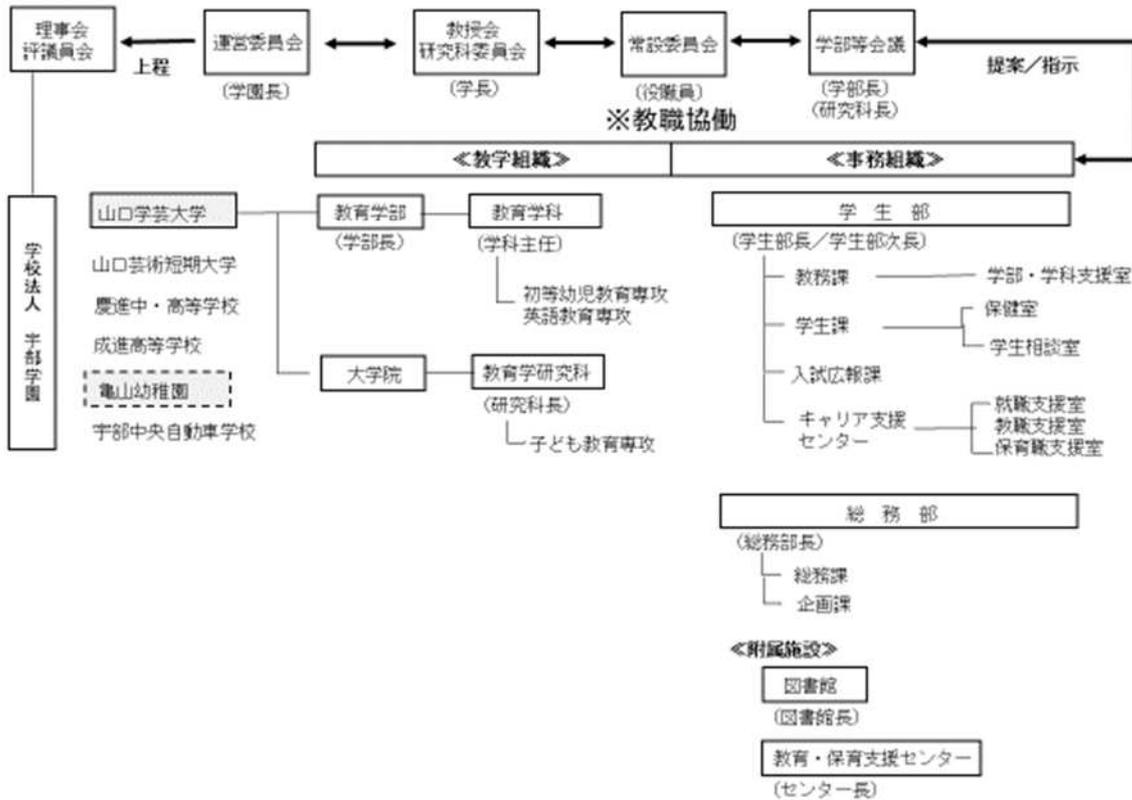
さらに、学長を補佐する体制として副学長に加え、同規程第 8 条第 3 項に基づき、学長補佐を置いている。学生部長を兼ねる副学長、及び学長補佐を兼ねる総務部長並びに学生部次長を配置することで、学長の校務統括にあたり、それぞれの校務分掌の立場から学長を補佐し、その意思決定を補佐している。【5-1-1】

学長が主宰する「学長企画会議」は、教学組織（学部・大学院）と事務組織（学生部・総務部）の各責任者で構成しており、本学の戦略的課題等に関する協議・調整及び全学的な意思統一を図ることで学長のリーダーシップを支えている。【5-1-3】

教学の中核である教学マネジメントについては、「教育課程委員会」にあつては学長が委員長を、学生部長が副委員長を担っている。また、「自己点検・評価委員会」にあつては学長が委員長を、学生部長ならびに企画課長が副委員長を担っている。【5-1-4】【5-1-5】

以上の体制のもとで学長が決定する重要案件については、学則第 8 条の規定に則って、学園長が議長を務める「運営委員会」において、学校法人の意思決定への上程について審議の上、理事会において学長が提案している。【5-1-6】

山口学芸大学組織図



5-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化

所属長である学長及び副学長の職務については既に述べたが、管理職の職務内容については「学校法人宇部学園組織規程」第8条に以下のとおり定め、権限の分散を行っている。

【5-1-8】

＜教学組織＞

- ・学部長並びに研究科長は、学長の指示を受け、校務の一部を掌理する。
- ・学科主任は、学部長を助け、校務の一部を掌理する。

＜事務組織＞

- ・学生部長は教員を兼ね、学長を助け校務の一部を掌理し、所属職員を指導してその職務をおこなう。
- ・総務部長は、学長の指示を受け、校務の一部を掌理する。
- ・次長並びに各課長及び参事は、部長の指示を受け、校務の一部を掌理する。
- ・図書館長及びキャリア支援センター長は、所掌する組織に関わる校務の一部を掌理する。

事務組織は、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学事務組織規則」に基づき、学生部には教務課、学生課、入試広報課及びキャリア支援センターを置き、さらに学生支援を充実させるために、キャリア支援センターには就職支援室、教職支援室及び保育職支援室、教務課には学部・学科支援室、学生課には保健室及び学生相談室を置いている。総務部には総

務課、企画課を置いている。また、事務組織の業務分掌については、同規則第2章に学生部及び総務部の所掌事務を列記することで責任を明確にしている。【5-1-13】

学長は、以上のような組織体制の下、教学の最高責任者として、その権限と責任において「山口学芸大学教授会規程」に基づき、構成員の意見を聴いて教学面における最終的な判断と全学的な教育方針を策定している。【5-1-7】【5-1-9】【5-1-10】

教授会は、学長が招集し議長となり、審議において集約された意見に基づき意思決定をしている。

教授会における主な審議事項は、①学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項、②学位の授与に関する事項、③その他教育研究に関し学長が定める重要な事項（教育課程の編成に関する事項、教育職員の教育研究業績等の審査に関する事項、学生の懲戒に関する事項）である。学生の懲戒については、「山口学芸大学学生懲戒規程」を制定し、手続きを行っている。【5-1-11】

なお、直近の認証評価において「改善事項」として指摘を受けた「教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項」への対応については、「資料 F-16」に示すとおり当該年度において速やかに対応済みである。

教学の中核である教学マネジメントについては、学長が「教育課程委員会」及び「自己点検・評価委員会」の委員長を担い、教職協働により得られた教育活動の実施と職務上の業務の円滑な運営を行っている。【5-1-4】【5-1-5】

5-1-③ 職員の配置と役割の明確化

本学の事務組織は、5-1-②に示しているとおり、学生部及び総務部の各課・センター・室で構成されている。それぞれの課・センター・室に事務職員を配置し、専門的な事務を分掌させ、役割を明確化するとともに、課長等には教員も多く配置しており、教職協働により校務が円滑に実施される体制を整備している。【5-1-12】【5-1-13】

常設委員会は、学長、副学長、学部長ほか教員と事務局各部・次長及び課長（または事務職員）で構成されており、各委員会の規程に基づき、教職協働で運営されている。

【5-1-a】

職員の採用及び昇任については、「山口学芸大学就業規則」、「山口学芸大学職員採用規程」及び「山口学芸大学及び山口芸術短期大学非常勤者等における正職員転換措置に関する規程」を定め、適切に運用している。また、「管理職、事務職員の人事評価（目標達成度評価）実施要領」により職員の人事評価を毎年度実施し、適切に運用している。【5-1-14】【5-1-15】【5-1-16】【5-1-17】

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

大学設置基準上必要な教員数は14人（うち教授7人）であるが、本学は24人（うち教授18人）を分野別に適切に配置している。また、毎年度、退職予定教員を早期に把握し、必要とする教育研究分野等を決定して、教員公募を計画的に実施している。

教員の採用及び昇任については、「山口学芸大学就業規則」、「山口学芸大学職員採用規程」及び「山口学芸大学及び山口芸術短期大学特命教員に関する規程」に規定し、さらに教員資格審査については、「山口学芸大学教員資格審査基準内規」及び「山口学芸大学大学院教育学研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員の資格審査要項」を定め、採用及び昇任時に「教授会」及び「研究科委員会」を開催し、適切に選考している。また、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学教員評価規程」、「教育職員の人事評価（目標達成度評価）実施要領」を定め、教員評価についても適切に運用している。【5-2-1】【5-2-2】【5-2-3】【5-2-4】【5-2-5】【5-2-6】【5-2-7】【5-2-8】【5-2-9】

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3の自己判定

「基準項目5-3を満たしている。」

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

FDをはじめとする教育内容や方法を改善するための研修等については、常設委員会の一つである「FD・SD委員会」が中心となり、「山口学芸大学・山口芸術短期大学FD・SD活動に関する方針」に基づき、毎年見直しをしながら、全学的に取り組んでいる。【5-3-1】

主要な取組みとして、①全学FD研修会、②学生FD、③教員による授業の相互参観の3領域を設け、教職協働で企画・運営している。

①のFD研修会〔共通研修〕は、授業および研究活動の改善や向上を目的として、全教員が、授業内容、授業方法、学生指導における課題を共有し、課題解決に向けて意見交換を行っている。令和5（2023）年度からは、欠席者にもビデオ視聴ができるようにした。令和5（2023）年度・令和6（2024）年度にあつては「課題解決型学習」をFD研修のテーマとして採用した。令和5（2023）年度は6月に開設科目「地域課題解決演習（PBL）Ⅰ・Ⅱ」の事例提供により課題解決型学習が何を目指すか、またそのための方略として何が考えられるか議論した。令和6（2024）年度は9月に、開設科目「子ども実地研究Ⅰ・Ⅱ」の事例提供により、課題解決型学習に有用な教育方法についてそれぞれ意見交換や質疑応答が活発に行われた。両科目は、本学のディプロマ・ポリシー実現に向けた重要な選択必修科目でもあることから、今後本学のカリキュラム改善に向けて全教員が共通認識を持つ上でも有意義な研修となった。【5-3-2】【5-3-3】

②の学生FDは、学修者の生の声を生かした授業改善・教育改善を目的として、令和5

(2023) 年度からは学生・教員に加えて職員も参加し、実施している。この「学生 FD」を通じて得られた意見は、学内会議で協議した後、教授会で情報共有し、必要に応じて全学的な教育改善に結びつけている。【5-3-4】【5-3-5】【5-3-6】

③の相互授業参観については、授業アンケートで肯定度の高かった授業科目を学内に周知し、参観時の参考とすることが浸透してきている。令和 6 (2024) 年度は、これまでの取組みを授業改善に最大限に活用し、より質の高い授業をめざすため、授業担当者自身が肯定的評価を得られなかった項目に資する参観を促した。また、報告様式の改善によって教員の負担軽減を図りながら、参観の有用性を確認した。その結果、参観数が増加し、参観した 9 割の教員が、授業改善に有用性があると回答した。学長に提出するティーチング・ポートフォリオには、相互授業参観後の授業改善についての記載を求めた。【5-3-7】

このほかにも、やまぐち共創大学コンソーシアム等が主催する FD・SD 研修会へも参加しており、令和 5 (2023) 年度は延べ 16 人に対して、令和 6 (2024) 年度は 51 人に増加した。【5-3-8】【5-3-9】

5-3-② SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学の SD 研修は、FD 研修と同様に教職協働の「FD・SD 委員会」が中心となり、「FD・SD 活動に関する方針」を踏まえ、教育職員及び事務職員が参加し、全学的に取り組んでいる。【5-3-10】

最近の SD 研修会の具体的なテーマと目的は、以下のとおりである。

- ・令和 4 (2022) 年度：「文系 DX 人材はなぜ必要か」
(目的) 地域活性化人材育成事業の立ち上げに伴い、文系 DX 人材養成の意義を学ぶ
- ・令和 5 (2023) 年度：「文系 DX 教員の養成」
(目的) 教職協働で行う文系 DX 教員の養成に向けて、全教職員が自己の役割を認識する。並行して地域活性化人材育成事業を大学の運営改善に生かす
- ・令和 5 (2023) 年度：「防災と DX～南海トラフ地震への備え」
(目的) 危機管理研修とのリンクによる、危機管理意識の向上

【5-3-11】【5-3-12】

- ・令和 6 (2024) 年度：「教育の内部質保証を機能させるための教学マネジメントの体制整備と実施」
(目的) 第 4 期認証評価の共通理解や、データ活用を通じたマネジメント力の強化
なお、実施後のアンケートは「データ情報の活用の重要性の再認識」「DP の学生への浸透の重要性」など、内部質保証に向けた取組みに活用された。【5-3-13】【5-3-a】
【5-3-14】【5-3-b】

FD・SD 研修はその外、学内の各部門が企画し、FD・SD 委員会が運営する研修もある。多様な学生の適切な支援が求められる中、学生生活支援委員会の企画により、令和 5 (2023) 年度は、学生相談室の臨床心理士を講師として「青年期の心理」と題した講演を、令和 6 (2024) 年度は、合理的配慮に関する研修会を行い、全職員が多様化する学生の対応力向上に活かしている。

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 研究環境の整備と適切な管理運営

教員が研究執務に専念でき、学生の教育をするうえで欠かせないオフィスアワーにも対応できるように、個人研究室及びゼミ室（共同研究室）を、資料作成等に必要な印刷室を提供している。これらを含めた全施設の有効活用と維持管理のために、定期点検や清掃業者による保全に加え、必要に応じて専門業者による点検・補修等を行っている。

また、研究を助成するために「山口学芸大学・山口芸術短期大学研究助成制度取扱要項」を整備し、資金面での支援をしている。なお、令和 6（2024）年度には本制度の検証と改善のために「研究活動に関するアンケート」を実施し、制度の検証と改善を図っている。

【5-4-1】【5-4-a】

令和 4（2022）年度の大学設置基準改正等を踏まえた見直しと快適な研究環境の整備と有効活用のために「山口学芸大学・山口芸術短期大学における教育研究等環境の整備に関する方針」を定めた。【5-4-2】

本方針では、①施設設備に関する方針：「施設整備・ICT 整備ロードマップ」に基づく計画・管理、②図書館・学術情報に関する方針：教育研究活動に必要な図書、学術雑誌、電子ブック等の充実、③情報環境に関する方針：ネットワークや情報セキュリティの規程整備と情報倫理の徹底、④教員の教育・研究等の整備に関する方針：研究環境の整備、研究倫理、コンプライアンス教育等、4 項目を掲げ制度の適切な運用を目指している。【5-4-3】

5-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、教員が人を対象とした研究や研究結果の公表にあたり、研究倫理面においても適切に推進することを目的として、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学における人を対象とする研究倫理規準」を定めている。人を対象とする研究の実施に際しては、研究計画策定時に「人を対象とする研究倫理審査委員会」の審査及び学長の承認決定を得ることを義務付けている。【5-4-4】【5-4-5】

研究活動の不正防止にあたっては、「研究活動推進ハンドブック」及び「公的研究費の取扱いに関する手引き」に基づき、適正な執行を図っている。【5-4-6】【5-4-7】

研究倫理に関しては、全教職員に対して 5 年に一度、日本学術振興会が提供する「研究倫理 e-ラーニングプログラム（eL CoRE）」の受講を義務付けるとともに、新たに採用される教職員へも採用時の受講を義務付けている。【5-4-b】

公的研究費の不正防止の取組みとしては、全ての教職員を対象に 3 年に一度の「コンプライアンス研修」受講を義務付け、理解度アンケートによる理解度把握も行っている。

【5-4-b】

これらに加え、研究の健全性・公平性を確保し、信頼性のある研究環境を構築することを目的として、令和6（2024）年度に「山口学芸大学及び山口芸術短期大学における研究インテグリティの確保に関する規程」を定め、運用している。【5-4-c】

5-4-③ 研究活動への資源の配分

「教育研究費」については、教育研究目的を達成するために必要な経費を「学校法人宇部学園寄附行為」及び「学校法人宇部学園経理規程」により決定される予算編成方針に基づき、適切に配分している。教育研究費に係る予算編成にあたっては、前年度末に教員から必要な物品、図書等についての要望をとりまとめ、これを基に総務部で原案を作成し、所定の手続きを経て決定・配分をしている。

これに加え、教員の研究活動を促進し教育研究活動の充実を図ることを目的に、「研究経費」を措置している。この取扱いは「山口学芸大学・山口芸術短期大学における研究に係る取扱いに関する規程」として定め、5-4-①に記載した「研究助成制度取扱要項」に基づき毎年度配分をしている。【5-4-8】【5-4-a】

本研究助成制度は、外部資金を獲得するためのフォローアップも目的とし、新たな研究活動を開始するための「呼び水」として位置づけている。獲得した外部資金の間接経費の一部を活用した学内の助成事業としても有効である。

令和6（2024）年度には本制度を活用した成果や課題等を点検するため、「研究活動に関するアンケート」を実施し、令和7（2025）年度に改善を図った。【5-4-1】【5-4-a】

本学においてはこれまでRAの雇用実績はないが、必要に応じて研究補助者（学生アルバイト）を雇用している。人的支援については、「山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費取扱規則」において定めている。【5-4-9】

科学研究費補助金など国の競争的研究費や各種助成金、奨励金等の外部資金の獲得のために総務部企画課が窓口となり、これらの公募情報についてその都度教員へメール等で周知している。【5-4-10】

外部資金の獲得状況については資料の通りである。【5-4-11】

【基準5の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

学長を補佐する体制として副学長、学長補佐を配置してその意思決定を補佐している。また、学長企画会議を設置して、学長、副学長、総務部長、学生部次長、学部長、学科長、さらに必要に応じて学生部・総務部の課長、センター長、学科主任、副学科長を構成員とした会議体により、教学マネジメントの重要事項について、協議・検討し、学長の本学の戦略的課題等に関する協議・調整及び全学的な意思統一を図ることで学長のリーダーシップを支えている。

学生部・総務部に各課、センター等を設置して、事務分掌を明確に定めて、権限の分散・責任の明確化を図り、課長等には教員、事務職員を配置して、教職協働により校務が円滑に実施される体制を整備している。

研究活動においては、研究倫理の確立のため、「コンプライアンス研修」及び「研究倫理eラーニング」受講を義務付け、適正な運用を図りつつ、学術研究の推進と外部資金獲得を目的とした研究者への支援を行っており、社会変化に対応するための研究を通して新たな価値を創造し、その成果を教育活動に還元する仕組みを構築している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

持続的な教職員体制の維持には複数年を見据えた人事計画を、一体的に点検し、改善を行う必要がある。

研究活動に関するアンケート結果に基づいた研究助成制度を引き続き試行・検証し、公的研究費への応募を促すとともに、外部資金獲得件数を増加させるために申請件数を増やす必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

教育の質保証・向上に向けた適正な教職員体制を維持するために、1年後、2年後以降を見据えた退職者補充に伴う人事計画を策定し、見直しも随時行い、運営体制の維持に必要な教職員を確保する。

教育研究活動の推進と外部資金獲得に向けて、令和6(2024)年度に教員等の研究助成制度活用の有効性についてアンケート調査を実施した。課題と改善策を見出し、より効果的な学内研究費の配分を通じて、教育研究活動の促進・充実と外部資金獲得増加に向けた取組みを循環させることを企図し、さらに詳細な分析を行う。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 経営の規律と誠実性の維持

組織倫理に関する規則として、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学倫理規程」を定め、倫理行動基準や禁止事項などについて規定し、職員へ周知することにより、適正な運営を誠実にやっている。【6-1-1】

学校教育法、学校教育法施行規則、私立学校法、大学等における修学の支援に関する法律、教育職員免許法施行規則、その他法令に規定されている情報の公表については、法令及び「学校法人宇部学園寄附行為」に基づき、本学のホームページにより適切に行っている。また、直近の認証評価における参考意見のうち、教育情報については、上記のとおり学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に区分し、内容を充実して改善している。【6-1-2】【6-1-3】【6-1-4】

また、法令で規定されたもの以外についても、文部科学省「教学マネジメント指針」・「教学マネジメント指針（追補）」を参考に、学生や保護者や外部に対して可能な限り情報公表するよう、入試広報課と担当部署が連携を取り実施している。

法人業務を確実に進めるために、「学校法人宇部学園内部統制システムに関する基本方針」（令和 6 年 12 月 16 日理事会決定）を定め、内部統制システムに係る持続的な活動を通じて、役職員が本システムの維持・向上と事業に関わる法令等の遵守に努め、業務の適正化に努めるとともに、効率性・有効性を高める。この基本方針に基づくシステムの整備・運用状況の不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ実効性のある体制の構築・運用を行っている。【6-1-5】

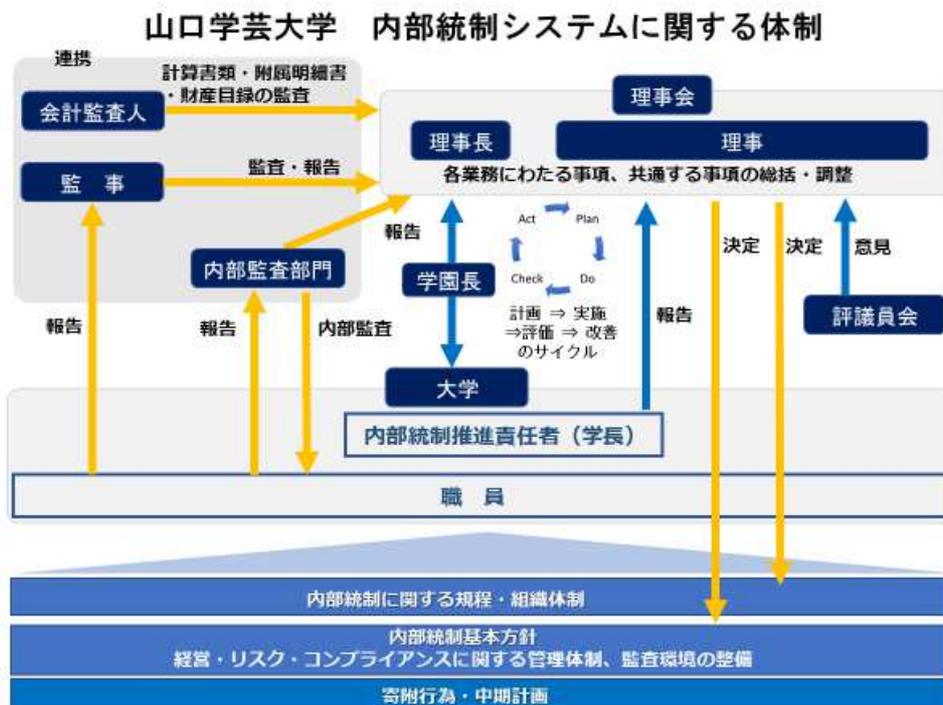
本システムにより、法人がその活動を健全かつ効率的に運営する仕組みが構築され、建学の精神・教育理念に基づき教育・研究が行われるよう法人組織を秩序づける仕組みが重要であることから、本法人では、令和 6（2024）年度に「学校法人宇部学園組織規程」を一部改正し、「建学の精神に基づき法人及び法人が設置する各学校を総理する役職」として「学園長」を設置した。理事会から教職員へ、教職員から理事会への内部伝達や管理者による日常的なモニタリングが機能し、内部統制の基本的要素に結び付くよう、理事長が学園長を兼務し、教学の責任者である学長との連携により法人を運営するものである。【6-1-7】

建学の精神や教育理念に基づいた「ビジョン」を実現し、法人が設定した中期計画等の組織目標やそれに伴うリスクの識別、リスクの評価、リスク等への対応を通じた統制活動に資することとしている。

学内では、経営者である理事長の命令や指示が適切に実行されることや、必要な情報が識別、把握及び処理されて組織内外及び関係者相互に正しく伝えられることを確保し、機

能が有効に作用していることを継続的に評価するプロセスを明確にしたものである。

【6-1-6】



また、令和6(2024)年10月日本私立大学協会「私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>」公表に伴い、本学にて「ガバナンス・コード<第2.0版>運用指針」を策定した。この運用指針において、本学では主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、公共性・信頼性を堅持すること、学生・保護者・教職員はもとより、卒業生や地域・社会などの多様なステークホルダーに支えられる存在であること、幅広く学内外の声に耳を傾けながら使命を全うすることを通じて、高い公共性を追求することを掲げた。【6-1-a】

6-1-② 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全に関しては、「宇部学園施設耐震化計画」を令和2(2020)年度に完了し、新たに「ビジョン2030(10年間)」のロードマップである「施設設備・ICT整備ロードマップ」を策定し、優先度を設定しながら構内の環境に配慮した体制を維持している。

人権に対する配慮に関しては、人権侵害を防止するとともに、学生・教職員が健全で快適なキャンパス環境の下で就学・就労する機会を保障するために、「ハラスメント防止方針」、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学ハラスメントの防止等に関する規則」及び「山口学芸大学・山口芸術短期大学ハラスメント防止対策委員会規程」を設け適切に対応している。また、相談に応じる体制として学内にハラスメント等人権問題に係るハラスメント相談員を配置している。【6-1-8】【6-1-9】【6-1-10】

さらに、教職員がより働きやすい職場環境を整備するため、育児休業や介護休業に係る「山口学芸大学育児・介護休業等に関する規則」により、安心して働くことができる環境を実現している。【6-1-11】

直近の認証評価において「要望事項、参考意見」とされた危機管理マニュアルの整備及び避難訓練の実施に関しては、安全に対する配慮として、「危機管理基本マニュアル」、「大規模地震行動マニュアル」を策定し、学生、教職員へ周知している。【6-1-18】【6-1-19】

また、令和4（2022）年度に「山口学芸大学及び山口芸術短期大学危機管理規則」及び「山口学芸大学及び山口芸術短期大学危機管理対策本部会議規程」を制定し、学長を本部長とした「危機管理対策本部会議」（令和3（2021）年度までは、新型コロナウイルス感染症感染防止対策本部会議）を設置し、感染症対策や「事業継続計画（BCP）」の策定を行った。【6-1-14】【6-1-15】【6-1-17】

また、「山口学芸大学・山口芸術短期大学消防計画」及び「山口学芸大学及び山口芸術短期大学危機管理規則」に基づき学生や教職員も含めた緊急地震速報の訓練及び防災訓練を毎年度実施している。【6-1-16】

学生の安全対策の一環として、交通安全講話を宇部学園姉妹校である宇部中央自動車学校との連携の下で毎年実施している。

個人情報保護については、「学校法人宇部学園在学生等の個人情報保護に関する規則」及び「学校法人宇部学園個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定めており、個人情報を適切に保護、管理している。【6-1-12】【6-1-13】

なお、研究面では、5-4-②で示したとおり、定められたルールに則り研究を行い、社会からの信頼を損なわないように、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）」及び公正な研究を進めるための「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」に基づき、本学における研究者の行動規範を策定するとともに研究活動を推進するために「研究活動の推進・研究不正防止ハンドブック」を作成し、公正な研究の推進とともに、不正な研究の防止に努めている。

【6-1-20】【6-1-21】

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2の自己判定

「基準項目6-2を満たしている。」

(2) 6-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本法人は、その使命・目的の達成のために、理事会、評議員会、監事、会計監査人等の職務や運営方法について、「学校法人宇部学園寄附行為」（以下、「寄附行為」という。）を定め、「学校法人宇部学園組織規程」で、法人や各学校の組織、職務について規定するとともに、「学則」、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学事務組織規則」により大学の運営組織と事務組織に関して規定している。【6-2-1】【6-2-3】

さらに、「学校法人宇部学園内部統制システムに関する基本方針」を定め、内部統制シス

テムの整備・運用状況の不断の見直しによって、継続的に改善を図り、より適正でかつ実効性のある体制の構築・運用に努めている。これらを遵守し実行することにより、法人の意思決定の体制は整備され、法人運営は適切に機能している。

理事会は、私立学校法第 36 条第 2 項で「学校法人の業務を決定すること」ほかの職務が規定され、「寄附行為」第 13 条で「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定し、使命・目的の達成に向けて学園の最高意思決定機関として位置付けている。理事会における意思決定が、先に述べた学園の組織体制、規程等により適切かつ円滑に実施されている。

理事会には、学長が理事として毎回出席し、意思決定に参画している。大学に関する理事会提案案件は、運営委員会において事前審議の後に理事会に上程し、理事会で決定した事項は、運営委員会、教授会、学部・学科会議等において情報共有が図られ、理事会と大学の内部伝達が機能している。

理事会は、変更前の「寄附行為」に基づき、理事長が招集し、定時が年 4 回、約 3 か月ごとに対面で開催し、議事録を作成し法人事務局で保管している。

令和 7 (2025) 年度については、新理事の選任のために 4 月と 5 月に臨時理事会を開催し、6 月、9 月、12 月、3 月に定時の理事会を開催する予定である。

招集にあたっては、法人事務局が準備を行い、会議の 1 週間前までに各理事及び各監事に対して、会議の日時や場所、目的の事項を書面等により通知している。

理事会の議長は理事長をもって充て、決議は、法令及び寄附行為に基づき適切に行っている。なお、理事は、書面又は電磁的方法により理事会の決議に加わることができるので、当日対面参加できない場合も事前に回答書を提出することにより決議に加わっている。

理事会で決議する事項のうち、予算、事業計画、中期計画、役員に対する報酬等の支給基準、「寄附行為」の変更やその他重要事項については、法令及び「寄附行為」に基づき、あらかじめ評議員会で意見を聴いたうえで、理事の 3 分の 2 以上の決議により適切に行っている。また、報告事項として、学長、校長から選任された理事が「事業報告書」や「学園ニュース」等の資料により執務状況等を報告している。理事会の議事録は、「寄附行為」の規定に基づき、毎回作成し、法人事務局で保管している。【6-2-2】【6-2-7】【6-2-8】

現員の理事 6 人は、変更前の法令及び「寄附行為」に基づき、その理事選任の規定を遵守して、理事会及び評議員会で適切に選任している。【6-2-4】【6-2-5】

次期理事の選任は、変更後の「寄附行為」第 6 条で理事選任機関として理事会及び評議員会を規定し、理事会が理事を選任するときは、評議員会を招集し、評議員会の意見を参酌して選任することになっている。また、第 7 条で具体的な選任方法を定めており、規定に基づいて適切に選任を行う予定である。【6-2-3】

理事の資格及び構成については、「寄附行為」第 8 条で私立学校法第 31 条に規定する資格及び構成に関する要件を遵守し、理事会が理事を選任するときは、評議員会を招集し、評議員会の意見を参酌して選任することになっている。本法人では、この度の私学法の改正により、令和 7 (2025) 年 4 月から 6 月にかけて理事会、評議員会で新理事を選任し、6 月の定時評議員会終結時に現理事が辞任後に新理事の任期が始まる予定である。選任予定の理事は 6 人で、理事会の選任が 5 人、評議員会の選任が 1 人であり、理事会の選任で

は、あらかじめ評議員会の意見を聴き、その意見を参酌して選任する予定である。

直近の認証評価における「要望事項、参考意見」のうち、理事会及び評議員会の議事録作成及び議事録署名人に関しては、寄附行為第 21 条各項及び第 46 条各項で明確に定めている。

6-2-② 使命・目的の達成への継続的努力

本学の建学の精神である「至誠」に基づき、多様な価値観に触れる教育活動の実践を積み重ね、時代の変革に対応し、地域社会に貢献できる人材を育成するために、中・長期計画である「ビジョン 2030」を策定し、本学の使命・目的及び教育研究上の目的の実現に向け、継続して取り組み続けている。

中期計画の策定、変更及び年度ごとに設定する年度計画の策定等については、継続的に大学で検討を行った後、法令及び「寄附行為」に基づき、評議員会であらかじめ意見を聴いたうえで、理事会で審議、決定している。【6-2-6】

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 法人の意思決定の円滑化

法令及び「寄附行為」で定められた、予算、事業計画、中期計画、役員に対する報酬等の支給基準、「寄附行為」の変更やその他重要事項については、あらかじめ評議員会で意見を聴いたうえで、理事会で決議を行っている。また、学校法人の現状や課題等についても、評議員会で報告や情報共有をおこない、意見を聴き、理事会と評議員会の意思疎通と連携を円滑に行っている。

この度の法令改正により、理事と評議員の兼務は禁止されたが、新評議員会には、法令及び「寄附行為」に規定している理事長、業務執行理事及び監事に加えて、学長・校長から選任された理事が出席する予定である。また、6月の定時評議員会を除き、12月と3月に予定している評議員会は、理事会と同日に行う予定としており、今後も、理事会と評議員会との意思疎通と連携は適切に行われる予定である。

変更後の「寄附行為」で、理事会と評議員会の決議が異なる場合には、理事長は、再度評議員会を招集し、全ての理事が出席し、あらためて必要な説明を行い、評議員会はその説明を十分に尊重して再度決議を行う規定を設けている。

運営委員会、教授会、学部・学科会議のほかに各種の常設委員会を設置しており、構成する教職員が意見を提案する機会になっている。運営委員会には、2名の理事（学園長、学長）、2名の職員から選任された評議員（事務局長、総務部長）が関与しており、理事会、評議員会に職員の意見が反映される仕組みが整備されている。【6-3-a】

また、行事や授業等の新たな提案についても、部課長等の同意を得て、伺書により法人や大学の許可を得ることが可能である。

6-3-② 評議員会と監事のチェック機能

現員の評議員 13 人は、変更前の法令及び「寄附行為」に基づき、その選任の規定を遵守して、理事会及び評議員会で適切に選任している。【6-3-1】【6-3-2】

変更後の「寄附行為」第 31 条第 1 項では、評議員について(1)この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、評議員会において選任した者（1 名以上 2 名以内）、(2)学識経験者及び功労者の中から、評議員会において選任した者（2 名以上 5 名以内）、(3)この法人の職員で理事会において選任した者（1 名以上 3 名以内）、(4)学識経験者及び功労者の中から、理事会において選任した者（2 名以上 4 名以内）を選任の対象者とした。そして同条第 5 項において、理事会で選任する評議員の数は、評議員会で選任する評議員の数を超えないものとする、と規定した。

この規定に基づき、次期評議員については、評議員会及び理事会で資格を満たす候補者について提案し、審議のうえ、理事数を超える 7 人を選任する予定となっている。予定では、評議員会で選任が 4 人、理事会で選任が 3 人である。本法人では、この度の私学法の改正により、令和 7（2025）年度 4 月から 6 月にかけて理事会、評議員会で新評議員を選任し、6 月の定時評議員会終結時に現評議員が辞任後に新評議員の任期が始まる。

（評議員会）

評議員会は、変更前の「寄附行為」により、定例会は年 2 回開催し、必要に応じて臨時会を開催してきた。招集にあたっては、各評議員に対して、会議開催の場所、日時、付議すべき事項を書面により 1 週間前までに通知している。評議員会では、「寄附行為」に定める諮問事項、決算、事業報告等に対する意見聴取など適正に運営している。また、予算及び事業計画並びに事業に関する中期的な計画の作成・変更については、あらかじめ評議員会で意見を聴いたうえで、理事会で決議している。【6-3-4】【6-3-5】

令和 7（2025）年度からは、定時評議員会を 6 月末までに 1 回開催し、予算や事業計画の作成・変更その他重要事項審議のために別に臨時評議員会を開催する予定にしている。評議員会の議事録は、寄附行為の規定に基づき、毎回作成し、法人事務局で保管している。

評議員会の招集については、令和 7（2025）年度から、あらかじめ理事会で日程、場所、主な目的等を審議決定して、理事長が招集している。招集の通知は、法人事務局が準備して、会議の 1 週間前までに資料等を発している。

変更後の「寄附行為」に規定している理事長、業務執行理事及び監事に加えて、学長・校長から選任された理事が出席し、議長は、理事長または理事が指名した者が行い、決議は、法令及び「寄附行為」に基づいて行う予定である。

（監事）

現員の監事 2 人は、変更前の「寄附行為」に基づき、適任者を理事会において選出し、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。【6-3-3】

次期監事（2 人）の選任及び資格については、変更後の「寄附行為」第 22 条において評

議員会の決議によって選任すること、選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任することを定めた。そして、「寄附行為」第 23 条において、監事を選任に当たっては、私立学校法第 31 条第 3 項及び第 6 項並びに第 46 条に規定する資格に関する要件を遵守しなければならないことを定めた。

この規定に基づき、次期監事については、理事会において資格を有する適任者を候補者として選考し、監事の過半数の同意を得たうえで、評議員会に議案を提出し、審議、決定する予定である。本法人では、この度の法令改正により、令和 7 (2025) 年度 6 月の定時評議員会で新監事を選任し、評議員会終結時に現監事が辞任後に新監事の任期が始まる予定である。

監事は、改正前の法令及び「寄附行為」に基づき、年度当初に監事監査計画書を策定し、法人の業務監査、財産状況の監査、理事の業務執行状況の監査を行い、当該年度終了後 2 月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出している。また、理事会及び評議員会に毎回出席し、意見を述べており、監事の職務を適切に遂行している。【6-3-7】

令和 7 (2025) 年度から、監事の職務に関しては、法令改正に基づき「寄附行為」第 28 条に規定している。【6-3-6】

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4 の自己判定

「基準項目 6-4 を満たしている。」

(2) 6-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-4-① 財務基盤の確立

学園全体の経常収支差額は、日本私立学校共済事業団が示す定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（全体）の判定は A3 である。

予算執行については、学園各部門の事業内容を精査しながら経費の適正かつ効率的な執行を進めており、中期計画期間 5 年間の収入・支出シミュレーションを行い、収入見込に対する人件費・教育研究経費・管理経費・施設設備関係支出のバランスを意識し、予算編成を行うことにより、財務基盤を確立している。

6-4-② 収支バランスの確保

令和 6 (2024) 年度については学生生徒納付金収入について減収となったが、予算編成時に検証した学生数予測に基づき、予算編成時に収入・支出シミュレーションを行った。シミュレーション結果や学内の物品・施設要望等に基づき、教育研究経費・管理経費・施設設備関係支出・予備費のバランスを見直し、収入と支出バランスを確保した。

厳しい予算編成となったが、本学は日本私立学校共済事業団が示す定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（学校単位）で A ランクを維持することができた。

この状態を維持するため、本学では「学生の定員確保」及び「学生数に応じた適正な教職員体制の維持」を最重要課題としている。

資金運用に関しては、「資金運用規程」で法人の資金の運用指針、運用手続きについて定め、資金の適正かつ効率的な運用を行っている。【6-4-4】

外部資金の確保は重要であり、「ビジョン」にも競争的資金の獲得に向けた取り組みを目標設定している。取り組みの一環として、間接経費を原資とした研究補助金制度や補助金申請書のブラッシュアップを行うなど組織的な活動を展開している。【6-4-3】

6-4-③ 中期的な計画に基づく適切な財務運営

中長期的計画については、令和3(2021)年3月に本法人の大学、短期大学、高等学校、中学校、幼稚園、自動車学校の各部門による10年後の社会の姿を見通した「ビジョン2030」を作成し、あらかじめ評議員会の意見を聴いたうえで理事会において決議した後、教職員に説明した。

毎年度の事業計画は、「ビジョン2030」を踏まえた予算編成方針、予算概要に基づき、各部門においては前年度の自己点検・評価活動の取り組みを踏まえて十分な検討を行い、法人本部と協議の上で事業計画及び予算案を作成している。その後、前年度3月にあらかじめ評議員会で意見を聴いたうえで、理事会において最終決定している。【6-4-1】

予算編成については、通常事業は総額で各部門の翌年度の学生数等の増減や補助金等の収入見込を勘案した上で予算編成を行っている。予算重点事業については、重要性・緊急性を考慮し、予算措置を行っている。

また、教育研究施設の改修等については、「施設・設備ロードマップ」に則り実施している。財務計画においては、令和6(2024)年度まで教育活動資金収支差額、基本金組入前当年度収支差額は安定した状態である。【6-4-2】

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5の自己判定

「基準項目6-5を満たしている。」

(2) 6-5の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-5-① 会計処理の適正な実施

日常的な会計処理は、「学校法人会計基準」、「学校法人宇部学園経理規程」に則り、適正に業務を行っている。会計処理は、会計システムで行い、総務部総務課において複数の担当者によるチェックにより予算内容に沿った経費の執行状況等を確認しており、予算執行の管理も適切に行っている。【6-5-1】【6-5-2】

当初予算に計上していない重要事項となる案件の執行については、補正予算の編成を行い、評議員会であらかじめ意見を聴いたうえで、理事会での決議後、執行している。

【6-5-a】【6-5-b】

6-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査人の選任については、変更後の「寄附行為」第49条及び第52条に規定している。この規定に基づき、令和7（2025）年6月の評議員会において、監事が会計監査人に適任の候補者について提案し、選任する予定である。【6-5-3】

なお、本法人は、法令改正前より公認会計士と監査契約を結び、私立学校振興助成法第14条第3項の規程に基づいた会計監査を実施している。毎年度、公認会計士は、監査計画に基づき年2回、各伝票、元帳、証拠書類の監査を行い、監査時に公認会計士から理事長、理事及び監事への意見に対して十分な協議を行い、適切に対応している。【6-5-4】

監査には法人事務局職員（本学総務部長、総務課長、総務課副課長は法人事務局兼任）と総務課職員が立会い、対応している。

監事は、決算についての監査を、法人事務局長、法人事務局職員同席で、収支計算書、貸借対照表、その他証拠書類に関して実施し、決算を審議する理事会でその結果を報告し、決議された決算を報告する評議員会においても同様の報告を行っている。

【基準6の自己評価】

（1）成果が出ている取組み、特色ある取組み

令和7（2025）年4月施行の私立学校法改正に伴い、「寄附行為」の改正、内部統制システムに関する基本方針の策定、その他関係規程の改正等を行い、法人の経営管理体制、組織体制、業務方法等の整備を行った。整備にあたっては、法人本部機能を順次、大学部門へ移行し、法人運営を円滑に遂行できるよう組織の見直しを行った。

（2）自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

まず、学生数予測に基づいた収入・支出シミュレーションを行い、収入見込に対する人件費・教研費・管理経費・施設設備支出のバランスを意識する必要がある。

加えて、予算の適正かつ効率的な執行を進めるため、個々の事業内容を精査する必要がある。

（3）課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和7（2025）年度予算執行について、令和6（2024）年度と同様に個々の事業内容を精査しながら経費の適正かつ効率的な執行を進める。

次期中期計画期間5年間の収入・支出シミュレーションを一体的に行い、収入見込に対する人件費・教研費・管理経費・施設設備支出のバランスを意識し、令和8（2026）年度予算編成を行う。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 建学の精神「至誠」が貫く地域の未来創造

A-1. 「共にある」から「伸ばし高め、広げる」へ

A-1-① 依って立つ土台

A-1-② 地学と地活の両輪

A-1-③ 地就

A-1-④ 至誠のレジリエンス

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 依って立つ土台

本学はまぎれもなく、山口県における“地域未来創造人材育成(びと)”を養成する大学と言える。建学の精神、教育理念、そして教育目的は地域未来創造人材育成という言葉に集約され、本学がめざす将来像（ビジョン）と学生がめざす将来像（ビジョン）との融合として具現化されている。実際、令和 6（2024）年度卒業生の 90.5 %が山口県内就職である。地元の高等学校を卒業した人が本学で自らを“伸ばし高め”地元就職するという、開学時の学長による至言「地学地就」を体現している。【A-1-1】【A-1-2】

地域で生まれた学生は、幼少時より折に触れ「至誠」という言葉に接し、来るべき未来を見据え、勇気をもって力を尽くした“教育者”吉田松陰について多くの学びがある。山口県教育振興基本計画（2023 年度～2027 年度）においても、“高い志をもち、未来に向かって挑戦し続ける”そして“郷土に誇りと愛着をもつ”が謳われている。保護者や学校関係者、あるいは地域の先達から陰に陽に齎される薫陶により、社会の不確実な変化に対して「自らが授かったかけがえのない天分を、渾身の努力を尽くして最大限に伸ばし高め、社会に貢献しようとする、人としてのあり方」の要諦を見聞きする機会に恵まれている。【A-1-3】

【A-1-4】【A-1-5】

小学生による地域への関心と理解を深める体験は大学施設の見学に始まり、高校生になるとオープンキャンパスに限らず学芸大キャンパスを訪れ、キャンパスツアーや体験授業を通して、“山口で先生になるなら山口学芸大学”と言われる本学を将来の選択肢の一つとして意識することになる。高校は学芸大との高大連携事業を通して、双方の教育の充実、学生及び生徒の資質・能力の向上を図っている。本学も参画する「県内進学・仕事魅力発信フェア in やまぐち」に参加し、進路や適職を発見する機会がある。令和 7（2025）年 2 月のフェアには県内高校 1 年生等約 1,900 人が参加した。【A-1-6】【A-1-7】【A-1-8】

正課又は課外活動等で取り組んでいる探究活動の成果を「ジュニアリサーチセッション」で発表する機会がある。「ジュニアリサーチセッション」は、山口大学、山口県立大学、本学の 3 大学からなる全国初の国公私による大学等連携推進法人として文部科学省の認定を受けた「一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアム」が実施している中高生による研究発表会である。本学も審査員等で参画している。【A-1-9】【A-1-10】

A-1-② 地学と地活の両輪

本学のディプロマ・ポリシーを再掲する。

本学では、建学の精神「至誠」のもと、新しい社会の変革の中で、強い存在感を示す教育者・保育者の養成に向けて、以下に示す学修成果(学士力)を身につけ、かつ、所定の在学期間を満たし、基準となる単位を修得した者に対して卒業を認定し、学士(教育学)の学位を授与します。

(1) 知識と技能

各学問分野における基本的な知識や幅広い教養を修得することで豊かな人間性や広い見識を身につけ、人間の成長・発達・学びについての専門的知見と技能をもって子どもを理解できる。

(2) 汎用的能力

論理的思考力、情報活用能力、表現力、コミュニケーション力などの諸能力をもち、多様性や柔軟性を備えて社会生活や職業生活に応用できる。

(3) 態度・志向性

教育者・保育者としての使命感と深い教育的愛情、生涯にわたって自ら学び続けようとする意志をもつとともに、地域社会において多様な人々と連携・協働し、コミュニティをつなごうとする態度と志向性を有している。

(4) 総合的な学修経験と創造的思考力

広い視野に立って社会の事象や諸課題に向き合い、解決に向けて取り組むとともに、大学での学びを総合的に活用して創造的に考え、取り組むことができる。

地域で学ぶこと、地域に教えらえることの意味を改めて考える入学直後の重要なきっかけは、5月の隣接する小学校における学習支援ボランティア経験に始まり、6月、幼稚園や小学校の見学実習における園児や小学生との交流にある。【A-1-11】【A-1-12】

2年次年度末、全員が参加する「至誠やまぐち劇場」を経験する。「至誠やまぐち劇場」は、オリジナル劇をグループで制作し、発表・鑑賞し合う課外行事である。3年生が司会進行を努め、講評者として卒業生の参加もある。学生の感想の概略を次に列挙する。

○単なる劇の発表ではなく、人とのつながりを深める貴重な機会だった。仲間と一緒に作り上げる過程の大切さに気付けた。時間の制約がある中で、工夫しやり遂げることができた。やってみることの大切さや足りないものに気付くことができた。殻を破ることができた。表現力、協調性、対応力を高められた。自分の引き出しを増やしたい。楽しかった、楽しませたい。人を感動させることができる。現場で生かせる内容。実習に生かしたい。現役の教員からの講評が役に立った。将来あのような教員になりたい。

学生の感想から、「至誠やまぐち劇場」の活動は教職に限らず、多様な分野で役に立つ経験であったことがわかる。「至誠やまぐち劇場」を通して、県外からの学生も含めて「至誠」が学園の建学の理念であり重要な概念であることを共有し、“ほんとうの理解”につなげるきっかけとなる。【A-1-13】

「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン(平成30年11月26日中央教育審議会答申)」では、「学修者本位の教育の実現」が謳われている。学修者が「何を学び、何を

身に付けることができたか」は本学のディプロマ・ポリシーに示され、“地域未来創造人材育成人(びと)”を養成する本学にとっての“学修者本位”の含意は、「学び、身に付ける」過程における学生の主体的で自由度の高い思索と実践において、より研ぎ澄まされる。

実際、「基準Ⅲ・3-3 キャリア支援」で述べた正課内の授業において、多くの学びが得られるカリキュラムが編成されている。教育学部の学生にとって免許や資格に関わる科目として教育実習が必修であり、地域の学校園における実習を通して「学び、身に付けた」ことは、ディプロマ・ポリシーに定める使命感・教育的愛情や創造的思考力・実践力の涵養につながる。また、使命感・教育的愛情や地域社会の一員としての自覚を促す科目、さらに広い視野に立った課題解決力を醸成する「地域課題解決演習 (PBL) I」や「地域課題解決演習 (PBL) II」等は“地学”のみならず“地活”にとって重要な実践知につながる科目である。【A-1-14】【A-1-15】

教育課程内だけでなく、本学の多くの学生が参画するサークル「子どもの木」は約 200 人から構成され、組織的に活動している。小学生を対象とする子ども村の開設、サンタクロース役でのプレゼント配達、子供の居場所づくり、そして「他者とかかわり合う活動を通して、個人の成長を図り、豊かな人間関係を築くための考え方と行動の在り方を学び合う、山口県独自の体験学習法」である AFPY (アスピー : Adventure Friendship Program in Yamaguchi) などを手掛けている。【A-1-16】

包括連携に関する協定を締結している山口市とは、基準 4 で挙げた通り新たに「フューチャールーム事業」(令和 6 (2024) 年 11 月より)に取り組んでいる。「フューチャールーム事業」は学力不振、不登校傾向などのある児童生徒に対する個別支援、学級への復帰に向けた支援、保護者の不安や悩みを軽減し誰一人取り残さない学びの保障をめざす取り組みであり、志ある学生が、積極的に参画している。【A-1-17】【A-1-18】

大学リーグやまぐちは、若者の県内定着の促進、地域社会に貢献できる人づくりに取り組んでいる。令和 7 (2025) 年 3 月時点、当初の県内全ての高等教育機関、県並びに市長会・町村会に加えて、山口県経営者協会等の経済団体、山口しごとセンター等の支援機関、山口県私立大学協会等の私学団体、国の機関である山口労働局によって構成され、山口県域の力を結集する組織となった。本学も県内進学・魅力向上部会、地域貢献部会、県内就職部会等の一員として積極的に参画している。令和 7 (2025) 年 2 月 18 日に開催された大学リーグやまぐち「PBL 実践報告会」において、本学学生が“地域のイベントに大学生が参加する意義—関係人口の観点から—”を発表した。「山口きらめき企業の魅力発見フェア (Job フェア)」や「2025 県内進学・仕事魅力発信フェア in やまぐち」等への積極的参加を呼びかけている。【A-1-19】【A-1-20】【A-1-21】

A-1-③ 地就

本学は学生を保育者、教育者、公務員として、あるいは地域を支える企業人として一般企業に送り出している。【A-1-22】

令和 7 (2025) 年 3 月、本学が参画する大学リーグやまぐち地域が求める人材育成ワーキンググループにおいて「山口県の専門職分野が求める人材像 (専門職分野の関係団体調査結果)」がまとめられた。とりわけ本学が留意する山口県教育委員会に対するヒアリング結果によると、「大卒人材に期待する資質・能力・知識について、教育では、課題設定・解

決能力、論理的思考力、他者と連携・協働する姿勢が、特に大切である」とされ、「人としての教育」が求められる重要な分野であり、「各大学等においては、専門知識や技術の習得に加え、対人能力の向上等を図るため、人としての基本である挨拶をはじめ、PBL、インターンシップ、課外活動等を通じた地域や企業との協働的活動を通じて人間的な学びに力を入れている」と評された。【A-1-23】

例えば本学では、各校種の免許状に関わる教育実習にあたり、実習先を教員が巡回する巡回訪問を実施している。実習に伴う学生の不安を解消し実習の効果を高め、学生が主体的に“地域未来創造人材育成(びと)”としての心構えを持つことを可能とする。

A-1-④ 至誠のレジリエンス

令和7(2025)年3月、74名の卒業生が“地域未来創造人材育成(びと)”として巣立っていった。入学時県内率は89.7%、就職先県内率は90.5%であり、内訳は教職52名、保育職18名、公務員3名、一般企業1名である。入学時から、依って立つ土台を共にし、地域で学び地域に教えらえる中で地学と地活の両輪を回し、授かった自らの天分を伸ばし高め、社会に貢献しようとする意志の発露と言える。ちなみに、令和5(2023)年度卒業生の入学時県内率は84.6%、就職先県内率は85.9%であった。隔年現象はあるものの漸増傾向を維持し、令和7年度入学時県内率は92.8%であった。

平成23(2011)年3月、第1期卒業生64人を送り出した。教職19人、幼稚園・保育所・児童福祉施設等31人であり、78.1%が教育職に就いている。例年6月頃、新任研修の頃合いを見て、教員は卒業生を激励訪問する。手塩にかけた卒業生の新任時の悩みや不安を少しでも解消し、不確実な未来に勇気を持って歩み始めた卒業生の一助となればとの思いの発露と言える。激励訪問は、教育実習中の学生や同窓生も“共にある”場であり、「山口県教職員人材育成基本方針～ともに学び、ともに育つ～」とも整合的と言える。【A-1-24】

平成22(2010)年、地域の子育てに関わる人の支援の場として教育・保育支援センターを開設した。以来、小学校・幼稚園・保育所・施設等の教育者・保育者を対象とした公開講座の開催、県や市、各施設から依頼を受けた講習会のための講師派遣、地域で取り組む研究活動の支援、そして現場が抱える個別の問題についての相談支援を行っている。公開講座には卒業生の参加もある。縁あって本学で学び、伸ばし高めた天分をもって人や地域に真心を尽くす中で、あらためて本学との絆をより強固なものとし、さらに伸ばし高めるきっかけとすることができる。【A-1-25】

依って立つ土台を共にする地域に関わる人々との絆は、互いが真心を尽くすことによってより強固になる。「共にある」から「伸ばし高め、広げる」へ、世代を超えて未来へと続く循環の中で、「至誠のレジリエンス」は地域をより強靱なものに至らしめ、建学の精神「至誠」が貫く地域の未来創造を可能とする。

【基準Aの自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

「至誠」は人倫の根幹であり、真心を尽くすことによって、人は動き動かされる。

山口は先覚者、そして教育者吉田松陰が生まれ育ち、終焉を迎えた地である。本学は「至誠」を重んじ掲げてきた。依って立つ土台を地域と共にし、開学以来、1000人以上の“地域未来創造人材育成(びと)”を地域社会に送り出し、本学に求められる責務を果たしてきた。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

真心を尽くすことは教育者や保育者に限らず、何れの職に就こうとも、枢要な概念であることは言を俟たない。学生が「学び、身に付ける」過程において、自らを見つめ、自分らしい決断を下した結果、教育職や保育職以外の公務員や企業人を選択する学生もいる。キャリアの選択にあたって、学生が自信をもって決断できるための支援が重要である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

開学以来の「至誠」の積み重ねにより、本学が依って立つ土台を共にする人々との絆は、教育職や保育職を軸に重層的であり、多様な職種への広がりを持っている。地域における「共にある」をより強固にし、本学において「伸ばし高め」、世代を超えて「広げる」には、卒業生等をはじめ地域の人々との縁(ゆかり)を大切にし、地域に関わる人々が本学において自らを再び「伸ばし高め、広げる」ことを可能ならしめる「場」の創造が大切である。

折しも文部科学省は、複数の学校種を通貫した教育、小学校高学年における専科指導、英語教育や特別支援教育、ICT活用等、個別具体の教育課題への対応力を高める社会的要請を踏まえ、教職課程の枠組み・内容の見直しの検討を始めたとされる。本学においても、これまでの実績を踏まえ、「V. 特記事項」で述べる「地域活性化人材育成事業～SPARC～」に取り組んでいるところであり、本学として社会情勢を見極めたうえで、個別具体の教育課題への対応力を高める工夫が重要である。

本学が地域の未来を創造する「場」としての機能は強化され、「至誠」による紐帯はより太く強靱なものとなる。

V. 特記事項

1. 地域活性化人材育成事業～SPARC～

山口はまぎれもなく、高い志をもち、未来に向かって挑戦し続けた“先覚者”吉田松陰の息吹が感じられる土地柄である。

予てより、本学は文部科学省の「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」として採択された「やまぐち未来創生人材育成（YFL）定着促進事業」等、地域の大学と連携・協働し、若者の地元定着や地域が求める人材育成等を通じ地方の人口減少と地域経済の縮小に歯止めをかけ、地方創生につなげる事業等に携わってきた。

令和5年3月、山口大学、山口県立大学、本学の3大学による「一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアム」は、全国初の国公私による大学等連携推進法人として文部科学省の認定を受けた。3大学の連携と協調によるSPARC事業は、「大学等が地域の中核として機能していくため、地域社会と大学間の連携を通じて既存の教育プログラムを再構築し、地域が真に求める人材を育成する機関に転換することを目的とした事業（日本学術振興会）」とされており、学位プログラムにまで踏み込んだ、先んじた教育改革が求められている。本事業はwell-beingの考え方に立ち、デジタル技術者と協力してDXを実践し、ひとや地域（まち、文化、教育）の課題解決のために貢献できる「文系DX人材」の養成を目指している。

SPARC教育プログラムでは、身に付ける資質・能力として、①物事を俯瞰（メタ）的に捉え思考する力、②知的財産に関する知識、③データサイエンスに関する知識・技能、④地域の特性や特色を理解し、自ら課題を抽出できる力、⑤課題解決においてDXを実践できる知識・態度、⑥課題に対して、身につけた知識や技能を活用して解決に向けた企画・立案ができ、他者と協働して解決を図ることができる力、を掲げている。

「宇部学園ビジョン2030」の掲げる「Society5.0の時代に求められる新たな資質・能力を兼ね備えた人材の確実な育成に努め、広く社会に貢献し、地域社会の発展に不可欠な存在として躍進することをめざす」本学は、教員養成を主たる使命とする。本事業が標榜する「文理横断型のSTEAM教育」と「DXによる地域課題解決PBL」は、「地域社会の発展にはDX推進が不可欠であることを理解して、子どもたちに伝えることができる能力を身に付けた教員」、すなわち「将来のDX推進に貢献できるSTEAM人材を育てる教員」の養成という本学が地域において担う役割と整合する。

令和6（2024）度から、「文系DX人材」の養成に関わる科目を既存の教育学部の学位プログラムに整合的に盛り込み、「文系DX教員養成プログラム」として新たな教育課程を試行した。3大学の連携開設科目として4科目（「データ科学と社会Ⅰ」「データ科学と社会Ⅱ」「データ科学のための基礎数学」「知的財産入門」）、そして本学独自の5科目（「自主課題演習Ⅰ」「大学教育基礎演習」「哲学」「美術概論」「地域理解」）を開講した。令和6（2024）年度入学者のうち“7人の1年生”が登録した。

3大学連携の要となる連携開設科目のより円滑な運用を考え、学年暦の整合性を高め、時間割を3大学間で統一する等、挑戦的な制度上の改善を行った。

令和10（2028）年3月、新たな“地域未来創造人材育成（びと）”が単立つことになる。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学の目的については、「山口学芸大学学則（以下「本学学則」）」第 1 条（目的）に定めている。	1-1
第 83 条の 2	—	本学は専門職大学には該当しない。	1-1
第 85 条	○	学部については「本学学則」第 4 条（学部・大学院等の組織）に明記し遵守している。	1-1
第 87 条	○	修業年限については「本学学則」第 11 条（修業年限）に「本学の修業年限は、4 年とする。」と明記し遵守している。	4-1
第 88 条	○	修業年限の通算については「本学学則」第 12 条（在学期間）に明記し遵守している。	4-1
第 88 条の 2	—	本学は専門職大学には該当しない。	4-1
第 89 条	—	本学は早期卒業の特例は設けていない。	4-1
第 90 条	○	入学の資格については「本学学則」第 17 条（入学資格）に明記しており、入学予定者には入学資格について確認し、厳正に対処している。	3-1
第 92 条	○	職員については「学部学園組織規程（以下「組織規程」）」第 8 条、「本学学則」第 6 条及び「山口学芸大学及び山口芸術短期大学事務組織規則（以下「事務組織規則」）」に明記し、業務に従事している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	教授会については「本学学則」第 9 条（教授会）及び「山口学芸大学教授会規程（以下「教授会規程」注）によって運用している。	5-1
第 104 条	○	学位の授与については「本学学則」第 44 条（学位の授与）を示し、「山口学芸大学学位規程」（令和 7 年 4 月 1 日施行）に基づいて学士（教育学）授与にあたり厳正に対処している。	4-1
第 105 条	—	本学は特別課程については設けていない。	4-1
第 108 条	—	本学は 4 年制大学であり、該当しない。 ただし、同一学園に設置している山口芸術短期大学については「山口芸術短期大学学則」第 1 条に明記し遵守している。	3-1
第 109 条	○	自己点検・評価については「本学学則」第 2 条（自己点検評価）を定め、その実施について「山口学芸大学及び山口芸術短期大学自己点検・評価規程」及び「山口学芸大学及び山口芸術短期大学における自己点検・評価活動に関する基本方針」に明記し年ごとの活動及び認証評価に対応している。	2-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況の公表については「山口学芸大学・山口芸術短期大学における研究に係る取扱いに関する規程（令和 7 年 4 月 1 日施行）」に基づき公表を前提とする。	4-2

山口学芸大学

		また、本学紀要『山口学芸研究』を発行し、本学所属教員の教育研究活動のホームページへも公表している。	
第 114 条	○	事務職員の業務については「本学学則」第 6 条、「組織規程」第 8 条及び「山口学芸大学及び山口芸術短期大学事務組織規則」（以下「事務組織規則」）に明記し運用している。	5-1 5-3
第 122 条	○	高等専門学校卒業者の大学編入学については「本学学則」第 29 条（編入学）第 2 号に明記し対応している。	3-1
第 132 条	○	専修学校専門課程卒業者の大学編入学については「本学学則」第 29 条（編入学）第 3 号に明記し対応している。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	学校教育法施行規則第 4 条でいう一から八については「本学学則」に明記し適切に対応している。九は該当しない（本学は寄宿舎を置いていない）。	4-1 4-2
第 24 条	○	「本学学則」第 22 条（休学）・第 23 条（休学期間）・第 24 条（第 24 条（復学）・第 25 条（退学）・第 26 条（除籍）・第 27 条（留学）・第 28 条（再入学）、第 29 条（編入学）、第 29 条の 2（転入学等）、第 30 条（転学）をもって学生の異動履歴を学籍簿にて管理している。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒規程については「本学学則」第 49 条（懲戒）において「本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、別に定めるところにより、学長が懲戒する」と示し、「山口学芸大学学生懲戒規程」（令和 7 年 4 月 1 日施行）に懲戒に関する事項を定め対応している。	5-1
第 28 条	○	条文に示されている備付表簿は整備し保存期間等については「山口学芸大学文書分類表」により管理している。	4-2
第 143 条	—	代議員会等については設けていない。	5-1
第 146 条	○	修業年限の通算及び本学に入学した場合に修得したものとみなすことのできる当該単位数については「本学学則」第 38 条（入学前の既修得単位等の認定）及び第 45 条（科目等履修生）に明記し遵守している。	4-1
第 147 条	—	早期卒業認定については設けていない。	4-1
第 148 条	—	在学期間の算定については設けていない。	4-1
第 149 条	—	在学期間の通算については設けていない。	4-1
第 150 条	○	高等学校卒業者と同等の力があると認められる者については「本学学則」第 17 条（入学資格）第 3 号～第 9 号に明記し適切に運用している。	3-1

山口学芸大学

第 151 条	—	飛び入学制度については設けていないため該当しない。	3-1
第 152 条	—	飛び入学制度については設けていないため該当しない。	3-1
第 153 条	—	飛び入学制度については設けていないため該当しない。	3-1
第 154 条	—	飛び入学制度については設けていないため該当しない。	3-1
第 161 条	○	短期大学卒業者の大学編入学については「本学学則」第 29 条（編入学）に明記し対応している。	3-1
第 162 条	○	外国の課程を有する教育施設の学生の転学については「本学学則」第 29 条の 2（転入学等）に明記し対応している。	3-1
第 163 条	○	大学の始期及び終期については「本学学則」第 14 条（学期）に明記し遵守している。	4-2
第 163 条の 2	○	本学で修得した単位の学修証明書については、学生・卒業生に対しては、本学ホームページ上の「各種申請・手続き」（各種証明書）でわかりやすく説明し、学生部教務課が対応している。科目等履修生に対しては、「山口学芸大学科目等履修生に関する規程」第 9 条（単位修得証明書）に明記し、遵守している。	4-1
第 164 条	—	学生以外の者を対象とした特別課程については設けていない。	4-1
第 165 条の 2	○	法に定める、卒業認定、教育課程の編成・実施、入学者受け入れの方針について三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）は教育目的を達成するために一貫性をもったポリシーを策定している。「本学学則」には定めていないが「Campus Guide—学生ハンドブック—」及び「大学ホームページ」に掲載し活用している。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	自己評価の項目・体制については「本学学則」第 2 条（自己点検評価）、「山口学芸大学自己点検・評価規程」及び「山口学芸大学及び山口芸術短期大学における自己点検・評価活動に関する基本方針」に基づき運用している。	2-2
第 172 条の 2	○	教育研究上の目的及び第 165 条の 2 第 1 項に定める方針並びに教育研究上の基本組織については、本学ホームページに掲載している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学位の授与については、「本学学則」第 44 条第 4 条（学位の授与）及び「山口学芸大学学位規程」第 5 条（学位の授与等）に明記し対応している。	4-1
第 178 条	○	高等専門学校卒業者の大学編入学については「本学学則」第 29 条（編入学）第 2 号に明記し対応している。	3-1
第 186 条	○	大学編入学の基準については「本学学則」第 29 条（編入学）第 3 号、第 29 条の 2（転入学）及び「山口学芸大学教育学部編入学規程」（令和 7 年 4 月 1 日施行）に明記し対応している。	3-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第1条	○	学校教育法、設置基準はもとより、その他の法令等に定める大学に必要な基準以上により運営している。	2-2 2-3
第2条	○	教育研究上の目的については「本学学則」第1条（目的）及び「Campus Guide—学生ハンドブッカー」に明記し、公表して、目的達成に努めている。	1-1
第2条の2	○	入学者選抜については「本学学則」第19条（入学者選抜）及び「山口学芸大学入学者選抜に関する規程」（令和7年4月1日施行）に基づき適切に実施している。	3-1
第3条	○	学部については「本学学則」第4条（学部・大学院等の組織）第1項に明記している。	1-1
第4条	○	学科については「本学学則」第4条（学部・大学院等の組織）第2項に明記している。	1-1
第5条	—	課程については設けていない。	1-1
第6条	—	学部以外の基本組織については設けていない。	1-1 4-2 5-2
第7条	○	教育研究実施組織については「本学学則」第6条（職員）、及び「組織規程」第4条（学園長）、第8条（大学及び短期大学）、「事務組織規則」「山口学芸大学教員資格審査基準内規」（以下「教員審査基準」）、「山口学芸大学及び山口芸術短期大学特命教員に関する規程」（以下「特命教員に関する規程」）により整備し教育に従事している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第8条	○	授業科目の担当についてはこの基準及び教員養成課程が求める要件を満たす授業担当者を適切に配置している。本学は、設置基準改正後の基幹教員ではなく、改正前の専任教員である。（設置基準の経過措置）	4-2 5-2
第9条	—	授業を担当しない教員については配置していない。	4-2 5-2
第10条 （旧第13条）	○	設置基準で定める14人を上回る教員24人を配置している。	4-2 5-2
第11条	○	教育内容等の改善のための組織的な研修等については「山口学芸大学及び山口芸術短期大学 FD・SD 委員会規程（令和7年4月1日施行）」に明記し研修等を実施している。また指導補助者については「山口学芸大学・山口芸術短期大学における指導補助者に関する規程」に基づき適切に実施している。	4-2 4-3 5-3

山口学芸大学

		る規程（令和7年4月1日施行）」に基づき適切に研修を実施している。	
第12条	○	学長については「山口学芸大学学長選考及び解任に関する規程（令和7年4月1日施行）」に基づき適切に選考を行っている。	5-1
第13条	○	教授の資格については「本学学則」第6条（職員）、「教員資格基準」第2条及び「特命教員に関する規程」第4条で定めている。現在教授は適任者18人を選任している。	4-2 5-2
第14条	○	准教授の資格については「本学学則」第6条（職員）、「教員資格審査基準」第3条及び「特命教員に関する規程」第4条で定めている。現在准教授は、適任者6人を選任している。	4-2 5-2
第15条	○	講師の資格については「本学学則」第6条（職員）、「教員資格審査基準」第4条及び「特命教員に関する規程」第4条で定めている。現在講師は選任していない。	4-2 5-2
第16条	○	助教の資格については「本学学則」第6条（職員）、「教員審査基準」第5条及び「特命教員に関する規程」第4条で定めている。現在助教は選任していない。	4-2 5-2
第17条	○	助手に関することは「山口学芸大学教員資格審査基準」第5条で定めている。現在助手は選任していない。	4-2 5-2
第18条	○	収容定員については「本学学則」第5条（学生定員）に定め、入学定員・編入学定員とともに、それぞれ明記し、適正に管理している。	3-1
第19条	○	教育課程の編成方針については教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を定め「本学学則」第31条第1項（授業科目）及び「山口学芸大学履修方法に関する規程（令和7年4月1日施行）」（以下「履修規程」）第2条（教育課程の編成）第1項に整備している。	4-2
第19条の2	○	連携科目の開設については「本学学則」第31条の2（連携開設科目）に整備して運用している。	4-2
第20条	○	教育課程の編成方法については「本学学則」第31条（授業科目）及び「履修規程」第4条（授業科目）に明記しそれにより編成している。	4-2
第21条	○	単位については「本学学則」第32条（単位の計算方法）に整備し運用している。	4-1
第22条	○	1年間の授業期間については「本学学則」第33条（授業期間・履修登録等）第1項に明記し遵守している。	4-2
第23条	○	各授業科目の授業期間については毎年次学年暦の策定時、「本学学則」第14条（学期）に定める各学期間に15週をくだらない授業時数を確保している。	4-2
第24条	○	授業を行う学生数については履修登録された科目に応じて教育効	4-2

山口学芸大学

		果を考慮して適切に対応している。	
第 25 条	○	授業の方法については「本学学則」第 31 条の 3（授業の方法）及び「履修規程」第 5 条（授業の方法）に定め、規定どおり運用している。	3-2 4-2
第 25 条の 2	○	成績評価基準等の明示等については「本学学則」第 35 条（成績の評価）及び「履修規程」第 6 条（成績評価基準等の明示等）に明記し、学生には「講義概要」及び大学ホームページにも掲載し、適切に行っている。	4-1
第 26 条	—	昼夜開講制については設けていない。	4-2
第 27 条	○	単位の授与については「本学学則」第 34 条(単位の認定)及び「山口学芸大学単位認定及び試験に関する規程」に明記し厳正に対応している。	4-1
第 27 条の 2	○	履修科目の登録の上限については「本学学則」第 33 条（授業期間・履修登録等）第 5 項及び「履修規程」第 7 条の 2（履修科目の登録の上限）に示し 54 単位を超えない範囲で取得するよう指導している。	4-2
第 27 条の 3	○	他の大学又は短期大学における連携開設科目の履修等については「本学学則」第 35 条の 3（連携開設科目に係る単位の認定）に明記している。	4-1
第 28 条	○	他の大学又は短期大学における授業科目の履修等については「本学学則」第 36 条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）に明記している。	4-1
第 29 条	○	大学以外の教育施設等における学修については「本学学則」第 37 条（大学又は短期大学以外の教育施設等における学修）に整備している。	4-1
第 30 条	○	入学前の既修得単位等の認定については「本学学則」第 38 条（入学前の既修得単位等の認定）及び「山口学芸大学編入学における既修得単位の認定に関する規程（令和 3 年 7 月 13 日施行）」に明記し運用している。	4-1
第 30 条の 2	○	長期にわたる教育課程の履修については「本学学則」第 39 条（長期にわたる教育課程の履修）、「履修規程」第 8 条（長期履修）及び「山口学芸大学長期履修学生に関する規程（令和 7 年 4 月 1 日施行）」に明記し運用している。	4-2
第 31 条	○	科目等履修生については「本学学則」第 45 条（科目等履修生）に明記し、「山口学芸大学科目等履修生に関する規程」を制定し遵守している。	4-1 4-2
第 32 条	○	卒業の要件については「本学学則」第 42 条（卒業の要件）に明記し対応している。	4-1
第 33 条	—	授業時間制をとる場合の特例については設けていない。	4-1

山口学芸大学

第 34 条	○	校地は、教育にふさわしい環境にあり、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有し、十分に 設置基準を満たしている。	3-5
第 35 条	○	運動場、体育館、学生食堂、学生ラウンジ、保健室等を設置し、設置基準を満たしている。	3-5
第 36 条	○	校舎等施設については設置基準に示されている教室、研究室、図書館、保健室、事務室その他必要な施設を設けている。	3-5
第 37 条	○	校地の面積は 27,876 m ² で設置基準を上回っている。	3-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は 16,532.35 m ² で、本学専用部分は 1,971.47 m ² 、併設短期大学との共用部分が 12,051.26 m ² 、併設短期大学の専用部分が 2,509.62 m ² となっており、設置基準面積を上回っている。	3-5
第 38 条	○	図書等の資料及び図書館については「山口学芸大学・山口芸術短期大学図書館規程（令和 7 年 4 月 1 日施行）」に則り整備するとともに「図書館利用心得」により運用している。	3-5
第 39 条	○	附属施設については、「寄附行為」「組織規程」に亀山幼稚園を明記し、附属施設としての活動を行っている。	3-5
第 39 条の 2	—	薬学実務実習に必要な施設は設けていない。	3-5
第 40 条	○	教育学部での教育研究、教員数、学生数に応じて必要な機械、器具等は整備している。	3-5
第 40 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備について設けていない。	3-5
第 40 条の 3	○	教育研究環境の整備については耐震工事による校舎新築及び図書館等の整備を行っている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学の名称については本学の教育研究にふさわしい、適切なものである。	1-1
第 41 条	—	学部等連係課程実施基本組織は設けていない。	4-2
第 42 条	—	専門職学科は設けていない。	1-1
第 42 条の 2	—	専門職学科は設けていない。	3-1
第 42 条の 3	—	専門職学科は設けていない。	5-2
第 42 条の 4	—	専門職学科は設けていない。	4-2
第 42 条の 5	—	専門職学科は設けていない。	4-2 5-1
第 42 条の 6	—	専門職学科は設けていない。	4-2
第 42 条の 7	—	専門職学科は設けていない。	4-2
第 42 条の 8	—	専門職学科は設けていない。	4-1
第 42 条の 9	—	専門職学科は設けていない。	4-1
第 42 条の 10	—	専門職学科は設けていない。	3-5
第 43 条	—	共同教育課程は設けていない。	4-2
第 44 条	—	共同教育課程は設けていない。	4-1

山口学芸大学

第 45 条	—	共同学科は設けていない。	4-1
第 46 条	—	共同学科に係る専任教員数については設けていない。	4-2 5-2
第 47 条	—	共同学科に係る専任教員数については設けていない。	3-5
第 48 条	—	共同学科に係る校舎の面積については設けていない。	3-5
第 49 条	—	共同学科に係る施設及び設備については設けていない。	3-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部の教育課程の編成については設けていない。	4-2
第 49 条の 3	—	工学分野の連続性に配慮した教育課程については設けていない。	5-2
第 49 条の 4	—	課程を設ける工学に関する学部に係る基幹教員数は設けていない。	5-2
第 58 条	—	外国に組織は設けていない。	1-1
第 59 条	—	学校教育法第 103 条に定める大学についての適応除外について設けていない。	3-5
第 61 条	—	段階的整備については該当しない。	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準 ※該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			3-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-1
第 9 条			4-2
第 10 条			4-2 5-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-2
第 13 条			4-2
第 14 条			4-1
第 15 条			4-2

山口学芸大学

第 16 条			4-2
第 17 条			4-2
第 18 条			3-2 4-2
第 19 条			4-1
第 20 条			4-2
第 21 条			4-1
第 22 条			4-2
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			4-1
第 27 条			4-2
第 28 条			4-1 4-2
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2 5-2
第 39 条			4-2 5-2

山口学芸大学

第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2 5-2
第 43 条			3-5
第 44 条			3-5
第 45 条			3-5
第 46 条			3-5
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 50 条			3-5
第 51 条			3-5
第 52 条			3-5
第 53 条			3-5 5-4
第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1
第 57 条			4-1
第 58 条			4-2 5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5
第 77 条			1-1
第 78 条			3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	学士の学位授与の要件については「本学学則」第 44 条（学位の授与）及び「山口学芸大学学位規程」第 3 条（学位授与の要件）に明記し適正に運用している。	4-1
第 2 条の 3	—	本学は専門職大学ではないため、該当しない。	4-1

山口学芸大学

第 10 条	○	学位名称については「本学学則」第 44 条に「学士（教育学）」と示し、簡明で適切な専攻分野の名称を用いている。	4-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程は設けていない。	4-1
第 13 条	○	学位を授与するための審査等の方法については「山口学芸大学学位規程」第 4 条（論文審査等の方法）に論文審査がある旨を示し、対処している。	4-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 20 条	○	法人は、特別の利益供与は与えていない。	6-1
第 27 条	○	寄附行為を事務室に据え置き、ホームページで公表している。	6-1
第 29 条	○	理事選任機関については、寄附行為第 6 条及び第 7 条で規定している。	6-2
第 30 条	○	法令及び寄附行為により、令和 7 年 5 月の理事会及び評議員会で新理事 6 人を選任した（任期は令和 7 年 6 月定時評議員会終結から）。	6-2
第 31 条	○	現員は従前の例による。新理事は、令和 7 年 5 月の理事会及び評議員会で法令及び寄附行為に定める理事の資格等を遵守して選任した。	6-2
第 36 条	○	理事会は、法令及び寄附行為に基づき組織し、運営している。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	理事長 1 人を理事会で選定している。法令及び寄附行為により「業務執行理事 2 人以内を理事会で選定できる」と規定している。令和 7 年 6 月の理事会で選定予定である。	6-1 6-2
第 39 条	○	学園ニュース等を通じ理事長の職務執行状況を報告している。令和 7 年度からは、変更後の寄附行為の規定に基づき、3 か月に 1 度、理事会で報告する予定である。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	法令及び寄附行為に基づき議事録を作成し、署名のうえ、事務室に保存している。	6-2
第 45 条	○	現員は従前の例による。法令及び寄附行為に基づき、評議員会の決議により、令和 7 年 6 月に新監事 2 名を選任する予定。	6-3
第 46 条	○	現員は従前の例による。新監事は、法令及び寄附行為に定める資格等を遵守し、選任する予定。	6-3
第 52 条	○	監事は、法令及び寄附行為を遵守して職務を行っている。	6-3
第 54 条	○	監事は、法令及び寄附行為に基づき、調査を行っている。	6-3
第 55 条	○	監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要に応じ意見を述べてい	6-3

山口学芸大学

		る。	
第 56 条	○	監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成し、理事会及び評議員会に提出している。	6-3
第 61 条	○	現員は従前の例による。法令及び寄附行為に基づき、令和 7 年 6 月までに新評議員 7 人を選任する予定。	6-3
第 62 条	○	新評議員は、法令及び寄附行為に定める資格等を遵守し、選任する予定。	6-3
第 66 条	○	評議員会は、法令及び寄附行為に基づき組織し、運営している。	6-3
第 78 条	○	法令及び寄附行為に基づき議事録を作成し、署名のうえ、事務室に保存している。	6-3
第 80 条	○	会計監査人は、法令及び寄附行為に基づき、評議員会の決議によって令和 7 年 6 月に選任する予定。	6-3 6-5
第 86 条	○	選任後から、会計監査人は、法令及び寄附行為に基づき職務を実施する予定。	6-5
第 99 条	○	法人は、毎会計年度、予算及び事業計画を作成している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	「学校法人宇部学園法人役員の報酬等の支給規程」を定めている。	6-2 6-3
第 103 条	○	第 1 項に基づき貸借対照表を作成している。その他は、経過措置で従前の例による。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	経過措置のため従前の例による。	6-2 6-5
第 105 条	○	第 105 条第 1 項は、経過措置により令和 8 年度から適用される。第 2 項、第 3 項は適正に実施している。	6-3
第 106 条	○	経過措置のため従前の例による。	6-1
第 107 条	○	法令及び寄附行為に基づき、財産目録等を作成し、事務室に備え置き、閲覧に供している。	6-1
第 108 条	○	法令及び寄附行為に基づき、寄附行為の変更を行っている。	6-1
第 144 条	○	法令改正前より公認会計士監査を行っている。新法令及び寄附行為に基づき、令和 7 年 6 月評議員会で選任予定。	6-5
第 145 条	—	政令の基準を満たさないので、選定していない。	6-3
第 146 条	○	現員に外部理事 2 名を選任している。	6-2
第 148 条	○	法令に基づき、「学校法人宇部学園内部統制システムに関する基本方針」を定め、内部統制システムの整備・運用状況の不断の見直しによって継続的に改善を図り、より適正かつ実効性のある体制の構	1-1 2-1 2-3

山口学芸大学

		策・運用に努めている。また、中期計画を作成し、認証評価の結果も踏まえ、継続的な見直し等を行っている。	6-1 6-4
第 151 条	○	寄附行為の変更については、認可後速やかに令和 7 年 3 月にホームページにより公表した。また、計算書類等も、決算承認後、毎年 6 月にホームページにより公表している。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院の目的については「山口学芸大学大学院学則（以下「本大学院学則」）」第 2 条（目的）に明記し遵守している。	1-1
第 100 条	○	大学院の研究科等については「本大学院学則」第 4 条（研究科）に明記し運用している。	1-1
第 102 条	○	大学院の入学資格については「本大学院学則」第 29 条（入学資格）に明記し適正に運用している。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者の入学については「本大学院学則」第 29 条（入学資格）に明記し適正に運用している。	3-1
第 156 条	—	修士の学位又は同法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位と同等の学力ある者の入学については該当しない。	3-1
第 157 条	—	大学院への飛び入学をさせる大学の単位等の公表については設けていない。	3-1
第 158 条	—	大学院への飛び入学をさせる大学の自己評価等については設けていない。	3-1
第 159 条	—	大学院への飛び入学可能な大学在学年数については設けていない。	3-1
第 160 条	—	大学院への飛び入学可能年数、大学に在学した者に準ずる者の入学については設けていない。	3-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	趣旨については「本大学院学則」第 1 条（趣旨）に明記し遵守している。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	教育研究上の目的については「本大学院学則」第 2 条（目的）に	1-1

山口学芸大学

		整備し明記している。	
第1条の3	○	入学者選抜については「本大学院学則」第31条（入学者の選考）に整備し厳正に対処している。	3-1
第2条	○	大学院の課程については「本大学院学則」第5条（課程）に明記し遵守している。	1-1
第2条の2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程については設けていない。	1-1
第3条	○	修士課程については「本大学院学則」第5条（課程）に明記している。	1-1
第4条	—	博士課程については設けていない。	1-1
第5条	○	教育研究上適当な規模内容を有しており、教員組織、教員数等も大学院設置基準に則っている。	1-1
第6条	○	専攻については「本大学院学則」第6条（専攻）に明記している。	1-1
第7条	○	研究科と学部等の関係については「本大学院学則」第9条（運営委員会）に示しているとおりに適切に連携し目的にふさわしくなるように努めている。	1-1
第7条の2	○	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科については設けていない。	1-1 4-2 5-2
第7条の3	○	研究科以外の基本組織については設けていない。	1-1 4-2 5-2
第8条	○	教育研究実施組織等については「本大学院学則」第8条（職員）、「組織規程」第8条（大学及び短期大学）及び「山口学芸大学大学院教育学研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員の資格審査要項（令和7年4月1日実施）」（以下「本大学院教員資格審査要項」）に整備し、教育に従事している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第9条	○	本大学院教員資格審査要項」に基づき、大学院設置基準第9条を満たす専任教員を置いている。	4-2 5-2
第9条の3	○	組織的な研修等については「山口学芸大学及び山口芸術短期大学FD・SD委員会規程」に基づき適切に実施している。	4-2 4-3 5-3
第10条	○	大学院収容定員については「本大学院学則」第7条（学生定員）に明記し運用している。	3-1
第11条	○	教育課程の編成方針については「本大学院学則」第14条（教育課程）に明記し適切に運用している。	4-2
第12条	○	授業及び研究指導については「本大学院学則」第14条（教育課程）、	3-2

山口学芸大学

		第 20 条（研究指導）及び「講義概要」に明記し効果的に研究指導をしている。	4-2
第 13 条	○	研究指導については、大学院担当教員が行っており、「本大学院学則」第 20 条（研究指導）により学生が幅広くかつ深く研究できるよう整備している。	3-2 4-2
第 14 条	○	教育方法の特例については「本大学院学則」第 19 条（教育方法の特例）に整備している。	4-2
第 14 条の 2	○	成績評価基準の明示等については「本大学院学則」第 18 条（成績及び単位の認定）に明記し「講義概要」及び「大学ホームページ」に掲載している。	4-1
第 15 条	○	大学設置基準の準用規定に基づき「本大学院学則」で適切に管理・運用している。	3-2 3-5 4-1 4-2
第 16 条	○	修士課程の修了要件については「本大学院学則」第 23 条（課程の修了要件）に明記し厳正に対処している。	4-1
第 17 条	—	博士課程の修了要件については設けていない。	4-1
第 19 条	○	講義室等の必要な設備については十分に設置し「Campus Guide—学生ハンドブック—」で周知している。	3-5
第 20 条	○	各授業科目に必要な機械、器具等については十分に整備している。	3-5
第 21 条	○	研究に必要な図書等の資料については整備している。	3-5
第 22 条	○	学部の施設及び施設の共用については「大学院学則」第 48 条（施設設備の共用）に示しているとおり活用している。	3-5
第 22 条の 2	—	二以上の校地において教育研究を行う場合における施設及び設備については設けていない。	3-5
第 22 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境を整備している。	3-5 5-4
第 22 条の 4	○	研究科の名称については本学の研究にふさわしい、適切なものである。	1-1
第 23 条	—	独立大学院については設けていない。	1-1
第 24 条	—	独立大学院の校舎及び施設については設けていない。	3-5
第 25 条	—	通信教育を行う課程については設けていない。	4-2
第 26 条	—	通信教育を行い得る専攻分野については設けていない。	4-2
第 27 条	—	通信教育を併せ行う場合の教育研究実施組織については設けていない。	4-2 5-2
第 28 条	—	該当しない。	3-2 4-1 4-2
第 29 条	—	通信教育を行う課程は設けていない。	3-5

山口学芸大学

第 30 条	—	通信教育を行う課程は設けていない。	3-2 4-2
第 30 条の 2	—	研究科研究科等連係課程は設けていない。	4-2
第 31 条	—	共同教育課程は設けていない。	4-2
第 32 条	—	共同教育課程は設けていない。	4-1
第 33 条	—	共同教育課程は設けていない。	4-1
第 34 条	—	共同教育課程を編成する専攻に係る施設及び設備については 設けていない。	3-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科は設けていない。	4-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科は設けていない。	5-2
第 42 条	—	博士課程を設けていない。	3-3
第 43 条	○	大学院ホームページに公表している。	3-4
第 45 条	—	外国に設ける組織は設けていない。	1-1
第 46 条	—	段階的整備については該当しない。	3-5 5-2

専門職大学院設置基準 ※該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			4-1
第 4 条			4-2 5-1 5-2
第 5 条			4-2 5-2
第 5 条の 2			4-2 4-3 5-3
第 6 条			4-2
第 6 条の 2			4-2 5-1
第 6 条の 3			4-2
第 7 条			4-2
第 8 条			3-2 4-2
第 9 条			3-2

山口学芸大学

			4-2
第 10 条			4-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-1
第 13 条			4-1
第 14 条			4-1
第 15 条			4-1
第 16 条			4-1
第 17 条			1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条			1-1 4-1 4-2
第 19 条			3-1
第 20 条			3-1
第 21 条			4-1
第 22 条			4-1
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			1-1 4-1 4-2
第 27 条			4-1
第 28 条			4-1
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			4-2
第 32 条			4-2
第 33 条			4-1
第 34 条			4-1
第 42 条			2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

	遵守	遵守状況の説明	該当
--	----	---------	----

山口学芸大学

	状況		基準項目
第3条	○	修士の学位授与の要件については「本大学院学則」第23条（課程の修了要件）第24条（学位論文および最終試験）・第25条（学位授与の要件）、「学位規程」第3条に示し、遵守している。	4-1
第4条	—	本学大学院は、博士の学位授与については設けていない。	4-1
第5条	—	本学大学院は、学位の授与に係る審査への協力については設けていない。	4-1
第5条の3	—	本学大学院は、専門職大学院の課程を修了した者に対し授与する学位については設けていない。	4-1
第12条	—	該当しない。	4-1

大学通信教育設置基準 ※該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条			2-2 2-3
第2条			4-2
第3条			3-2 4-2
第4条			4-2
第5条			4-1
第6条			4-1
第7条			4-1
第8条			4-2 5-2
第9条			3-5
第10条			3-5
第11条			3-2 4-2
第13条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センタ-等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	山口学芸大学ホームページ 学校法人宇部学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	山口学芸大学ホームページ 大学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	①山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学学則	
	②山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	①山口学芸大学ホームページ 募集要項	
	②山口学芸大学ホームページ 入試概要	
【資料 F-5】	学生便覧	
	①Campus Guide—学生ハンドブック—	学内サーバ上で更新しているデータをPDF化しています。最新版は実地調査でご確認ください。
	②Campus Guide—学生ハンドブック—大学院	
【資料 F-6】	大学組織図	
	山口学芸大学ホームページ 組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	
	山口学芸大学ホームページ 令和7年度山口学芸大学事業計画	
【資料 F-8】	事業報告書	
	山口学芸大学ホームページ 令和6年度山口学芸大学事業報告	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	宇部学園ビジョン2030（山口学芸大学抜粋版）	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	①学校法人宇部学園規程集一覧	
	②山口学芸大学規則集一覧	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	①令和7年度理事会・評議員会名簿	
	②令和6年度理事会・評議員会議事録	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）、会計監査報告（過去5年間）及び財産目録（最新のもの）	
	①決算等の計算書類 ②会計監査報告書（令和2年度～令和5年度）	①は【F5】に含まれる。
	③監事監査報告書（令和2年度～令和6年度）※令和6年度後日追加	
	④山口学芸大学ホームページ 財産目録（令和5年度）※6年度後日差替え	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	①履修要項 Campus Guide—学生ハンドブック—【IV授業・試験・単位】	
	②シラバス 山口学芸大学ホームページ 2025年度生シラバス(講義概要2025)	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	①山口学芸大学ホームページ 令和7年度 教育方針（三つのポリシー）	

山口学芸大学

	②山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学大学院 教育方針 (三つのポリシー)	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
	該当なし	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	①山口学芸大学ホームページ 認証評価結果に対する改善報告書	
	②4-1-1_平成 30 年度第 10 回教授会議事録	
	③4-1-2_山口学芸大学教授会規程	
	④5-1-1_山口学芸大学ウェブサイトにおける教員紹介フォーマット	
⑤5-1-2_免許・資格取得状況の推移		

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使用・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	山口学芸大学ホームページ 建学の精神・教育理念・教育目的 https://www.y-gakugei.ac.jp/about/spirit/	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学運営委員会規程	
【1-1-3】	山口学芸大学教授会規程	
【1-1-4】	山口学芸大学大学院教育学研究科委員会運営規程	
【1-1-5】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学自己点検・評価規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	Campus Guide—学生ハンドブック— 建学の精神・教育理念・教育目的・ビジョン	【F-5】と同じ
【1-1-b】	令和6年度実績報告書・自己点検評価報告書抜粋（年度計画1-1-1）	
【1-1-c】	山口学芸大学のビジョン、中期計画、年度計画の構造	
【1-1-d】	宇部学園ビジョン 2030 令和7年度版	
【1-1-e】	山口学芸大学ホームページ 令和7年度 教育方針（三つのポリシー）	【F-14】と同じ
【1-1-f】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学大学院 教育方針（三つのポリシー）	【F-14】と同じ
【1-1-g】	令和6年度実績報告書・自己点検評価報告書抜粋（年度計画2-2-1）	
【1-1-h】	学校法人宇部学園組織規程 第8条	
【1-1-i】	山口学芸大学・山口芸術短期大学図書館委員会規程	
【1-1-j】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学・山口芸術短期大学組織図	
【1-1-k】	山口学芸大学教育目的、三つのポリシー一部改正案新旧対照表（2021年2月12日教授会資料抜粋）	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学学則	【F-3】と同じ
【2-1-2】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学大学院学則	【F-3】と同じ
内部質保証のための組織図		
【2-1-3】	山口学芸大学内部質保証体系図	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-4】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学自己点検・評価規程	【1-1-5】と同じ
【2-1-5】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教育課程委員会規程	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	山口学芸大学ホームページ 学修成果の評価に関する方針（アセスメントプラン）	
【2-1-b】	アセスメントプランの具体的な実施における申し合わせ	
【2-1-c】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学自己点検・評価活動に関する基本方針	
【2-1-d】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学自己点検・評価活動に関する基本的な考え方	
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学自己点検・評価規程	【1-1-5】と同じ
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	山口学芸大学ホームページ 令和 6 (2024) 年度 山口学芸大学自己点検・評価報告書	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-3】	令和 6 年度 自己点検・評価委員会議事要旨	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-4】	令和 6 年第 2 回教授会議事録(R6.5.17)	
IR などを検討する会議体の規則		
【2-2-5】	IR 部会内規	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	卒業生アンケート及び就職先アンケート結果分析	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	学生の支援に関する方針	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教務委員会規程	
【2-3-3】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教育課程委員会規程	【2-1-5】と同じ
【2-3-4】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学 FD・SD 委員会規程	
【2-3-5】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学学生生活支援委員会規程	
【2-3-6】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学 GPA 制度運用規程	
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-7】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学における教育活動に関する協議会設置要綱	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-8】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学学長企画会議規程	
【2-3-9】	令和 6 年度教育活動に関する協議会開催要項	
【2-3-10】	令和 6 年度教育活動に関する協議会議事記録	
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		

山口学芸大学

【2-3-11】	教育課程委員会 議事要旨	
【2-3-12】	山口学芸大学運営委員会 議事録	
【2-3-13】	山口学芸大学教授会 議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-14】	自己点検・評価委員会 議事要旨	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-15】	山口学芸大学における自己点検・評価活動に関する基本方針	【2-1-c】と同じ
【2-3-16】	山口学芸大学ホームページ 自己点検・評価報告書	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	山口学芸大学ホームページ 令和6年度授業に関するアンケート	
【2-3-b】	山口学芸大学ホームページ 令和6年度学生生活アンケート	
【2-3-c】	授業改善報告書（抜粋）	
【2-3-d】	ティーチング・ポートフォリオ	
【2-3-e】	令和7年度教員等会議議事次第及び資料	
【2-3-f】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学教育方針（三つのポリシー）	
【2-3-g】	山口学芸大学ホームページ アセスメントプラン	【2-1-a】と同じ

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	山口学芸大学ホームページ 令和 7 年度 教育方針（三つのポリシー） https://www.y-gakugei.ac.jp/files/pdf/about/policy/R7_3policy.pdf	【F-14】と同じ
【3-1-2】	募集要項 入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）各入試区分における学力の 3 要素の多面的・総合的評価方法 等	
【3-1-3】	山口学芸大学ホームページ 大学院アドミッション・ポリシー https://www.y-gakugei.ac.jp/graduate/	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-4】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教育課程委員会規程	【2-1-5】と同じ
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-5】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学学則	【F-3】と同じ
【3-1-6】	山口学芸大学入学者選抜に関する規程	
【3-1-7】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学の入学者選抜業務に関する申合せ	
【3-1-8】	山口学芸大学教授会規程	【1-1-3】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	「山口県が求める教職員像」教職員人材育成基本方針 P2 https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/178/26295.html	
【3-1-b】	入学者選抜制度の関係者への周知	
【3-1-c】	入学者選抜区分（教育学部教育学科）	
【3-1-d】	入学者選抜区分（大学院教育学研究科子ども教育専攻）	
【3-1-e】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学障害学生支援規程	
【3-1-f】	山口県公立大学入学定員推移表	
【3-1-g】	「母校訪問大使」実施要項	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	学生の支援に関する方針	【2-3-1】と同じ
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教育課程委員会規程	【2-1-5】と同じ
【3-2-3】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教務委員会規程	【2-3-2】と同じ
【3-2-4】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学学生生活支援委員会規程	【2-3-5】と同じ
【3-2-5】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学情報教育委員会規程	
TA、SA などに関する規則		
【3-2-6】	山口学芸大学・山口芸術短期大学における指導補助者に関する規程	
【3-2-7】	指導補助者の資質向上を図るための研修実施要項	
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-8】	Campus Guide—学生ハンドブック—（VI授業・試験・単位）オフィスアワー制度	【F-5】と同じ
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-9】	学生の支援に関する方針	【2-3-1】と同じ

山口学芸大学

【3-2-10】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学障害学生支援規程	【3-1-e】と同じ
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-11】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学学則 第8章	
【3-2-12】	山口学芸大学における進級に関する規程	
【3-2-13】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教務委員会規程	【2-3-2】と同じ
【3-2-14】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教育課程委員会規程	【2-1-5】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	やまぐち高等教育障害学生修学支援ネットワーク	
【3-2-b】	文部科学省 令和5年度 学生の中途退学者・休学者数の調査結果について	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	学生の支援に関する方針	【2-3-1】と同じ
【3-3-2】	Campus Guide—学生ハンドブック— (IVキャリア支援)	【F-5】と同じ
【3-3-3】	山口学芸大学ホームページ 就職実績・進路決定状況	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-4】	山口学芸大学ホームページ 2025年度生シラバス（「学修成果」 教育者・保育者としての使命感と教育的愛情）	
【3-3-5】	山口学芸大学ホームページ 2025年度生シラバス（「学修成果」 地域社会の一員としての自覚）	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-6】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学キャリア支援センター規則	
【3-3-7】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学キャリア支援委員会規程	
【3-3-8】	山口学芸大学ホームページ 就職支援サポート	
【3-3-9】	Campus Guide—学生ハンドブック— (IVキャリア支援)	【F-5】と同じ
【3-3-10】	就職ガイドブック（構成）	
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-11】	「教職演習」概略	
【3-3-12】	山口県教育委員会主催の取り組みへの参加	
【3-3-13】	「就職指導（保育）」概略	
【3-3-14】	山口きらめき企業の魅力発見フェア（Job フェア）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	県内率	
【3-3-b】	キャリア支援に関する授業科目（使命感等科目例）	
【3-3-c】	キャリア支援に関する授業科目（地域社会の一員の自覚科目例）	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		
【3-4-1】	学生の支援に関する方針	【2-3-1】と同じ
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学事務組織規則	
【3-4-3】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学生生活支援委員会規程	
学生の課外活動の支援に関する規則		
【3-4-4】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学課外活動に関する規程	
【3-4-5】	山口学芸大学学生会会則	

山口学芸大学

【3-4-6】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学クラブ室等使用に関する内規	
奨学金に関する規則		
【3-4-7】	山口学芸大学奨学生規程	
【3-4-8】	山口学芸大学特待生奨学金運用内規	
【3-4-9】	一人暮らし準備奨学金運用内規	
【3-4-10】	山口学芸大学県外生特別奨学金運用内規	
【3-4-11】	山口学芸大学予約制特別奨学金運用内規	
【3-4-12】	学修用端末購入推進奨学金（BYOD 奨学金）運用内規	
【3-4-13】	姉妹校特別奨学金運用内規	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	学生サービスデータ概覧	参考:データ編:表 3-9 参考:データ編:表 3-9 参考:データ編:表 3-8 参考:データ編:表 3-7
【3-4-b】	山口学芸大学ホームページ 奨学金など学生に対する経済的な支援	
【3-4-c】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学障害学生支援規程	【3-1-e】と同じ
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	学校法人宇部学園管理規程	
ICT 環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	Campus Guide—学生ハンドブック—（V情報の活用）	【F-5】と同じ
図書館に関する規則		
【3-5-3】	山口学芸大学・山口芸術短期大学図書館規程	
図書館利用案内		
【3-5-4】	山口学芸大学ホームページ 図書館ご利用案内	
【3-5-5】	Campus Guide—学生ハンドブック—（V情報の活用）	【F-5】と同じ
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-6】	山口学芸大学ホームページ 建物（大学・短大部門）の耐震化率について	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	環境整備計画・施設管理計画	
【3-5-b】	山口学芸大学・山口芸術短期大学における教育研究等環境整備に関する方針	
【3-5-c】	施設整備・ICT 整備ロードマップ	
【3-5-d】	山口学芸大学ホームページ 危機管理基本マニュアル	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		
【4-1-1】	山口学芸大学ホームページ 令和 7 年度 教育方針（三つのポリシー） https://www.y-gakugei.ac.jp/files/pdf/about/policy/R7_3policy.pdf	【F-14】と同じ
【4-1-2】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学大学院 教育方針（三つのポリシー） https://www.y-gakugei.ac.jp/graduate/about/#cont02	【F-14】と同じ
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-3】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教育課程委員会規程	【2-1-5】と同じ
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-4】	Campus Guide—学生ハンドブック— 山口学芸大学 3 つのポリシー	【F-5】と同じ
【4-1-5】	Campus Guide—学生ハンドブック（大学院）— 3 つのポリシー	【F-5】と同じ
学位規則、学位審査基準		
【4-1-6】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学学則 第 11 章 卒業及び学位	
【4-1-7】	山口学芸大学学位規程	
【4-1-8】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学大学院学則 第 7 章 課程修了の要件及び学位	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-9】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学学則 第 10 章 教育課程及び履修方法	
【4-1-10】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学大学院 学則第 6 章 教育課程	
【4-1-11】	山口学芸大学単位認定及び試験に関する規程	
【4-1-12】	Campus Guide—学生ハンドブック—（VI教育課程・卒業要件）	【F-5】と同じ
【4-1-13】	山口学芸大学における進級に関する規程	
【4-1-14】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学 GPA 制度運用規程	
【4-1-15】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学における成績評価異議申し立てに関する申し合わせ	
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-16】	山口学芸大学教授会規程	
【4-1-17】	山口学芸大学大学院教育学研究科委員会運営規程	
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-1-a】	山口学芸大学ホームページ 令和 6（2024）年度山口学芸大学自己点検・評価報告書 エビデンスデータ集(10P)【表 22】	
【4-1-b】	山口学芸大学ホームページ 2024 GPA 分布	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	山口学芸大学ホームページ 令和 7 年度 教育方針（三つのポリシー） https://www.y-gakugei.ac.jp/files/pdf/about/policy/R7_3policy.pdf	【F-14】と同じ
【4-2-2】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学大学院 教育方針（三つのポリシー）	【F-14】と同じ

山口学芸大学

	https://www.y-gakugei.ac.jp/graduate/about/#cont02	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-3】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教育課程委員会規程	【2-1-5】と同じ
【4-2-4】	山口学芸大学大学院教育学研究科委員会運営規程	
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-5】	Campus Guide—学生ハンドブック— 山口学芸大学 3つのポリシー	【F-5】と同じ
【4-2-6】	山口学芸大学ホームページ 建学の精神・教育目的・教育理念・ビジョン、教育方針（3つのポリシー）	
【4-2-7】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学大学院 教育方針（3つのポリシー）	【F-14】と同じ
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-8】	Campus Guide—学生ハンドブック—	【F-5】と同じ
【4-2-9】	Campus Guide—学生ハンドブック—大学院	【F-5】と同じ
【4-2-10】	令和7年度履修モデル	
履修に関する規則		
【4-2-11】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学学則 第10章 教育課程及び履修方法	
【4-2-12】	山口学芸大学履修方法に関する規程	
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-13】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教育課程委員会規程	【2-1-5】と同じ
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-14】	山口学芸大学ホームページ 2025年度生シラバス(講義概要2025)	【F13】と同じ
【4-2-15】	シラバス依頼文書	
【4-2-16】	シラバス第三者チェック	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-17】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教育課程委員会規程	【2-1-5】と同じ
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
	該当なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	山口学芸大学ホームページ 令和6年度授業に関するアンケート	【2-3-a】と同じ
4-3. 学修成果の把握・評価		
大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	山口学芸大学ホームページ 令和7年度 教育方針（三つのポリシー）	【4-1-1】と同じ ※ディプロマ・ポリシーのみ参照
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	山口学芸大学ホームページ 2025年度生シラバス(講義概要2025)	【4-2-14】と同じ
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	山口学芸大学ホームページ 学修成果の評価に関する方針(アセスメントプラン)	【2-1-a】と同じ
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教育課程委員会規程	【2-1-5】と同じ
【4-3-5】	第1回入試委員会議事録	
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-6】	山口学芸大学ホームページ GPA分布(2024)	

山口学芸大学

【4-3-7】	山口学芸大学ホームページ GPA 数値分布状況 (2024)	
【4-3-8】	山口学芸大学ホームページ 授業に関するアンケート結果	
【4-3-9】	山口学芸大学ホームページ 授業時間外学修一覧	
【4-3-10】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学卒業生および就職先アンケート調査結果 (2024)	
【4-3-11】	山口学芸大学ホームページ 卒業生アンケート及び就職先アンケート結果分析 (2024)	
【4-3-12】	山口学芸大学ホームページ 学生生活アンケート結果 (2024)	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-13】	山口学芸大学教授会 議事録	
【4-3-14】	山口学芸大学ホームページ 授業に関するアンケート結果	【4-3-8】と同じ
【4-3-15】	令和6年度外部評価記録「教育活動に関する協議会議事記録」	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-3-a】	学修ポートフォリオ 自己評価シート	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	学長のリーダーシップと学長補佐体制	
【5-1-2】	学校法人宇部学園組織規程	【1-1-h】と同じ
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-3】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学学長企画会議規程	【2-3-8】と同じ
【5-1-4】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教育課程委員会規程	【2-1-5】と同じ
【5-1-5】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学自己点検・評価規程	【1-1-5】と同じ
【5-1-6】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学運営委員会規程	
【5-1-7】	山口学芸大学教授会規程	【1-1-3】と同じ
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-8】	学校法人宇部学園組織規程	【1-1-h】と同じ
教授会に関する規則		
【5-1-9】	山口学芸大学教授会規程	【1-1-3】と同じ
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-10】	教授会議事録	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-11】	山口学芸大学学生懲戒規程	
事務局組織図		
【5-1-12】	山口学芸大学ホームページ 組織図	
事務分掌に関する規則		
【5-1-13】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学事務組織規則	【3-4-2】と同じ
職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-14】	山口学芸大学就業規則	
【5-1-15】	山口学芸大学職員採用規程	
【5-1-16】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学非常勤者等における正職員転換措置に関する規程	
【5-1-17】	管理職、事務職員の人事評価（目標達成度評価）実施要領	
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
	該当なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
	該当なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	令和7年度常設委員会	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	山口学芸大学就業規則	【5-1-14】と同じ
【5-2-2】	山口学芸大学職員採用規程	
【5-2-3】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学特命教員に関する規程	
【5-2-4】	山口学芸大学教員資格審査基準内規	
【5-2-5】	山口学芸大学大学院教育学研究科の研究指導教員及び研究指導補助教員の資格審査要項	

山口学芸大学

【5-2-6】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学教員評価規程	
【5-2-7】	教育職員の人事評価（目標達成度評価）実施要領	
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-8】	山口学芸大学教授会規程	【1-1-3】と同じ
【5-2-9】	山口学芸大学大学院教育学研究科委員会運営規程	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FDの方針・計画		
【5-3-1】	山口学芸大学・山口芸術短期大学FD・SD活動の企画・実施の方針	
FDの実施報告書		
【5-3-2】	R5第3回FD・SD委員会議事要旨(6月FD)	
【5-3-3】	R6第3回FD・SD委員会議事要旨(9月FD課題解決)	
【5-3-4】	R6第5回FD・SD委員会議事要旨学生FD	
【5-3-5】	R6第6回FD・SD委員会議事要旨学生FD	
【5-3-6】	R6学生FD_全学共通事項	
【5-3-7】	R6相互授業参観実績報告	
【5-3-8】	R5実績報告書(コンソーシアム等)	
【5-3-9】	R6実績報告書(コンソーシアム等)	
SDの方針・計画		
【5-3-10】	山口学芸大学・山口芸術短期大学FD・SD活動の企画・実施の方針	
SDの実施報告書		
【5-3-11】	R5第2回FD・SD委員会議事メモ (R5.5.26) SPARC	
【5-3-12】	R5全学SD研修「防災とDX」	
【5-3-13】	R6第2回FD・SD委員会議事要旨内部質保証	
【5-3-14】	R6第3回FD・SD委員会議事要旨教学マネジメント	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	2024.8. SD研修「教学マネジメントに係るSD研修アンケート」集計結果	
【5-3-b】	2024.9. FD研修「大学の学びにおける課題解決」集計結果	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	山口学芸大学・山口芸術短期大学研究活動に関するアンケートの結果分析	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-2】	山口学芸大学・山口芸術短期大学における教育研究等環境の整備に関する方針	
【5-4-3】	施設整備・ICT整備ロードマップ	
研究倫理に関する規則		
【5-4-4】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学及び山口芸術短期大学における人を対象とする研究倫理規準	
【5-4-5】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学及び山口芸術短期大学における人を対象とする研究倫理審査委員会規程	
研究費の適正利用に関するマニュアル		

山口学芸大学

【5-4-6】	山口学芸大学ホームページ 研究活動の推進・研究不正防止ハンドブック	
【5-4-7】	公的研究費の取扱いに関する手引き	
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-8】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学・山口芸術短期大学における研究に係る取扱いに関する規程	
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-9】	山口学芸大学ホームページ 山口学芸大学・山口芸術短期大学における公的研究費取扱規則	
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-10】	科研費に関する公募情報や応募方法	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-11】	外部資金獲得状況	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-4-a】	研究助成制度取扱要項（令和7年度版）	
【5-4-b】	本学のコンプライアンス教育及び研究倫理教育の基本方針	
【5-4-c】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学における研究インテグリティの確保に関する規程	

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学倫理規程	
情報公表に関する規則		
【6-1-2】	山口学芸大学ホームページ 学校法人宇部学園寄附行為	【F-1】と同じ
学校教育法施行規則第 172 条の 2 に対応した部分の URL		
【6-1-3】	山口学芸大学ホームページ 情報公表 https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/	
私立学校法第 151 条に対応して公開した部分の URL		
【6-1-4】	山口学芸大学ホームページ 情報公表 https://www.y-gakugei.ac.jp/about/disclosure/	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-5】	学校法人宇部学園内部統制システムに関する基本方針	
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-6】	山口学芸大学内部統制システムに関する体制図	
内部統制に関する規則		
【6-1-7】	学校法人宇部学園組織規程	【1-1-h】と同じ
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-8】	ハラスメント防止方針	
【6-1-9】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学ハラスメントの防止等に関する規則	
【6-1-10】	山口学芸大学・山口芸術短期大学ハラスメント防止対策委員会規程	
【6-1-11】	山口学芸大学育児・介護休業等に関する規則	
個人情報保護に関する規則		
【6-1-12】	学校法人宇部学園在学生等の個人情報保護に関する規則	
【6-1-13】	学校法人宇部学園個人番号及び特定個人情報取扱規程	
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-14】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学危機管理規則	
【6-1-15】	山口学芸大学及び山口芸術短期大学危機管理対策本部会議規程	
【6-1-16】	山口学芸大学・山口芸術短期大学消防計画	
【6-1-17】	山口学芸大学ホームページ 事業継続計画（BCP）	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-18】	山口学芸大学ホームページ 危機管理基本マニュアル	
【6-1-19】	山口学芸大学ホームページ 大規模地震行動マニュアル	
【6-1-20】	研究活動における不正行為への対応等：文部科学省	
【6-1-21】	山口学芸大学ホームページ 研究活動の推進・研究不正防止ハンドブック	【5-4-6】と同じ
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

山口学芸大学

【6-1-a】	山口学芸大学ホームページ ガバナンス・コード	
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	山口学芸大学ホームページ 令和7年度宇部学園組織図	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	理事会議事録（令和6年5月）	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-3】	山口学芸大学ホームページ 学校法人宇部学園寄附行為	【F-1】と同じ
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-4】	理事会議事録（令和6年3月）	
【6-2-5】	理事会議事録（令和6年8月）	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-6】	理事会議事録（令和7年3月）	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-7】	山口学芸大学ホームページ 令和6年度山口学芸大学事業報告	
【6-2-8】	学園ニュース	
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	理事会議事録（令和6年3月）	【6-2-4】と同じ
【6-3-2】	評議員会議事録（令和3年3月）	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-3】	理事会議事録（令和6年3月）	会計監査人は、6月定時評議員会で選任予定 【6-2-4】と同じ
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-4】	評議員会議事録（令和6年5月）	
【6-3-5】	評議員会議事録（令和7年3月）	
監事監査に関する規則		
【6-3-6】	山口学芸大学ホームページ 学校法人宇部学園寄附行為	規則作成予定 【F-1】と同じ
監事監査計画書		
【6-3-7】	監事監査計画書（令和6年5月）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	令和7年度常設委員会	【5-1-a】と同じ
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	学校法人宇部学園寄附行為、経理規程、年度計画抜粋	
財務計画書		
【6-4-2】	学校法人宇部学園中期財務計画	
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	外部資金導入実績	
資産運用に関する規則		
【6-4-4】	資金運用規程	
6-5. 会計		
経理に関する規則		

山口学芸大学

【6-5-1】	学校法人会計基準	
【6-5-2】	学校法人宇部学園経理規程	
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-3】	山口学芸大学ホームページ 学校法人宇部学園寄附行為	【F-1】と同じ
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-4】	公認会計士から監事・役員への報告（令和6年11月6日）	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-5-a】	評議員会議事録（令和7年3月）	【6-3-5】と同じ
【6-5-b】	理事会議事録（令和7年3月）	【6-2-6】と同じ

基準 A. 建学の精神「至誠」が貫く地域の未来創造

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 「共にある」から「伸ばし高め、広げる」へ		
【A-1-1】	地学地就状況	
【A-1-2】	大学リーグやまぐち・設立会議	
【A-1-3】	山口県教育委員会教材、これが私の故里だ	
【A-1-4】	山口県教育振興基本計画	
【A-1-5】	山口学芸大学ホームページ 建学の精神	
【A-1-6】	山口学芸大学ホームページ キャンパスツアー・体験授業	
【A-1-7】	高大連携事業（連携協定書、交流例）	
【A-1-8】	大学リーグやまぐち	
【A-1-9】	ジュニアリサーチセッション	
【A-1-10】	一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアム	
【A-1-11】	山口学芸大学ホームページ 学習支援ボランティア	
【A-1-12】	山口学芸大学ホームページ 見学実習（大学教育基礎演習シラバス）	
【A-1-13】	山口学芸大学ホームページ 至誠やまぐち劇場	
【A-1-14】	山口学芸大学ホームページ 2025 年度生シラバス（「学修成果」教育者・保育者としての使命感と教育的愛情）	
【A-1-15】	山口学芸大学ホームページ 2025 年度生シラバス（「学修成果」地域社会の一員としての自覚）	
【A-1-16】	サークル「子どもの木」	
【A-1-17】	山口市と山口学芸大学及び山口芸術短期大学との包括連携に関する協定書[平成 29 年度]	
【A-1-18】	フューチャールーム事業概図	
【A-1-19】	大学リーグやまぐち「PBL 実践報告会」	
【A-1-20】	山口きらめき企業の魅力発見フェア（Job フェア）	
【A-1-21】	2025 県内進学・仕事魅力発信フェア in やまぐち	
【A-1-22】	山口学芸大学ホームページ 就職実績・進路決定状況	
【A-1-23】	山口県の専門職分野が求める人材像(専門職分野の関係団体調査結果)	
【A-1-24】	山口県教職員人材育成基本方針～ともに学び、ともに育つ～	
【A-1-25】	山口学芸大学ホームページ 教育・保育支援センター	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。